

# 目 次

1	平成26年度予算編成の基本方針	1
2	平成26年度主要施策の概要	13
3	平成26年度当初予算額一覧表	23
1	平成26年度当初予算会計別予算額	23
2	平成26年度当初一般会計予算	24
(1)	歳入予算額	24
(2)	歳出予算額	25
(3)	債務負担行為	26
(4)	地方債	32
4	予算の内容	36
1	一般会計	36
(1)	歳入予算の内容	36
(2)	歳出予算の内容	40
2	特別会計	90
3	企業会計	92

## 付 表

1	平成26年度予算額対前年度比較表	94
2	平成26年度一般会計歳出予算額分類別対前年度比較表	96
3	平成26年度会計別予算額対前年度予算額及び前々年度決算額比較表	102
(1)	一般会計	102
1	歳入	102
2	歳出	104
(2)	特別会計	106
(3)	企業会計	108
4	平成26年度一般会計財源別充当予算額対前年度比較表	110
5	平成26年度県債充当計画一覧表	112

6	現債高一覧表	115
7	平成26年度職員定数表	116
(1)	知事部局職員	116
(2)	諸局職員	116
(3)	教育職員	117
(4)	警察職員	118
8	平成26年度給与費	119
(1)	一般会計	119
(2)	特別会計	120
9	引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に 要する経費	121

# 平成26年度予算の説明

## 1. 平成26年度予算編成の基本方針

### 1. 国の予算編成の方針

平成26年度予算は、「平成26年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

#### (1) 平成26年度予算編成の基本的な考え方

平成26年度予算編成に当たっては、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

このため、「新しい日本のための優先課題推進枠」で要望された施策を始めとしてその内容を精査し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視しつつ、真に必要な施策に予算を重点化する。

予算の「質」の向上を図るため、行政事業レビューの活用など PDCA サイクルの徹底を図る。また、頑張るもの(人・企業・地域)が報われる仕組みへの改革、府省間での施策の重複の排除、民間活力の活用の促進等により、効率化を進める。

これらの取組により、経済成長による税収増を安易に歳出増につなげるのではなく、メリハリの効いた予算を編成し、内外の経済社会情勢の変動に対応する。

税制については、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を旨としつつ、経済社会構造の変化を踏まえながら、あるべき税制の在り方を検討するなど、必要な取組を進める。

平成25年度予算においては、経済再生を図りながら、3年ぶりに税収と新規国債発行額を逆転させ、財政健全化の第一

歩としたところである。今後、財政健全化目標を着実に達成していくためには、引き続き税収を拡大させるとともに、各年度継続して歳出を効率化していく必要がある。

こうした考え方の下、中期財政計画に基づきながら、上記の取組により、国の一般会計の基礎的財政収支について、平成26年度予算において少なくとも△19兆円程度とすることを目指し、一般会計の当初予算において4兆円を上回る収支改善を図る。新規国債発行額についても、平成25年度を下回るよう最大限努力する。

#### (2) 予算の重点化・効率化の推進

高齢化等により社会保障関係費が増大する中で、中期財政計画に基づく国の一般会計の基礎的財政収支の改善を行うため、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。次に掲げる社会保障、社会資本整備、地方財政に限らず、他の各分野においても、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化に対応しつつ、重点化・効率化を進め、歳出を抑制する。とりわけ消費税率引上げが予定される平成26年度予算については、国民に負担増を求める際に、各経費が安易に膨張したり、無駄な経費があるといった批判を招くことがないよう、徹底して取り組む。

主な分野における歳出改革は以下のとおりである。

##### ① 社会保障

高齢化等を背景に、社会保障の給付の伸びは名目成長率を大きく上回っており、公費負担が増大し財政赤字が拡大して、後世代に負担を先送りするこ

ととなっている。国民の安心を支える社会保障制度を持続可能なものとするため、様々なニーズに対応しつつ新たな国民負担の発生を厳に抑制し、効率的に社会保障サービスが提供される体制を目指すことが必要である。

人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、「年齢別」から「負担能力」に応じた負担に切り替えるとの観点に立ち、重点化・効率化の目標と工程表に沿った徹底した取組を行う。また、健康寿命を延伸し、自助・自立のための環境が整備された社会を構築するなど、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号)に基づく改革を推進する。

## ② 社会資本整備

今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進していく必要がある。

平成26年度予算においては、デフレからの早期脱却と経済再生や財政健全化との両立を目指す中で、アジアの都市に負けない国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対し、選択と集中、優先順位の明確化、民間能力の活用、3つの大原則の下で、ソフト施策と連携しつつ、効果的・効率的に推進していく。

## ③ 地方行財政制度

地方財政については、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある。このため、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど歳入面・歳出面における改革を

進めていく。

国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

頑張る地方を息長く支援するため、地方交付税において、地域経済の活性化に資する算定を導入する。

人口構造の変化等に適合した地方制度の構築に向けて、関係府省が連携して、「定住自立圏構想」を強力に進めるとともに、「地方中枢拠点都市」を中心とする新たな広域連携や広域での効果的・効率的な機能分担等が進むよう、自治体間の柔軟な連携を可能とする新たな仕組みを導入する。

地方公会計の整備を促進することにより、地方における財政運営の透明化・効率化を図るとともに、地方公共団体が保有する公共施設等の適正な管理を推進し、老朽化施設の解体撤去のための財政措置を含めた支援を検討する。

## 2. 地方財政計画の策定方針

平成26年度においては、社会保障の充実等を含め、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

### (1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、前年度に比し6,050億円、1.0%増の60兆3,577億円と、平成25年度地方財政計画を相当程度上回る額を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補填措置

平成26年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するとともに、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ったが、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、10兆5,938億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来19年連続して「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、平成26年度から平成28年度の間は、平成25年度までと同様、建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお財源不足が生じる場合には、これを国と地方が折半して補填することを基本として対処することとしたところである。この場合において、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算(臨時財政対策特例加算)により、地方負担分については、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填措置を講じることとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとし、「地方交付税法」第6条の3第2項の制度改正としてこれらの措置を講じ、所要の法律改正を行うこととしたところである。

上記の考え方にに基づき、平成26年度の財源不足額10兆5,938億円のうち、「折半対象以外の財源不足」については、公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債(財源対策債)の増発(7,800億円)、平成25年度以前の地方財政対策等に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成26年度に加算することとされている額(以下「既往法定分」という。)等の交付税特別会計への繰入れ(8,648億円)、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算の交付税特別会計へ

の繰入れ(6,100億円)、交付税特別会計剰余金の活用(1,000億円)、地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行(2兆9,513億円)により補填することとした。その上で、これらを除く、5兆2,877億円について、国と地方が折半してそれぞれ補填措置を講じることとしている。

(3) 地方交付税の総額

平成26年度の地方交付税の総額は16兆8,855億円(前年度比1,769億円,1.0%減)となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 地方交付税の法定率分等

12兆6,669億円

ア 国税5税分の法定率分

12兆2,191億円

イ 地方法人税(仮称)の法定率分

3億円

ウ 国税決算精算分(平成19,20年度)

等

△3,145億円

エ 交付税特別会計借入金償還額

△2,000億円

オ 交付税特別会計借入金支払利子

△1,729億円

カ 平成25年度からの繰越金

1兆1,349億円

② 一般会計における加算措置等

4兆2,186億円

ア 折半対象以外の財源不足における

補填(既往法定分等) 9,648億円

(ア) 法定加算(既往法定分等)

8,648億円

(イ) 交付税特別会計剰余金の活用

1,000億円

イ 地方税収の状況を踏まえた別枠加算

6,100億円

ウ 臨時財政対策特例加算

2兆6,438億円

また、次の①及び②に掲げる額の合計額については、新たに平成32年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、

その旨法律に定めることとしている（法定加算）。

- ① 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 41億円
  - ② 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 20億円
- (4) 消費税率（国・地方）の引上げとそれに伴う対応

① 消費税率（国・地方）の引上げ

政府は、平成25年10月1日に「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」を閣議決定し、経済再生を進めながら財政再建との両立を図っていくことの重要性並びに増大する社会保障の持続性と安心の確保及び我が国の信認維持といった社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえつつ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年法律第68号）附則第18条及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）附則第19条の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、消費税率（国・地方）については、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認している。このうち地方消費税率（消費税率換算）については、1%から1.7%へ引き上げることとしている。

また、消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定し、デフレ脱却と

経済再生に向けた道筋を確かなものとしている。具体的には、税制上の措置として、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（平成25年10月1日自由民主党・公明党決定）に基づき、設備投資減税等の政策税制等を実施することとしており、地方税においても、法人住民税及び法人事業税において法人税に準ずる措置を講じるほか、固定資産税において、設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制として、耐震改修を促進するための税制等を創設することとしている。また、平成25年末における通常の年度改正においても、これらの投資減税措置等の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講じることとしている。さらに、平成26年度4～6月期に見込まれる反動減を大きく上回る5兆円規模の新たな経済対策を策定することとされ、「好循環実現のための経済対策」

（以下「経済対策」という。）が平成25年12月5日に閣議決定された。また、経済対策に沿った平成25年度補正予算（第1号）（概算）が平成25年12月12日に閣議決定され、平成26年1月24日に通常国会に提出された。なお、経済対策においては、「本経済対策の効果が速やかに発現し、消費税率引上げに伴う反動減に適切に対応できるよう政府を挙げて迅速に対策の具体化を図るとともに、地方公共団体に対しても速やかな対応を要請する。」とされている。

② 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものとするのが「地方税法」（昭和25年法

律第226号) 上明記されている。

地方公共団体においては、引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようになるとともに、引上げ分の地方消費税収の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示することとしている。

③ 地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施等

今後、消費税率の円滑な引上げに向けて、今回の社会保障と税の一体改革について国民の一層の理解と協力を得るためには、今回の改革の意義や必要性について国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要がある。

地方公共団体においては、今回の改革が国と地方が共同して結論を得たものであるという経緯も踏まえて、地域住民への周知や広報等に主体的かつ積極的に取り組んでいただきたい。

④ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、平成26年4月1日の消費税率の引上げに当たっては、その円滑な転嫁が図られることが重要である。

消費税率の引上げに伴う歳出の増については、国の歳出と基調を合わせて平成26年度の地方財政計画に計上することとしており、各地方公共団体においても、歳出予算への適切な計上にご留意いただくとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組まされたい。また、歳入面においても、地方公共団体が行う財貨・サービスの提供等については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、所要の措置を講じていただきたい。

また、転嫁対策については、「消費

税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)第14条第3項において、「国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。」とされているところ、「消費税率(国・地方)の引上げについて」で通知したとおり、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報を行うほか、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談に丁寧に対応するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について適切に取り組んでいただきたい。

(5) 地方税制改正

平成26年度の地方税制改正においては、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、法人税額を課税標準とした地方法人税(仮称)を創設し、その税収全額を地方交付税原資とすることとしている。併せて、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に還元することとしている。また、消費税率8%への引上げ時において自動車取得税の税率を引き下げ一方、軽自動車税の税率を引き上げる等の車体課税の見直しを行うこととしている。

さらに、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災からの復興を支援するための税制措置等を講じることとしている。

(6) 地方法人課税の偏在是正

平成26年度の地方税制改正において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力

格差の縮小を図るために創設する地方法人税（仮称）については、その税収全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とすることとしている。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上することとしているが、実際に偏在是正効果が生じる平成27年度以降に措置することとしている。また、地方法人特別税・譲与税の規模を3分の1縮小し、法人事業税に復元することとしている。

#### (7) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（平成26年度地方財政計画ベース）は83兆3,700億円程度（前年度比1兆4,500億円程度、1.8%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は67兆7,500億円程度（前年度比1兆3,300億円程度、2.0%程度増）となる見込みである。

また、通常収支分の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は60兆3,577億円（前年度比6,050億円、1.0%増）となる見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額は59兆4,277億円（前年度比4,250億円、0.7%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は12.7%程度（前年度13.6%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成26年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は199兆8,200億円程度（前年度末200兆9,500億円程度、前年度比1兆1,400億円程度減）となる見込みである。

#### (8) 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方

公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている。

復旧・復興事業の歳入歳出規模（平成26年度地方財政計画ベース）は1兆9,600億円程度となる見込みである。

また、復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置することとしている。

① 直轄・補助事業に係る地方負担分（但し、公営企業債、公営住宅建設事業債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（以下「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）

#### ② 地方単独事業分

ア 単独災害復旧事業に係る経費

イ 「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に基づく職員の派遣、放射性物質により汚染された土壌等の除染に係る経費等

③ 東日本大震災への税制上の対応として、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図るために講じる以下に掲げる税制上の臨時特例措置等に伴う減収分

ア 「地方税法」等に基づく特例措置分

平成23年度から平成25年度までに地方税法改正法等により措置されたもののほか、通常国会に提出される予定である「地方税法等の一部を改正する法律案（仮称）」等による地方税等の減収額

イ 条例減免分

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域（「東日本大震



災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。)内にあるものにおける地方税, 使用料, 手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で, その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額

ウ 復興特区法等に基づく特例措置分

「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)及び「福島復興再生特別措置法」(平成24年法律第25号)(以下「復興特区法等」という。)に基づき, 復興産業集積区域内等において, 認定地方公共団体の指定を受けた法人等に対して, 認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業等に係る事業税, 不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の当該地方公共団体の減収額全国防災事業の歳入歳出規模(平成26年度地方財政計画ベース)は, 直轄事業負担金及び補助事業費等により, 2,500億円程度となる見込みである。

### 3. 岡山県の当初予算編成方針

これまでの行財政改革の取組により, 収支不足が大幅に縮小するなど, 本県財政は改善しているものの, 高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増などから今後も収支不足が見込まれている。さらには, 国の財政状況等を踏まえれば, 今後の地方一般財源総額の確保も予断を許さないことから, 持続可能な財政運営を行うためには, 引き続き, 財政健全化の取組が求められている。

また, 社会経済情勢の変化を捉えた施策を積極的に展開していくためにも, これまでの行革の取組の成果を維持するとともに, コス

ト意識の徹底を図り, 不断の改革・改善に取り組むことで, 経費支出の効率化に徹することはもとより, 県税をはじめとした歳入確保に努め, 財政運営の健全化を図る必要がある。

さらに, 南海トラフ巨大地震等の災害をはじめ, 教育県岡山の復活や産業の振興・雇用創出など本県が直面している課題, 地方分権改革に伴う国と地方の役割分担の見直し, 国による各種制度の変更等に的確に対応することが求められている。

このような状況の中, 平成26年度予算編成においては, 「岡山県行財政経営指針」に基づき, これまでの行革の成果を今後とも維持するとともに, 不断の改革に取り組み, 財政規律を守った持続可能な財政運営を行う一方で, 「晴れの国おかやま生き生きプラン(案)」の開始年度に当たることから, スピード感を持って教育再生や産業振興をはじめとするこれからの本県に好循環をもたらす施策に全力で取り組み, 県民に「晴れの国おかやま生き生きプラン(案)」の成果を実感してもらえようことを目指して予算編成することとする。

以上のような基本認識を踏まえ, 平成26年度予算編成については, 次の事項に留意のうえ, 適正な予算要求を行うよう命により通知する。

## 記

### 1 全般的事項

- (1) 年間総合予算を編成するものとする。
- (2) 「岡山県行財政経営指針」を踏まえた予算要求を行うこと。
- (3) 「晴れの国おかやま生き生きプラン(案)」に掲げる「教育県岡山の復活」, 「地域を支える産業の振興」, 「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略などに基づき重点的に推進する施策・事業については, 部局間の予算配分にとらわれず, 重点的に財源を配分することとする。

このため, 予算要求に当たっては, 別紙「平成26年度予算要求に向けた重点検討事項」に留意し, これからの本県に好

循環をもたらし、全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現に向けて実効性の高い施策・事業について、既存事業の整理・見直しを図りながら積極的に取り組むこと。

- (4) 各部局を横断する施策・事業の推進に当たっては、各部局の関連施策事業を相互に把握するとともに、政策推進会議等における協議結果を踏まえながら、関係部局が連携して取り組むこと。
- (5) 事業再点検に関する有識者会議からの報告を踏まえ見直しを行い、早急に取り組めるものについては、その結果を適切に反映させること。

また、事業再点検の議論から漏れた事業についても、事業再点検の趣旨を踏まえ、各部局において積極的な見直しを図ること。

- (6) 現場の実情を十分に踏まえ、時代の変化に即座に対応し、県民の求めるタイミングで行政サービスを提供するなど、スピード感のある県政の推進に努めるとともに、民間にできることは民間に任せるなど、行政のスリム化に努めること。

また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。

- (7) 更なる創意工夫を凝らし、引き続きあらゆる歳入確保対策に全力で取り組むこと。
- (8) 予算要求に当たっては、国の動向等、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
- (9) 今後、国の社会保障制度改革を含めた予算編成及び地方財政措置等が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、改めて通知することも考えられるので留意すること。

## 2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、課税客体の完全把握に努めつつ、今後の経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込額を算定すること。

また、収入率の向上のために、差し押さえなどの迅速な滞納整理等を積極的に行っていくこと。

- (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
- (3) 県債については、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額の確保を図ること。
- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。
- (5) 使用料、手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の適正化を図ること。
- (6) 財産収入については、未利用・低利用の県有資産等についてはあり方を検討し、保有する意義の少ないものについては、積極的に売却するとともに、貸付等、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金、負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。
- (8) 寄付金については、ふるさと納税制度を活用し、積極的に普及啓発に努めること。
- (9) 諸収入及びその他の収入については、宝くじの販売促進等積極的に収入の確保に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。
- (10) 県税以外の滞納債権については、払いたくても払えない者等に対する一定の配慮に留意しつつ、弁護士との連携による法的な手段も積極的に活用しながら、本県が一丸となり組織を上げて最大限回収することとしたうえで、的確な見積もりを行うこと。

### 3 歳出に関する事項

- (1) 「岡山県行財政経営指針」等を踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求を行うこと。

なお、平成26年4月1日に消費税率が改定されることに伴う消費税増税の影響額については、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のため、要求基準に別枠を加算する措置を講ずることとする。

#### ア 義務的経費

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。

#### イ 一般行政経費（事業費・運営費）

別紙「平成26年度予算要求に向けた重点検討事項」に掲げた事項に留意し、これからの本県に好循環をもたらす、全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現に向けて実効性の高い施策・事業については、緊急性や費用対効果などの観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

上記施策・事業等の財源を確保するために、

- ・事業費については、これまでの行革による一般施策の見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、これまでの実績を踏まえた経費節減の徹底などにより、一般財源ベースで平成25年度当初予算額の98%（産業労働部、教育委員会は平成25年度当初予算額と同額）に消費税増税影響額を加算した額を要求上限とする。産業労働部、教育委員会については、既存施策・事業の組み替え等により重点的に推進する施策・事業等を積極的に要求することとし、要求内容については、十分に財政当局と協議・調整を行うこと。
- ・運営費については、これまでの行革による施設の維持管理経費などの見

直し内容の維持、コスト意識を持った調達方法の検討や見積方法の検証、経費削減の徹底などにより、事業費ベースで平成25年度当初予算額と同額に消費税増税影響額を加算した額を要求上限とする。

このほか、運営費については、個別管理事業（PFI事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するもので財政当局が認めたものは、所要額の要求を認めることとし、施設修繕経費等は、原則として要求上限内の要求とする。

#### ウ 投資的経費（公共事業等費）

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組みとともに、老朽化対策・事前防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を進めるため、補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで平成25年度当初予算額と同額に消費税増税影響額を加算した額を要求上限とする。

なお、維持修繕経費は、一般財源ベースで平成25年度当初予算額と同額に消費税増税影響額を加算した額の110%までの要求を認めるものとするが、充当する特定財源の総額は平成25年度当初予算額を上限とする。

このほか、一定規模以上の建築公共事業（県立学校の耐震化）は個別管理とし、必要所要額を精査した上で要求を認める。

- (2) 上記要求基準に併せ、次の点に留意のうえ要求を行うこと。

ア 義務的経費については、必要最小限の所要額とし、次の点に留意して的確な見積もりを行うこと。

- ・人件費については、組織の簡素化、職員数削減などに応じ必要最小限を見積もること。

なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示す

るところによること。

- 公債費については、近年の金利水準を踏まえ、金利変動リスクを勘案しつつ、適切な要求を行うこと。
- 社会保障関係費については、社会保障制度改革など国の動向に十分留意し、要求を行うこと。

イ 一般行政経費（事業費）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- 国庫補助事業においては、新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要度、緊急度を十分検討のうえ、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。

- 補助率の変更等による任意の県費つぎ足しなどは行わないこと。

また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。

- 県単独の補助金や貸付金については、必要性・緊急性・効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定すること。
- 負担金については、特に法的根拠に留意することとし、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものについては廃止・縮減を図ること。

ウ 一般行政経費（運営費）については、あらゆる創意と工夫を凝らし、消耗品や備品費、賃金など事務関係経費の節減に最大限の努力を払うものとし、必要最小限の要求を行うこと。

また、ファシリティマネジメントの推進を図るなど、維持管理経費の縮減や資産の有効活用、遊休資産の売却を促進すること。

エ 投資的経費（公共事業等費）については、事業の必要性や熟度、費用対効果、地方負担額の状況、内示見込額等を勘案のうえ、見積もること。

また、アセットマネジメント手法を

活用するなど、計画的な維持修繕、大規模施設の長寿命化等将来にわたって適切な管理を行い、公共施設の維持修繕費・更新費の最小化・平準化を図ること。

(3) 新たな情報システムの開発・導入、既存システムの変更及び保守・運用など情報化に関する予算要求については、情報政策課に協議し、十分調整を行うこと。

(4) 包括外部監査、新行政評価、公共事業評価、大規模施設建設事業評価、試験研究機関の外部評価など各種評価結果に基づき、施策及び事務事業の徹底した見直しを行い、適切な要求を行うこと。

#### 4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、真に必要なものに限定すること。

#### 5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、当該会計の健全運営に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図ったうえで一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化、能率化に努めるとともに、受益者負担の均衡を図るうえからも料金等の適正化を検討すること。

## 別紙

### 「平成26年度予算要求に向けた重点検討事項」 《教育県岡山の復活》

- 子どもたちが落ち着いて学習できる環境を整備し、教師の教える技術の向上を図る。

（例：スクールカウンセラーや支援員の効果的な配置・活用等による不登校児童生徒の解消、学力の状況把握と分析に基づく基礎学力の向上、効果的な指導手法の検証と優良事例の普及、放課後や土曜日等の補充学習の拡充等）

- 家庭教育の充実を図り、地域を挙げて教育支援を行う。

（例：家庭の意識向上を通じた学習時間の確保と生活習慣の定着、地域住民の参画による学習支援の拡大等）

- ・規範意識と思いやりの心、郷土への愛着と誇りを持った子どもの育成を図る。

(例：規範意識や思いやりの心を育む道徳教育の充実、学校における長期的な体験活動の推進等)

- ・いじめ、暴力行為、非行等について、関係機関が一体となって抜本的な対策を行う。
- (例：問題行動の初期段階での確実な対応、「悪いことは悪い」という善悪の意識の徹底、非行防止等に向けた社会全体での危機感の共有と取組の推進等)

#### 《地域を支える産業の振興》

- ・新規立地や県内再投資など企業が投資しやすい環境を整備する。

(例：補助制度の拡充や更なる規制緩和の検討など総合的なサポート対応の充実、企業ニーズを踏まえた企業用地の確保、水島コンビナートの競争力強化に向けた支援等)

- ・陸海空の交通基盤の充実を図り、交通や物流の効率性を高める。

(例：水島港や岡山空港の機能強化と利用促進、シミュレーション解析など先進的手法も活用した岡山市中心部等の渋滞緩和対策等)

- ・県内中小企業の技術力と市場競争力を高め、力強い成長を促す。

(例：航空機関連分野等の新技術の開発支援、国内外の商談機会の提供等の販路開拓支援、市場や顧客を意識した食品関連産業の活性化支援、新規創業や事業承継による円滑な世代交代の促進、新たな分野へのビジネス展開の支援等)

- ・観光消費額や観光客数の増加に結びつく効果的な取組を進め、観光関連事業の充実を図る。

(例：民間企業とのタイアップや近隣県との連携による誘客促進、農業・自然・スポーツ・歴史・文化など地域資源の新たな観光素材への磨き上げ、ターゲットに合わせた効果的なプロモーションの展開、外国人向けの案内や地域を挙げたおもてなしなど受入体制の充実、成長戦略等と連動した対外情報発信等)

- ・県産農林水産物のブランドの確立と力強い担い手の育成を通じ、儲かる農林水産業の実現を図る。

(例：国内外のマーケティングの強化と市場ニーズに基づいた産地規模の拡大、輸出を含めた食市場の拡大の推進、県外からの新規就農の促進と経営確立支援、担い手への農地集積等による収益性の高い経営体の育成、企業の農業参入と法人化の促進、鳥獣害防止対策の推進等)

- ・県内外の学生等の県内企業への就職を促し、県内企業が求める人材を育成する。

(例：新卒者のUターンなど県内就職支援、専門的スキルを有する高校生の育成等)

#### 《安心で豊かさが実感できる地域の創造》

- ・健康寿命の延伸を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で自立して暮らせる社会をつくる。

(例：データの活用や大学・企業と連携した心と体の健康づくりの推進、生活習慣病の予防に向けたバランスのとれた食生活や運動習慣の普及・定着、高齢者の地域包括ケアシステムの構築、地域医療提供体制の整備、社会保障制度改革に伴う対応等)

- ・少子化対策推進の観点から、結婚、妊娠、出産、子育てを切れ目なくサポートする。

(例：広域的な出会いの場づくりの新設、妊娠・出産の正しい知識の普及、多様化するニーズへの対応を通じた待機児童の解消等)

- ・災害に対する備えを強化するとともに、犯罪や事故のない社会を実現する。

(例：地域防災力の強化、迅速で分かりやすい防災情報の提供、防犯設備や情報機器も活用した犯罪の起きにくい社会づくりと交通安全対策の推進等)

- ・中山間地域等の自立的な地域づくりに向け、民間参加や県内への移住などの新たな動きを拡大させる。

(例：集落機能維持に向けた取組、企業や都市住民等の参加による地域活性化、きめ細かな受入体制の整備等を通じた移住・定住の促進等)

- 身近な生活環境の向上や文化・スポーツを通じた地域づくりなど、豊かで潤いのある暮らしの実現を図る。

(例：スギ花粉の飛散低減に向けた広域的取組の推進，電気自動車や太陽熱利用設備等の普及促進，地域づくりにおける文化の力の活用，おかやまマラソン（仮称）の開催準備，事前キャンプ誘致など東京オリンピック開催への対応等)

- 総合的な情報発信力を強化し，本県の知名度の向上と岡山ブランドの確立を目指す。

(例：イメージアップ戦略の新たな展開，本県の魅力に共感する人のネットワークの拡大等)

## 2. 平成26年度主要施策の概要

平成26年度は「晴れの国おかやま生き生きプラン」を指針として県政の推進を図る初年度であり、プランの重点戦略である「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」に沿いながら、戦略プログラム等の目的の達成を目指し、目に見える成果につながる実効性の高い事業を実施する。

### 重点戦略Ⅰ 教育県岡山の復活

#### ① 学力向上プログラム

子どもたちの生活習慣や学習習慣等の改善、学習環境の整備、教員の指導力の向上を図るなど、学校力を高め、基礎学力の定着と才能のさらなる伸長を目指す。

特に、子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備に向けては、暴力行為、学校の荒れの解消を図るとともに、特に課題の大きい小学校低学年からの不登校の解消と未然防止に向けた取組の強化を図る。

また、教師の教える技術の向上に向けては、学習内容が抽象化し、つまづきやすい小学校4年生から、それぞれの学年での学習の定着状況を早期から把握するため、学力定着状況たしかめテストを実施し、切れ目無く児童・生徒の学習状況を把握するとともに、学力の現状に応じた効果的な指導方法を提供する等により、各学校における授業改善等の取組の一層の強化を図る。さらに、学力や問題行動等の課題解決に向けて教職員が一体となって取り組み、成果を上げている学校を応援し、その取組を奨励することにより、教職員のさらなる意欲の向上と他校への普及、拡大を図る。

このほか、私立学校については、独自の建学精神と教育方針のもとに特色ある教育を行うなど、公教育の重要な一翼を担っているが、少子化に伴う生徒減少など、私立学校を取り巻く環境は大きく変化してお

り、それぞれの私立学校は、社会情勢の変化や多様化する県民ニーズに応じた私学ならではの魅力ある学校づくりが期待されている。県としては、私立学校の教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、私立学校経常費補助金をはじめとする各種補助事業を実施するとともに、高校生等に対し就学支援金を交付するなど、私学振興に努める。

#### ② 徳育推進プログラム

いじめや暴力行為等への対応を進めるとともに、道德教育の充実やスポーツ・文化等の体験活動、ボランティアなどの社会貢献活動等を通じて、規範意識と思いやりの心、生まれ育った郷土への愛着と誇りを持った子どもたちを育成する。

特に、道德教育の充実による規範意識の確立に向け、体験活動を通じた他者を思いやる心や、人間関係構築力などを育成するため、小学校における長期宿泊体験を推進する。

また、暴力行為等への対策の推進として、暴力行為対策アドバイザーやスクールソーシャルワーカーを活用し、問題の早期発見・早期対応、関係機関との連携の一層の強化を図るとともに、いじめの防止に向け、いじめ防止対策促進法を踏まえた総合的な施策を実施することで、学校の荒れの克服・規律正しい学級の実現に努める。

さらに、いじめへの対応や徳育の推進、特別支援教育の充実のため、教員配置の拡充を図り、落ち着いた学習環境の整備を図る。

また、県下の少年非行情勢は極めて深刻であることから、県独自の警察官増員を含む23人態勢の「学校警察連絡室」を発足し、学校等と連携し、非行防止対策を集中的に推進するとともに、その現状を県民に周知し、活動事例を紹介する講習会を早急な対

応が必要な地域で開催し、少年非行防止に向け、地域や家庭など社会全体での取組を推進する。また、少年非行の初発型非行の典型である自転車盗やオートバイ盗の犯罪を防ぐため、防犯カメラの設置に取り組む市町村の支援を行う。

## 重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興

### ① 企業誘致・投資促進プログラム

企業誘致については、首都圏・関西圏での企業立地セミナー等により、本県の安全で安定性の高い操業環境を積極的にPRするほか、県南県営団地や県北市町村営団地の優遇制度拡充など、今後の本県産業の発展を担う優良企業の誘致を進める。また、企業ニーズの高い県南内陸部において、県有未利用地を活用した新たな産業団地の開発に取り組んでいくほか、市町村が行う団地開発に向けた適地選定への支援など、より一層の戦略的な企業誘致を推進する。

また、新たな補助制度の創設や既存制度の拡充により、既立地企業の新たな投資を促進し、新規事業への参入、国内複数拠点の集約化、生産量増大に伴う新たな拠点の整備など県内での拠点工場化を促す。

このほか、企業の環境全般に関する意識や取組状況、環境規制に対する意見、周辺住民との関係等を調査し、その結果を基に環境規制の内容の見直しを検討するなど、環境施策へ反映させる。

水島コンビナートの競争力強化については、総合特区制度を活用した一層の規制緩和等により企業の事業展開を支援していくほか、コンビナート内の水素・オフガスネットワークの構築による国内有数の水素供給拠点の形成を目指した研究会を新たに立ち上げ、技術的・制度的な課題や先進事例の研究を行っていく。

水島港では、新高梁川橋梁や浚渫土処理護岸等の整備促進により、国際物流港湾としての機能強化を図るとともに、コンテナ取扱貨物量の増加等に結び付けるため、貨物利用運送事業者に対する取扱貨物量に応

じた補助制度や国際コンテナターミナル6号ふ頭を利用する大型コンテナ船の入港に係る港費負担を軽減するための補助制度を創設する。

また、災害発生時であっても、安定した港務通信及び航行調整を行うため、ポートラジオ局、災害時避難場所等を有するマリントワーを玉島ハーバーアイランド内に建設する。

広域交通網の結節点という優位性を生かし、中国横断自動車道岡山米子線の4車線化や地域高規格道路をはじめとする地域間連絡道路の整備を推進するとともに、港湾、インターチェンジ、物流拠点などへのアクセス強化や交通渋滞の緩和を図るための道路整備を進める。

さらに、大学教授等による渋滞対策研究会の立上げ及びカーナビゲーションシステムに蓄積されたビッグデータを活用した中長期的な渋滞対策や即効的な交通安全対策の検討を行う。

### ② 企業支援プログラム

地域経済の発展や雇用の受け皿として重要な役割を果たす中小企業については、チャレンジサポート（創業・第二創業）補助金を創設し、創業予定者や後継者への事業承継を行う小規模事業者を支援するほか、制度融資の充実や設備貸与制度の見直しにより、若者や女性等の創業や事業承継へのチャレンジを支援する。

また、市場競争力のある中小企業を育成するため、新たな発想持って変革に挑戦し続けることができるビジネスリーダーを養成するためのハイレベルなセミナーやマネジメント講座を開催し、次代を担う経営者層の育成を進める。

新エネルギーや次世代エレクトロニクスなど、今後成長が期待される分野への事業展開を図るとともに、県内に豊富に存在する木質バイオマスを原料とした「ものづくり産業」の育成・展開を戦略的に進めるため、次世代産業分野への進出を目指す県内企業と大学等研究者とのマッチングや、産



学官連携での研究開発プロジェクトによる新技術・新製品の開発を推進する。

また、西日本の航空機産業拠点の構築を目指し、県内航空機関連産業のさらなる競争力の強化を図るため、支援機関と連携し、難削材の加工実習の実施や先進的な企業の調査・分析等を通じ、企業の加工技術のさらなる高度化を支援するほか、これまで取り組んできた次世代自動車技術研究開発プロジェクトをさらに発展させ、革新的な新技術の高度化や信頼性向上などの事業化に向けた企業の意欲的な取組を支援する。

ものづくり企業を支える従業員個々の技術力を高め、現場力の維持・強化するため、企業ニーズに応じた在職者訓練の実施や、次代を担う若年者に熟練技能者の技を継承していく取組を支援する。

全国に誇る地域産業である繊維産業や耐火物産業、ステンレス加工などの活性化を図るため、支援機関や関係市町村等と連携し、産地のブランド化や新たな技術開発、人材育成、海外市場への展開などに取り組む県内企業を支援する。

消費者ニーズの多様化、国際的な競争の激化等により厳しい経営環境に置かれている県内中小企業が、既存の販路・取引の拡大や新たな販路開拓を行うことができるよう、新規発注先開拓及びフォローアップに係る体制の強化や、優秀な技術や製品をPRする商談会の開催など、販路開拓の支援を行う。

### ③ 観光振興プログラム

観光振興については、観光立県おかやまの実現に向け、マーケティングの手法を取り入れた本県観光における新しい機軸を設定することで、選ばれる観光地づくりを進める。また、本県の観光素材の旅行商品化から販売までをフォローする「おかやま観光プラットフォームシステム」の導入や、首都圏でのPRや着地型観光素材を宣伝するメディア枠の確保等による情報発信の機能強化、瀬戸内海国立公園80周年など各種イベントと連携した観光PRの実施など、本

県への誘客につながる効果的な施策を積極的に展開する。

また、瀬戸内ブランド推進連合をはじめとする、近隣県と連携した広域観光の取組により、国内外からの観光客の増加を図る。

特に、インバウンドについては、訪日外国人旅行者が初めて1,000万人を超えるなど絶好のチャンスであり、国や中四国各県等と連携して新たな観光ルートを開発し、海外へ売り込むとともに、東アジアでの認知度アップや、今後大きな伸びが見込まれる東南アジアの市場を開拓するため、ターゲットとする市場の特性に応じ、近隣県や市町村と連携した取組やトップセールスなど、引き続き東アジア総合プロモーションを展開する。

岡山空港の国際定期路線は、インバウンドや産業振興のための重要なインフラであるため、ソウル線・上海線を活用した団体旅行の送客を推進する海外の旅行会社を支援するとともに、特に就航地を經由した乗継旅行を促進し、より広域から利用の拡大を図ることにより、航空路線の定着・拡充を目指す。

また、岡山後楽園については、国内外からの来園者の増加を図るため、新たにスマートフォンなどのモバイル端末を活用した園内を案内するシステムの構築や、夏に開催する「幻想庭園」の開催期間の延長、さらに岡山市で開催される「ESDに関するユネスコ世界会議」に合わせて「秋の幻想庭園」を開催するなど、岡山市等と連携しながら、にぎわいの創出、魅力発信を図る。

さらに、後楽園を文化財庭園として後世に引き継ぐため、平成21年度に策定した「特別名勝岡山後楽園整備計画」に基づき、亭舎の保全・改修等を行う。

このほか、宇野港へのクルーズ客船の寄港を進めるため、旅客船の船主、旅行会社等へ宇野港の利用を働きかけるポートセールスを行う。

### ④ 攻めの農林水産業育成プログラム

マーケティングの強化については、県産

農林水産物やそれらを利用した加工品の販売力を高めるため、消費者や実需者の視点に立った商品づくり、消費地や購買層などターゲットを絞った売り込み等の取組を強化するとともに、ニーズに応じた安定的な供給体制を確立する。

また、輸出については、国際的に競争力のある白桃、ぶどう等の果物を軸として、アジア地域における販売拠点づくりや、経済成長著しい国・地域での販路開拓を行い、商業ベースでの輸出の定着を目指すとともに、ICTを活用するなど、効果的なプロモーションを実施する。

ブランディングについては、高品質で安全・安心な岡山ブランド農林水産物に対する消費者や実需者の一層の認知と信頼を獲得するため、品質や商品としての魅力をより高めることのできる新技術の開発・普及に積極的に取り組むとともに、戦略的な情報発信や、首都圏・関西圏、海外でのプロモーションを通じた消費者への直接PR、民間企業等と連携したイメージアップや商品づくりを進める。

農地の集積・次代を担う力強い担い手の育成については、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の向上を図るため、新たに、農地の中間的受け皿として農地中間管理機構を整備するとともに、市町村や関係団体と協働し、新規就農者の確保・育成、認定農業者や集落営農組織などの農業経営体の規模拡大や法人化、農協出資法人の設立や企業等の農業参入の支援により、担い手の確保・育成に努め、競争力のある本県農業の確立を図る。

また、林業生産性を向上させるため、低コスト作業システムなど専門的な技術力を有する優れた人材や林業事業者を育成する必要があることから、施業集約化、作業道開設、高性能林業機械操作等の専門的技術の向上や就労条件の改善を通じて、新規就業者等の育成・定着を図るとともに、地域林業の中核を担う林業事業者の事業実行力等を強化する。

さらに、農業生産を支える農業基盤の整備や農業用施設の保全管理、農業大学校における青年農業者の育成などを推進する。

環境保全型農林水産業については、消費者の食の安全・安心への関心の高まりに対応して、おかやま有機無農薬農産物や特別栽培農産物等、化学肥料・農薬を低減した農産物の安定供給を図るとともに、販売店等と協働して需要の拡大に取り組む。

次世代フルーツについては、消費者ニーズに即した品種として期待が大きい「おかやま夢白桃」、「オーロラブラック」、「シャインマスカット」、「紫苑」について、高品質生産とまとまった産地づくりを推進するとともに、国内の大消費地や海外へのPR戦略を積極的に展開し、新たな販路やファン層を開拓することにより、「くだもの王国おかやま」を彩る新ブランドの確立を図る。

農林水産物の鳥獣被害防止対策については、被害軽減に向け、電気柵など農作物等を鳥獣から守る「防護」対策や有害鳥獣の個体数を調整する「捕獲」対策に加え、捕獲獣の地域資源としての「利活用」や緩衝帯の設置など鳥獣と人との生活領域を区分する「棲み分け」を支援し、有害鳥獣に強い集落づくりを総合的に推進するとともに、野生鳥獣対策の専門的知識や経験を有する「人づくり」に取り組み、地域における指導・支援体制の整備・強化を図る。

また、カワウによる食害に対しては、防護と捕獲対策を中心として、漁業関係者等が行う活動を支援するとともに広域的な取組についての体制整備を進める。

6次産業化と農商工連携については、意欲ある農林漁業者と商工業者を結ぶコーディネート強化や経営感覚を有する人材育成、商品の魅力向上、販路の拡大等を進めるとともに、6次産業化の面的広がりを進めるため、農林漁業者が食品事業者等と連携し新商品開発や販路開拓を行う、ネットワーク化の取組を支援する。

県産材の需要拡大と林業収益性向上対策

については、本県の優れたヒノキ等の人工林資源は年々充実してきており、木造住宅や公共建築物等への県産材利用促進、県内外への販路拡大などにより、品質・性能に優れた県産材の需要拡大を図る。

また、意欲と実行力を有する者に森林経営を集約化し、間伐・再生林の促進、林道等の整備、高性能林業機械の導入や未利用間伐材等のエネルギー利用などの取組を一体的に推進することにより、収益性の高い魅力のある林業を実現する。

畜産物の生産振興については、高齢化の進行や担い手不足、円安等による飼料価格の高止まり、TPP交渉の成り行きなど、厳しい経営環境となっているが、家畜改良等による生産性の向上や、飼養管理技術の高度化、地域の飼料資源の活用等、生産基盤の維持・強化に積極的に取り組むとともに、家畜伝染病の侵入防止や衛生技術指導により、安全で高品質な畜産物の安定供給に努める。また、消費者ニーズに対応した畜産物の消費拡大を推進する。

水産物の生産振興については、水産資源を増やすため、藻場や干潟の造成、貝殻を使った海底の底質改善、稚魚の放流、栄養塩の管理技術の開発を進めるほか、漁網の目合拡大等により持続的な資源利用を図り、併せて経営対策を講じることにより力強い漁船漁業を確立する。

また、養殖業では、最新鋭のカキ加工処理施設の整備、衛生対策の充実、貧栄養に強いノリの選抜育種等による色落ち対策等を進めることにより、安全で高品質な県産水産物の安定供給に努める。

#### ⑤ 雇用拡大プログラム

新規学卒者等については、卒業後3年以内の者も加えた就職面接会の開催や未内定者のフォロー、各種情報発信等により就職決定率の向上を図る。また、県内中小企業の人材確保支援を目的とした岡山県企業人材確保支援センターにおいて、企業と求職者のマッチングや県外大学進学者のUターン促進等に取り組むことで、一人でも多く

の新規学卒者等が県内企業に就職できるよう取り組む。

また、県内産業を支える担い手の確保・育成を図るため、高校生がものづくり関係の国家資格や検定を取得し、ジュニアマイスターの称号を取得する取組を支援する。

若者の就職支援については、おかやま若者就職支援センターにおいて、若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングから職業紹介までの支援をワンストップで提供するとともに、学校等からの要請に応じた出張相談を実施することで、若者の正規雇用促進に取り組む。

失業者等の雇用対策については、「岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金」により、地域に根ざした事業を通じて安定的な雇用の受け皿の創出を図るとともに、国の経済対策で創設される「地域人づくり事業」により、失業者に対する就業支援や在職者に対する処遇改善に向けた取組み支援を行う。

### 重点戦略Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造

#### ① 保健・医療・福祉充実プログラム

本県の平均寿命は、男女とも全国で上位に位置している一方で、日常生活に制限のない期間の平均は、男女とも全国平均を下回っているというデータもあることから、健康な状態で生活することが期待される期間である健康寿命の延伸に向けて、これまでの市町村や団体が取り組む健康づくり事業への支援や、電話禁煙相談窓口の設置などのたばこ対策、地域住民への声掛けによる心のケアなどの取組に加え、保険者がレセプト等のデータを分析し健康課題を明らかにした上で、効果的な保健事業を実施するための支援を行うとともに、県民が自ら健康づくりに取り組みやすい環境を整備するため、大学や企業と連携し、食生活・運動などに関する生活習慣の改善に向けたプログラムの開発などを行う。

また、安心して質の高い医療サービスを受けられる環境を整備するため、地域医療

支援センターにおいて、県北における医師数の増加など医師の地域偏在の是正や、地域医療に従事する医師の育成・確保に取り組むとともに、看護師等の安定的・計画的な確保を図るほか、病院の電子カルテや画像等の診療情報をかかりつけの診療所等で閲覧することができる「医療ネットワーク岡山（愛称：晴れやかネット）」の活用による医療機関の機能分化や連携の促進に加え、医療施設の耐震化の推進などに取り組む。

さらに、障害のある人が、地域で適切なサービスを受けながら、安心した生活を送ることができるよう、身近な地域におけるレスパイトサービス環境の整備等とともに、発達障害のある人に対しては、就学前後での関係機関による切れ目のない一貫した支援や、支援に携わる多様な人材の育成・確保など、ライフステージを通じた支援体制の整備促進を図る。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、在宅医療・介護を支える人材の育成や、基盤の整備等とともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村が行う体制整備の支援を行うほか、中山間地域等における必要な医療・介護サービスが継続的・一体的に提供される体制を整備するため、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや、夜間等における訪問看護・介護サービスの導入促進を図る市町村への支援等の取組を推進する。併せて、医療・介護の連携体制の構築に取り組む中で、終末期医療に関する患者本人の希望を家族等に書面で伝えておく取組の普及を図る。

## ② 子育て支援充実プログラム

少子化対策を推進する観点から、結婚したい人の希望ができる限りかなうよう、市町村と連携し、出会いの場づくりなどの環境づくりを推進するとともに、結婚や妊娠、出産という人生の様々な場面における自己決定を支援するため、特に若い世代に対し

て、親になるための健康づくりの推進や、妊娠や出産についての正しい知識の普及啓発に取り組むほか、妊娠・出産等に関する悩みを持つ人からの相談を受ける体制の充実を図る。

また、「子育て支援は岡山の未来づくり」を基本に、誰もが安心して子育てができる環境の整備を図るため、おかやま地域子育て支援拠点「ももっこステーション」の設置等を促進するとともに、大学等との協働による本県の特徴ある地域ぐるみの取組である「おかやま子育てカレッジ」への活動支援や、延長保育の拡充など、県民の様々なニーズに対応したきめ細かな保育サービスの提供を促進する。

さらに、企業等と連携し子育て家庭を支援する「ももっこカード」の利用促進や、「おかやま子育て応援宣言企業」の紹介や模範となる企業の表彰など、企業や学校、ボランティア、NPOなど地域の様々な担い手が主体となって、密接に協働しながら子育て支援に取り組むことにより、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図る。併せて、子どもが夜間に体調を崩した際、症状への対応方法など保護者の不安に対して電話で相談に応じたり、医療機関の受診について適切なアドバイスを行う小児救急医療電話相談について、受付時間を深夜帯へも拡げることで、子育て中の保護者の不安の解消と小児救急医療の円滑化を図る。

また、子どもの養護体制のより一層の強化を図るため、社会的養護を必要とする子どもをできる限り家庭的な環境のもとで育てることができるよう、里親制度の普及啓発や、新規里親の開拓に取り組むとともに、里親の養育力の向上や孤立化の防止など里親支援の充実を図るほか、望まない妊娠で悩んでいる人への支援を図る。

## ③ 防災対策強化プログラム

南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、災害から人命を守ることを最優先に、防災・減災対策を着実に実施する必要があることから、防災関係機関の情報共有を図

るとともに、県民にわかりやすく災害情報等を提供するため、総合防災情報システムの再構築を行い、運用を開始する。

また、大規模災害発生時に県消防防災ヘリが岡山市消防防災ヘリや県警ヘリと同時に被災するリスクを回避するとともに、県下全域へのより迅速な出動体制を確保するため、県消防防災ヘリ基地を岡山空港に移転・整備することとし、さらに、被災現場と県、各消防本部との間で通信体制を確保するため、県防災行政無線と各消防本部の消防救急デジタル無線を接続する。

また、救急活動や緊急輸送を迅速かつ円滑に実施するため、緊急輸送道路等の重要な橋梁の耐震化を図るとともに、人的被害の軽減や、救出活動・応急復旧活動の迅速化を図るため、木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進する。また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の一部改正に伴い、耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震診断の実施を促すこと等により耐震化の促進を図る。

さらに、集中豪雨や大型台風による水害を防止するための河川改修や排水機場等の整備、高潮・津波に対処するための海岸保全施設の整備、土砂災害を防止するための砂防施設等の整備、道路の災害を防止するための落石防護柵等の設置、高潮・津波に対処するための海岸保全施設の整備や老朽化した農業用ため池の改修、山地災害を防止するための治山施設等の整備を積極的に推進し、危険箇所の解消に取り組む。

このほか、高度経済成長期以降、集中的に整備した土木施設が更新期を迎え、維持管理費及び更新費の増加が見込まれることから、アセットマネジメント手法を活用し、予防保全型維持管理に取り組み、施設の長寿命化を図る。

また、県立学校施設の耐震化について、平成27年度末の完了を目指して取り組む。

#### ④ 暮らしの安全推進プログラム

犯罪被害者等の支援活動の輪を広げていくために、大学生等を対象とした犯罪被害

者等による遺族講演のほか、被害現場のハウスクリーニング費用の負担等、犯罪被害者等の心情に配慮した活動を推進する。

また、重大事件・事故や自然災害発生時における警察活動の根幹をなす役割を持つ警察本部庁舎が、一部耐震未改修や、市内10施設に分散配置されているなどの問題を抱えていることから、それらを解消し、警察活動の拠点として万全な態勢を確保できる独立した警察本部庁舎の整備に向けた基本設計を策定する。

交通事故から県民を守るため、歩道及び自転車歩行者道の整備、交差点改良などを進めるとともに、カーナビ等を利用している車両の走行状況データから、急ブレーキが多数発生した箇所を抽出し、原因の把握を行った上で、危険箇所を特定し、即効的な交通安全対策を検討・実施する。

#### ⑤ 中山間対策推進プログラム

中山間地域は、県土の4分の3を占め、県民の約3割の方々が居住し、農林水産物の供給や水源かん養、憩いと安らぎの場の提供など、様々な役割を担う大切な地域であるが、今後も急激な人口減少が予想されるほか、住民の高齢化や生活交通の弱体化、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えている。

こうした中山間地域や離島の活性化を図るため、「おかやま元気！集落」の活動を始め、地域資源を生かした特産品の開発など地域の主体的・自立的な取組を積極的に支援する。

「晴れの国ぐらし」など本県の多彩な魅力を積極的に発信するとともに、地域で人を受け入れ、温かく交流できる環境づくりを進めることにより、都市住民との交流や本県への移住・定住を促進する。

こうした取組とともに、新たに地域と企業を結ぶコーディネーターを配置し、民間の力を活用した取組を進めるほか、乗合タクシーの導入やコミュニティバスの再編など、地域住民の利便性向上に資する生活交通への再編、さらには、県民局を中心に、

市町村、NPO、企業など多様な主体と連携した活力ある地域づくりに取り組み、ソフト・ハード両面から「みんなで支え合う元気な地域づくり」を積極的に推進する。

中山間地域等直接支払制度等を活用して農業生産活動を後押しするとともに、リーダーの養成や消費地等との交流を進め、直売所等を拠点に農業のサービス産業化を支援し、農林水産物販売に加え、農業体験や料理等の提供により、中山間地域等の主要産業である農林水産業の活性化を図る。また、漁業生産に必要な施設整備により離島の主要産業である漁業の振興を図る。

このほか、集落機能の低下や災害時の孤立集落が懸念される中山間地域において、すれ違いが困難な箇所や見通しの悪い交通難所を解消するため、本県独自の道づくり基準「おかやまスタンダード」の活用により、効果的・効率的な道路整備を推進するとともに、生活圈域間を結ぶ道路整備を計画的に推進する。

#### ⑥ 快適な生活環境保全プログラム

平成25年2月に改訂した、本県の環境に関する総合的かつ長期的な目標、施策の大綱である「新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）」に基づき、健全で恵み豊かな環境を次世代に継承していくため、県民、事業者、行政が一体となり、計画の推進に取り組む。

生活の基盤となる河川・湖沼・海域等の水質、大気、土壌等の環境調査を行い、実態を把握するとともに、関連する各種計画に基づき必要な対策を講じることにより、安心して快適な生活環境の保全を推進する。

特に、児島湖の対策については、清掃大作戦・環境フェア等による啓発、浄化用水の導入、ヨシ原の保全など、総合的かつ計画的な事業推進に努める。また、浄化用水の導水量の増加を図るため、環境水利権の取得に必要な基本調査を行うとともに、湖底耕耘の効果・影響等を確認するための実験を行う。

地球温暖化対策として、省エネルギー型

ライフスタイルを推進するため、太陽熱温水器や窓断熱等の導入に対する支援を行い、家庭部門のエネルギー消費の約6割を占める給湯と冷暖房の省エネルギー化を促進する。

また、電気自動車の普及拡大を図るため、鳥取県との連携により、急速充電器を活用しながら両県の観光地を巡るエコドライブラリーを開催し、電気自動車による広域移動が容易な両県の特長を情報発信する。

循環型社会の形成を促進するため、3Rについての県民の意識改革と実践行動を促すため「おかやま・もったいない運動」を展開するとともに、岡山県エコ製品や岡山エコ事業所の認定と周知を図るほか、県民のエコライフの象徴として、事業者、消費者団体、市町村等と協働して、「岡山県統一ノーレジ袋デー」の取組等により、マイバッグ持参によるレジ袋の削減を進める。

さらに、産業廃棄物の適正処理については、電子マニフェストの普及促進など、排出事業者への指導徹底に努めるとともに、市町村、各種団体とも連携して不法投棄等の監視強化を図る。

快適で文化の薫り高い景観づくりを進めるため、晴れの国おかやま景観計画に基づき大規模行為の事前届出・審査等に取り組む。

自然環境の保全については、自然公園の適正な保護・管理に取り組むとともに、中国自然歩道や自然公園内の施設等の整備を行う。

また、「岡山県自然保護基本計画」や「自然との共生おかやま戦略」に基づき、地域の豊かな自然や優れた景観を保全するとともに、自然を貴重な資源として活用することにより、地域の活性化と発展を目指す。

また、農林業等に深刻な被害をもたらすイノシシやニホンジカ等の駆除の担い手となる狩猟者が減少・高齢化している現状を踏まえ、新たな狩猟者確保のため、狩猟の実際や狩猟免許の取得方法などを広く周知する狩猟フォーラムを開催する。

瀬戸内海国立公園は、昭和9年にわが国初の国立公園として指定され、平成26年に指定80周年を迎えることから、記念事業として旅行会社と連携し、県内外の旅行者を対象としてモデル的なエコツアーを開催するとともに、市町村等エコツアーの実施に係るノウハウを波及させることにより、エコツーリズムの推進を図る。

本年秋に岡山市で開催される「ESDに関するユネスコ世界会議」について、各種会合参加者へのおもてなしや観光PR等を支援することにより、国内外に向けた本県の魅力発信や、持続可能な社会に向けた取り組みを促進する。

スギ花粉の飛散低減に向けた取組については、花粉の少ないスギ品種等への植え替えを促進するため、低コストとなるコンテナ方式での少花粉スギ等の苗木の生産・安定供給体制の整備や植栽の支援を行うとともに、広域で連携した取組の推進を図る。

生活排水対策については、クリーンライフ100構想等に基づき、集落排水施設の整備を促進し、水質保全や農村生活環境の改善を図る。

森林所有者が管理を放棄した居住地周辺の里山林や、荒廃した松くい虫被害林等を自然力を生かして再生することにより、快適な生活環境の創出や土砂災害の防止など、森林の持つ公益的機能の回復を図る。

また、「おかやま森づくりサポートセンター」の活動支援、フォレストスクールの開催、企業との協働の森づくりなど、森林ボランティアグループ等の自主的な活動を促進することにより、参加者が森の恵みを楽しみながら地域の森づくりを行う取組を推進する。

スマートタウン構想の推進については、太陽光発電など新エネルギーの導入拡大とその効率的な利活用にチャレンジする意欲のある市町村を支援し、安全安心の向上、地域活性化など、地域の特色を生かしたエネルギーの地産地消による新たな地域づくりを推進する。

美しい水環境や生態系に配慮する「自然をいかした川づくり」を通して、豊かで健全な生活環境を築くことを目的に、多自然川づくりを推進するとともに、地域の人々が川にふれあい親しみを持つことができるよう、地域ニーズを踏まえた河川整備を行う。

また、児島湖流域における生活環境の改善と児島湖の水質保全を図るため、岡山市、倉敷市、玉野市及び早島町が実施する流域関連公共下水道事業の進捗と整合を図りながら、終末処理場の整備等を行う。

#### ⑦ 生きがい・元気づくり支援プログラム

文化の振興については、「おかやま文化振興ビジョン」の実現を目指し、県文化連盟等と協働して、県民や文化団体等の活動を支援するとともに、伝統文化の継承発展や新たな文化の創造に取り組む。

また、県内の芸術文化拠点のひとつである県立美術館においては、企画展事業の充実を図り、県民に文化芸術の鑑賞の機会を幅広く提供することにより、本県文化レベルのさらなる向上を目指す。

文化を活用した地域の活性化については、文化芸術を活用し、地域のイメージアップとにぎわい創出を促進するため、集客力のあるアートイベント等を企画する力を備えた人材の育成とネットワークづくりに取り組むとともに、市町村や地域住民との連携・協働のもと、空き家や空き店舗などを活用し、芸術家の滞在制作や地域住民との交流促進に取り組むなど、人と人、人と地域を結び、文化を核とした地域づくりを進める。

スポーツの振興については、「岡山県スポーツ推進条例」や「岡山県スポーツ推進計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進する。

生涯スポーツについては、スポーツを通じた地域の一体感や活力の醸成などを図るため、ファジアーノ岡山、岡山湯郷ベル、FC吉備国際大学シャルム、岡山シーガルズといったトップクラブチームの試合等を

活用し、「する」「みる」「支える」というスポーツ活動に参加するきっかけづくりに取り組む。また、総合型地域スポーツクラブの運営を担う人材の育成に取り組むとともに、国際大会に出場する日本代表チームの合宿の誘致を図るなど、スポーツの持つ力による夢・勇気・感動の創出に取り組む。

競技力の向上については、競技団体と構築した「発掘・育成・強化」の一貫指導システムを活用、充実させ、国体成年選手の強化やジュニア選手の育成・強化に取り組むことで全国大会で活躍できる競技力の維持・向上を図るとともに、2020年東京オリンピック出場につながるようアスリートの育成を進める。

また、小学校期の子どもたちの運動やスポーツを実践する能力や資質等の基礎固めを行い、次代を担う児童生徒・ジュニアアスリートに対する多角的な支援体制の充実を図るとともに、世界、全国の舞台で活躍するために必要な指導方法を習得させ、将来を見据えた指導者を養成するなど、競技スポーツの振興に取り組む。

さらに、継続的に選手と指導者の好循環を創出するとともに、アスリートの経験や能力による地域振興を図るため、ジュニア期から岡山で育成され、県外で活躍している心身ともに優れたアスリートのUターン就職を促進する。

総合グラウンド、倉敷スポーツ公園について、スポーツ・レクリエーションの場として、生涯にわたって安全にスポーツに親しめる環境を整える。

また、県管理の道路、河川、海岸及び公園の一定区間を養子（アダプト）とみなして、清掃や美化活動を行う地域住民等の団体を募集し、活動助成を行う。

このほか、生涯学習活動の推進に向け、県生涯学習センター「人と科学の未来館サイピア」を活用した取組や、県立図書館活動の充実を図るなど、学習活動を支援する環境づくりを推進する。

## ⑧ 情報発信力強化プログラム

「情報発信力の強化」では、民間のシンクタンク調査によると本県の認知度の全国順位が41位と低位にあることから、新たな動画の作成や効果的なPRの推進等岡山のイメージをインパクトのある形で全国へアピールする取組を継続し、全庁を挙げて「晴れの国おかやま」を発信するとともに、「おかやま晴れの国大使」制度等を活用し、本県の魅力に共感する人の拡大とネットワーク化を図るなど、本県の認知度向上等を目指す戦略を展開する。

また、首都圏における本県の知名度アップ、地域のブランド化を推進するため、鳥取県と共同での設置を予定している首都圏アンテナショップの店舗開設に向けた準備を進めるとともに、県産品の競争力強化のためのテストマーケティング、ブラッシュアップ等を行う。

おかやまマラソン（仮称）については、平成27年秋季の第1回大会開催を目指し準備を着実に進めるとともに、多くの県民参加を促すため、開催気運の醸成等を図る。

また、ファジアーノ岡山が中四国のJ2チームと取り組んでいる「PRIDE OF 中四国」や、岡山湯郷ベルなどのトップクラブチームのアウェイゲームにおいて、本県を全国に情報発信し県外からの誘客につなげるなど、スポーツを通じた本県の情報発信に取り組む、地元経済や地域の活性化を図る。



### 3. 平成26年度当初予算額一覧表

#### 1. 平成26年度当初予算会計別予算額

(単位 千円)

会 計 名	予 算 額
<b>一 般 会 計</b>	<b>660,233,702</b>
<b>特 別 会 計</b>	
岡山県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	79,189
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	1,311,769
岡山県造林事業等特別会計	60,248,434
岡山県林業改善資金貸付金特別会計	782,480
岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	100,759
岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計	1,713,864
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	1,511,646
岡山県公共用地等取得事業特別会計	2,388,379
岡山県後楽園特別会計	261,876
岡山県港湾整備事業特別会計	4,567,213
岡山県流域下水道事業特別会計	4,513,940
岡山県収入証紙等特別会計	5,491,295
岡山県用品調達特別会計	219,657
岡山県公債管理特別会計	227,622,265
<b>計</b>	<b>310,812,766</b>
<b>企 業 会 計</b>	
岡山県営電気事業会計	4,461,052
岡山県営工業用水道事業会計	7,826,485
<b>計</b>	<b>12,287,537</b>
<b>合 計</b>	<b>983,334,005</b>

## 2. 平成26年度当初一般会計予算

### (1) 歳入予算額

(単位 千円)

款	項	金	額	款	項	金	額
<b>1</b>	<b>県</b>	<b>201,033,836</b>		1	財産運用収入	817,760	
1	県民税	73,250,246		2	財産売却収入	603,948	
2	事業税	34,700,932		<b>11</b>	<b>寄附金</b>	<b>27,555</b>	
3	地方消費税	40,556,828		1	寄附金	27,555	
4	不動産取得税	3,715,368		<b>12</b>	<b>繰入金</b>	<b>20,164,369</b>	
5	県たばこ税	2,204,718		1	特別会計繰入金	1,506,686	
6	ゴルフ場利用税	803,059		2	基金繰入金	18,657,683	
7	自動車取得税	1,370,362		<b>13</b>	<b>諸収入</b>	<b>10,896,271</b>	
8	軽油引取税	18,029,877		1	延滞金, 加算金及び過料等	364,898	
9	自動車税	25,914,951		2	県預金利子	41,479	
10	鉱区税	11,049		3	貸付金元利収入	1,709,733	
11	狩猟税	41,051		4	受託事業収入	1,192,637	
12	産業廃棄物処理税	435,374		5	収益事業収入	3,562,889	
13	旧法による税	21		6	利子割精算金収入	22,270	
<b>2</b>	<b>地方消費税清算金</b>	<b>42,675,458</b>		7	雑収入	4,002,365	
1	地方消費税清算金	42,675,458		<b>14</b>	<b>県債</b>	<b>95,336,250</b>	
<b>3</b>	<b>地方譲与税</b>	<b>34,986,322</b>		1	県債	95,336,250	
1	地方法人特別譲与税	31,906,000					
2	地方揮発油譲与税	2,885,896					
3	石油ガス譲与税	155,708					
4	地方道路譲与税	10					
5	航空機燃料譲与税	38,708					
<b>4</b>	<b>地方特例交付金</b>	<b>690,000</b>					
1	地方特例交付金	690,000					
<b>5</b>	<b>地方交付税</b>	<b>169,300,000</b>					
1	地方交付税	169,300,000					
<b>6</b>	<b>交通安全対策特別交付金</b>	<b>600,000</b>					
1	交通安全対策特別交付金	600,000					
<b>7</b>	<b>分担金及び負担金</b>	<b>5,333,730</b>					
1	負担金	5,333,730					
<b>8</b>	<b>使用料及び手数料</b>	<b>7,411,884</b>					
1	使用料	4,341,023					
2	手数料	3,070,861					
<b>9</b>	<b>国庫支出金</b>	<b>70,356,319</b>					
1	国庫負担金	38,761,828					
2	国庫補助金	30,275,179					
3	委託金	1,319,312					
<b>10</b>	<b>財産収入</b>	<b>1,421,708</b>					
				<b>歳</b>	<b>入</b>	<b>合</b>	<b>計</b>
						<b>660,233,702</b>	

## (2) 歳出予算額

(単位 千円)

款	項	金額	款	項	金額
<b>1</b>	<b>議 会 費</b>	<b>1,580,063</b>	<b>8</b>	<b>土 木 費</b>	<b>60,140,561</b>
1	議 会 費	1,580,063	1	土 木 管 理 費	6,481,356
<b>2</b>	<b>総 務 費</b>	<b>33,626,719</b>	2	道 路 橋 り よ う 費	30,174,105
1	総 務 管 理 費	11,177,598	3	河 川 海 岸 費	11,241,550
2	企 画 費	4,159,681	4	港 湾 費	8,264,613
3	地 方 振 興 費	2,906,124	5	都 市 計 画 費	2,628,671
4	徴 税 費	7,366,228	6	住 宅 費	1,350,266
5	市 町 村 振 興 費	1,293,826	<b>9</b>	<b>警 察 費</b>	<b>45,443,712</b>
6	選 挙 費	230,272	1	警 察 管 理 費	44,524,543
7	統 計 調 査 費	532,777	2	警 察 活 動 費	919,169
8	県 民 生 活 費	1,497,958	<b>10</b>	<b>教 育 費</b>	<b>177,988,938</b>
9	防 災 費	1,374,387	1	教 育 総 務 費	31,171,367
10	環 境 費	2,790,020	2	小 学 校 費	58,862,099
11	人 事 委 員 会 費	114,764	3	中 学 校 費	33,617,040
12	監 査 委 員 費	183,084	4	高 等 学 校 費	35,380,632
<b>3</b>	<b>民 生 費</b>	<b>100,609,055</b>	5	特 別 支 援 学 校 費	13,537,810
1	社 会 福 祉 費	82,992,930	6	大 学 費	2,151,803
2	児 童 福 祉 費	16,216,597	7	社 会 教 育 費	2,411,104
3	生 活 保 護 費	1,394,923	8	保 健 体 育 費	857,083
4	災 害 救 助 費	4,605	<b>11</b>	<b>災 害 復 旧 費</b>	<b>3,999,390</b>
<b>4</b>	<b>衛 生 費</b>	<b>14,307,004</b>	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	982,435
1	公 衆 衛 生 費	6,506,938	2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,016,955
2	環 境 衛 生 費	1,364,973	<b>12</b>	<b>公 債 費</b>	<b>103,647,500</b>
3	保 健 所 費	1,930,219	1	公 債 費	103,647,500
4	医 薬 費	4,504,874	<b>13</b>	<b>諸 支 出 金</b>	<b>70,188,645</b>
<b>5</b>	<b>労 働 費</b>	<b>3,566,602</b>	1	地 方 消 費 税 清 算 金	40,219,596
1	労 政 費	2,289,155	2	利 子 割 交 付 金	662,938
2	職 業 訓 練 費	1,168,482	3	配 当 割 交 付 金	1,122,372
3	労 働 委 員 会 費	108,965	4	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	102,622
<b>6</b>	<b>農 林 水 産 業 費</b>	<b>36,047,717</b>	5	地 方 消 費 税 交 付 金	21,424,571
1	農 業 費	8,686,839	6	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	563,898
2	畜 産 業 費	2,991,916	7	自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,001,712
3	農 地 費	14,055,165	8	軽 油 引 取 税 交 付 金	4,977,176
4	林 業 費	8,725,130	9	利 子 割 精 算 金	1,534
5	水 産 業 費	1,588,667	10	産 業 廃 棄 物 処 理 税 交 付 金	112,226
<b>7</b>	<b>商 工 費</b>	<b>8,887,796</b>	<b>14</b>	<b>予 備 費</b>	<b>200,000</b>
1	商 業 費	745,310	1	予 備 費	200,000
2	工 鉱 業 費	7,588,921			
3	観 光 費	553,565			
			<b>歳 出 合 計</b>		<b>660,233,702</b>

## (3) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
防災情報ネットワーク等運用保守委託	平成27年度から 平成28年度まで	188,444千円
消防防災ヘリコプター整備事業費	平成27年度	510,585千円
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成26年度発行分）	平成26年度から 平成36年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から岡山県の負担額を除いた額及びこれに対する利子相当額
コンビニエンスストア収納事務委託	平成26年度から 平成28年度まで	27,801千円
クレジット収納業務委託	平成26年度から 平成27年度まで	551千円
金融機関に対する利子補助金	平成26年度から 平成42年度まで	平成26年度において、金融機関が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、中小企業者に融資した各資金の融資総額42,000,000千円の残高に対し、岡山県中小企業特別対策資金利子補助金交付要綱の規定による年率0.72%以内の利子補助金額
創業者に対する利子補助金	平成26年度から 平成28年度まで	平成26年度において、創業者が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、金融機関から融資を受けた新規創業資金の融資総額450,000千円の残高に対し、年率1.35%以内の利子補助金額
岡山県信用保証協会に対する保証料補助金	平成26年度から 平成42年度まで	平成26年度において、金融機関が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、中小企業者に融資した各資金の融資総額42,000,000千円の残高に対し、岡山県中小企業特別対策資金保証料補助金交付要綱の規定による年率0.58%以内の保証料補助金額
公益財団法人岡山県産業振興財団に対する損失補償	平成26年度から 平成38年度まで	平成26年度において、公益財団法人岡山県産業振興財団が小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づき、小規模企業者等に資金貸付する総額300,000千円のうち、当該資金貸付に係る未収債権の回収不能により生じた損失金額
公益財団法人岡山県産業振興財団に対する損失補償	平成26年度から 平成33年度まで	平成26年度において、公益財団法人岡山県産業振興財団が小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づき、小規模企業者等に設備貸与する総額1,400,000千円のうち、公益財団法人岡山県産業振興財団の自主財源による30,000千円を除く1,370,000千円の100分の65の範囲内で、当該設備貸与に係る未収債権の回収不能により生じた損失金額

事 項	期 間	限 度 額
岡山県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から平成43年度まで	平成26年度において、岡山県信用保証協会が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、中小企業者に対して保証した小規模企業支援資金の融資に係る保証債務額11,794,000千円のうち、岡山県信用保証協会が金融機関に対して行った代位弁済額のうち株式会社日本政策金融公庫から補填される9,435,200千円を差し引いた額の4分の1（限度額589,700千円）以内の損失金額
岡山県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から平成43年度まで	平成26年度において、岡山県信用保証協会が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、中小企業者に対して保証した経営革新資金の融資に係る保証債務額1,200,000千円のうち、岡山県信用保証協会が金融機関に対して行った代位弁済額のうち株式会社日本政策金融公庫から補填される960,000千円を差し引いた額の4分の1（限度額60,000千円）以内の損失金額
岡山県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から平成45年度まで	平成26年度において、岡山県信用保証協会が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、中小企業者に対して保証した事業再生資金の融資に係る保証債務額916,000千円のうち、岡山県信用保証協会が金融機関に対して行った代位弁済額のうち株式会社日本政策金融公庫から補填される732,800千円を差し引いた額（限度額183,200千円）以内の損失金額
岡山県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から平成43年度まで	平成26年度において、岡山県信用保証協会が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、中小企業者に対して保証した経済変動対策資金の融資に係る保証債務額21,076,000千円のうち、岡山県信用保証協会が金融機関に対して行った代位弁済額のうち株式会社日本政策金融公庫から補填される14,753,200千円を差し引いた額の2分の1（限度額3,161,400千円）以内の損失金額
岡山県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から平成43年度まで	平成26年度において、岡山県信用保証協会が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、中小企業者に対して保証した経営安定資金の融資に係る保証債務額1,676,000千円のうち、岡山県信用保証協会が金融機関に対して行った代位弁済額のうち株式会社日本政策金融公庫から補填される1,173,200千円を差し引いた額の2分の1（限度額251,400千円）以内の損失金額

事 項	期 間	限 度 額
岡山県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から平成43年度まで	平成26年度において、岡山県信用保証協会が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、中小企業者に対して保証した新規創業資金の融資に係る保証債務額500,000千円のうち、岡山県信用保証協会が金融機関に対して行った代位弁済額のうち株式会社日本政策金融公庫から補填される400,000千円を差し引いた額の2分の1（限度額50,000千円）以内の損失金額
岡山県信用保証協会に対する損失補償	平成26年度から平成31年度まで	平成26年度において、岡山県信用保証協会が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、中小企業者に対して保証した事業活性化短期資金の融資に係る保証債務額816,000千円のうち、岡山県信用保証協会が金融機関に対して行った代位弁済額のうち株式会社日本政策金融公庫から補填される571,200千円を差し引いた額の4分の1（限度額61,200千円）以内の損失金額
公益財団法人岡山県産業振興財団に対する割賦損料補助金	平成26年度から平成33年度まで	平成26年度において、公益財団法人岡山県産業振興財団が小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）及び岡山県新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付要綱に基づき、設備貸与した総額1,000,000千円の残高に対し、年率1.25%以内の割賦損料補助金額
創業者に対する割賦損料補助金	平成26年度から平成28年度まで	平成26年度において、創業者が小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）及び岡山県新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付要綱に基づき、公益財団法人岡山県産業振興財団から設備貸与を受けた総額300,000千円の残高に対し、年率2.5%以内の割賦損料補助金額
新岡山県企業立地促進補助金	平成27年度から平成30年度まで	158,640千円
新岡山県物流施設誘致促進補助金	平成27年度から平成30年度まで	13,200千円
岡山県大規模工場等立地促進補助金	平成27年度から平成30年度まで	258,560千円
緊急雇用創出事業費	平成27年度	250,000千円
人材育成訓練費	平成26年度から平成27年度まで	53,979千円
農業近代化資金利子補給金	平成27年度から平成47年度まで	平成26年度農業近代化資金貸付金総額2,000,000千円を限度として、平成27年度から20カ年以内の貸付期間中の融資残高に対し、年率2.0%以内の利子補給相当額

事 項	期 間	限 度 額
岡山県農業振興資金利子補給補助金	平成27年度から平成37年度まで	平成26年度貸付金総額200,000千円を限度として、平成27年度から10カ年以内の貸付期間中の融資残高に対し、市町村が融資機関に利子補給を行うに要する経費のうち年率1.0%以内の利子補給補助相当額
小規模ため池補強事業元利償還助成金	平成27年度から平成45年度まで	株式会社日本政策金融公庫から小規模ため池補強事業に要する経費を借り入れた者に対して、平成26年度総事業費432,107千円の10分の5.0相当額を限度として、平成27年度から18カ年以内の借入期間中、年率3.5%以内で計算した元利均等償還相当額
漁業近代化資金利子補給金	平成27年度から平成47年度まで	平成26年度漁業近代化資金貸付金総額200,000千円を限度として、平成27年度から20カ年以内の貸付期間中の融資残高に対し、県が融資機関との間に締結した利子補給契約の規定により年率2.0%以内の利子補給相当額
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）瀬戸地区排水機整備工事	平成27年度	175,000千円
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）尾崎地区排水機整備工事	平成27年度	60,000千円
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）呉妹地区排水機整備工事	平成27年度	60,000千円
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）金浦地区排水機整備工事	平成27年度	90,000千円
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）矢部地区排水機整備工事	平成27年度	55,000千円
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）八島第二地区排水機整備工事	平成27年度	55,000千円
広域営農団地農道整備事業カルスト地区第1工区橋梁上部工工事	平成27年度	270,000千円
中山間地域総合整備事業和気地区坂本排水機場工事	平成27年度	98,000千円
中山間地域総合整備事業和気地区大田原排水機場工事	平成27年度	60,000千円

事 項	期 間	限 度 額
農村地域防災減災事業（ため池整備）権兵衛池地区堤体工事	平成27年度	180,000千円
農村地域防災減災事業（ため池整備）宮池地区堤体工事	平成27年度から平成28年度まで	140,000千円
農村地域防災減災事業（ため池整備）登尾池地区堤体工事	平成27年度	97,900千円
農村地域防災減災事業（ため池整備）明見谷池地区堤体工事	平成27年度	47,500千円
農村地域防災減災事業（ため池整備）松木池地区堤体工事	平成27年度	100,000千円
農村地域防災減災事業（ため池整備）江田池地区堤体工事	平成27年度	65,600千円
農村地域防災減災事業（用排水施設整備）高分木地区ゲート製作・据付工事	平成27年度	87,300千円
防衛施設周辺障害防止事業奈義地区那岐池取水施設改修工事	平成27年度	171,519千円
岡山県土地開発公社の借入金に対する債務保証	平成26年度	岡山県土地開発公社が金融機関から35,000,000千円を限度として、借り入れる資金及び利息（年率8.5%以内）相当額の合計額
岡山県土地開発公社が保有する公共用地の取得費	平成27年度から平成30年度まで	平成26年度末までに岡山県土地開発公社が岡山県の依頼に基づき取得・管理する用地の取得費用15,000,000千円と岡山県土地開発公社が負担した管理費用及びそれらに対する利子相当額の合計額
道路整備事業県道岡山吉井線八島田トンネル（仮称）工事	平成27年度から平成29年度まで	3,000,000千円
地方道路整備事業国道429号江与味第2トンネル工事	平成27年度から平成28年度まで	1,600,000千円
新連島水門自動除塵機整備事業	平成27年度	249,000千円
県営住宅整備事業原尾島団地第3期建設事業	平成27年度から平成28年度まで	1,068,056千円
平成26年度発生災害土木復旧事業	平成26年度から平成27年度まで	500,000千円
岡山県警察職員住宅購入費	平成27年度から平成40年度まで	警察共済組合岡山県支部が835,816千円を限度として借り入れる警察職員住宅建設等資金の償還金及び利息（年率2.0%以内）相当額並びに公租公課実額の合計額
県立高等学校校舎等整備事業	平成27年度	1,529,771千円



事 項	期 間	限 度 額
庁用自動車のリース化・管理一元化経費（新規リース車両リース料）	平成27年度から平成35年度まで	496,924千円

## (4) 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
総務債		債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は普通貸借の方法により、財務省その他から借り入れるものとする。	年5.5%以内	据置期間を含み30ヵ年以内に償還するものとする。（償還の時期及び償還金は、借入先の融通条件に従うものとする。）
職員退職手当費	341,000			
防災情報ネットワーク高度化事業費	102,300			
消防防災活動支援事業費	37,600			
公共施設老朽化対策等事業費	118,200			
消防防災ヘリコプター整備事業費	253,500			
地方振興事業調整費	374,000			
民生債		ただし、債券発行の種類、様式及び償還に関する細目その他一切の事項は、知事の定めるところによる。	見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、県財政の都合により、据置又は償還期間中といえども、償還年限を短縮し、又は繰上償還を行い、若しくは借換を行うことができる。
社会福祉施設整備事業費	1,064,600			
農林水産業債		工事又は財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。		
就農支援資金貸付事業費	30,650			
農業生産基盤整備事業費	627,400			
農村総合整備対策費	116,000			
農道整備事業費	801,900			
農地防災事業費	929,300			
治山事業費	587,200			
林地災害防止事業費	1,400			
林道整備事業費	197,400			
漁港漁場整備事業費	238,200			
治山林道災害復旧事業費（関連）	37,100			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
土木債				
空港整備事業費	11,200			
中山間地域等活性化特別事業費	284,000			
単県公共土木事業費	3,584,000			
緊急道路環境整備事業費	262,000			
セーフティ・ロード推進事業費	54,000			
道路整備事業費	1,167,600			
国直轄道路事業負担金	2,162,700			
地方道路整備事業費（道路）	3,809,100			
地方特定道路整備事業費（道路）	2,352,000			
生き生き道路整備事業費	773,000			
小規模橋梁長寿命化対策事業費	43,000			
河川改修事業費	1,426,900			
えん堤整備事業費	114,200			
国直轄河川事業負担金	1,409,700			
単県河川改修事業費	636,100			
砂防関係事業費	1,073,300			
建設海岸保全事業費	259,200			
水島港機能強化事業費	68,500			
港湾改修事業費	170,700			
港湾海岸保全事業費	363,600			
浚渫土処理護岸建設事業費	20,500			
国直轄港湾事業負担金	1,603,700			
地方道路整備事業費（街路）	129,400			
街路整備特別対策事業費	28,400			
地方特定道路整備事業費（街路）	33,800			
県営住宅建設事業費	276,300			
警察債				
交通安全施設整備事業費	727,000			
交番・駐在所建設事業費	187,000			
教育債				
教職員退職手当費	8,500,000			
産業教育施設整備事業費	19,800			
高等学校校舎等整備事業費	1,604,200			
県立中学校建設事業費	4,400			
特別支援学校校舎等整備事業費	125,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
災害復旧債				
耕地災害復旧事業費	22,800			
治山林道災害復旧事業費	500			
単県治山災害復旧事業費	4,300			
漁港災害復旧事業費	16,800			
単県漁港災害復旧事業費	5,800			
公共災害土木復旧事業費	993,500			
単県災害土木復旧事業費	150,000			
臨時財政対策債				
臨時財政対策費	55,000,000			

# 予 算 の 内 容

平成26年度当初予算において、歳出については事項の整理統合を行っているので、平成25年度当初欄の目の数値は必ずしもその目に含まれる各事項の合計とは一致しない。

[備考]

1 … 款

1 … 項

(1) … 目

義務 … 義務的経費

投資 … 投資的経費

一般 … 一般行政経費

## 4. 予算の内容

### 1. 一般会計

#### (1) 歳入予算の内容

平成26年度 平成25年度  
当 初 当 初  
(千円) (千円)

#### 1 県 税

201,033,836 193,062,354

平成26年度の県税税収は、国の地方財政計画、景気の動向、税収の推移、主要企業に対するアンケート調査の結果などを踏まえ、平成25年度当初予算額よりも、7,971,482千円(4.1%)増の201,033,836千円を計上した。

これを税目別にみると、個人県民税は、個人所得の改善が見られることから、平成25年度当初予算額よりも、539,476千円(0.9%)増の59,473,178千円、法人二税は、景気の回復傾向の影響を受け、5,484,757千円(14.4%)増の43,544,016千円、税率が引き上げられる地方消費税については、国の地方財政計画を基本としつつ、各種の経済指標などを参考としながら、2,357,752千円(6.2%)増の40,556,828千円、自動車取得税は、税制改正による税率の引き下げのため、1,628,807千円(54.3%)減の1,370,372千円となっている。

#### 2 地方消費税清算金

42,675,458 33,752,009

地方消費税清算金は、最終的な消費に関連する指標を用いて各都道府県の間で清算された地方消費税のうち、本県が支払いを受けることとなるものである。

平成26年度の地方消費税清算金は、国の地方財政計画及び直近の地方消費税の収入額等を参考として見込んだところであり、42,675,458千円を計上した。

#### 3 地方譲与税

34,986,322 27,702,537

本県が譲与を受ける地方譲与税は、地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税であり、平成26年度は次のとおり計上した。

##### 1 地方法人特別譲与税

31,906,000 24,571,754

地方法人特別譲与税は、国税である地方法人特別税を財源として、都道府県に対し、人口及び従業者数に

項 目	平成26年度		
	当 初 予 算 額		
	現年課税	滞納繰越	計(a)
個人県民税	58,497,331	975,847	59,473,178
法人県民税	10,299,004	23,561	10,322,565
利子割県民税	1,252,373	—	1,252,373
配当割県民税	1,920,735	—	1,920,735
株式等譲渡所得割県民税	281,395	—	281,395
(県民税計)	72,250,838	999,408	73,250,246
個人事業税	1,454,229	25,252	1,479,481
法人事業税	33,194,186	27,265	33,221,451
(事業税計)	34,648,415	52,517	34,700,932
地方消費税譲渡割	22,729,009	—	22,729,009
地方消費税貨物割	17,827,819	—	17,827,819
(地方消費税計)	40,556,828	0	40,556,828
不動産取得税	3,672,607	42,761	3,715,368
県たばこ税	2,204,718	—	2,204,718
ゴルフ場利用税	801,906	1,153	803,059
自動車取得税	1,370,362	—	1,370,362
軽油引取税	17,814,793	215,084	18,029,877
自動車税	25,819,611	95,340	25,914,951
鉱区税	11,049	—	11,049
料理飲食等消費税	—	1	1
特別地方消費税	—	—	0
普通税計	199,151,127	1,406,264	200,557,391
自動車取得税	10	—	10
軽油引取税	10	—	10
狩猟税	41,051	—	41,051
産業廃棄物処理税	435,374	—	435,374
目的税計	476,445	0	476,445
県税合計	199,627,572	1,406,264	201,033,836

よりあん分した上で、譲与されるものである。

平成26年度の地方法人特別譲与税は、国の地方財政計画等を参考として見込んだところであり、31,906,000千円を計上した。

2 地方揮発油譲与税 2,885,896 2,927,032

地方揮発油譲与税は、国税である地方揮発油税を財源として、都道府県(政令指定都市)及び市町村に対し、道路の延長及び面積を、人口、道路の種類・形態・幅員等により補正した上で、譲与されるものである。

平成26年度の地方揮発油譲与税は、国の地方財政計画等を参考として見込んだところであり、2,885,896千円を計上した。

(単位 千円)

平成25年度			平成24年度			(b) (c)	(a) (b)	備考
当初予算額			決算額					
現年課税	滞納繰越	計(b)	現年課税	滞納繰越	計(c)			
57,840,019	1,093,683	58,933,702	57,213,452	1,044,876	58,258,328	101.2	100.9	
9,519,066	23,555	9,542,621	9,639,554	21,582	9,661,136	98.8	108.2	
1,309,633	—	1,309,633	1,317,691	—	1,317,691	99.4	95.6	
1,280,458	—	1,280,458	1,021,310	—	1,021,310	125.4	150.0	
76,852	—	76,852	229,536	—	229,536	33.5	366.2	
70,026,028	1,117,238	71,143,266	69,421,543	1,066,458	70,488,001	100.9	103.0	
1,365,654	26,370	1,392,024	1,419,819	35,108	1,454,927	95.7	106.3	
28,492,782	23,856	28,516,638	27,516,947	16,271	27,533,218	103.6	116.5	
29,858,436	50,226	29,908,662	28,936,766	51,379	28,988,145	103.2	116.0	
22,925,130	—	22,925,130	22,401,545	—	22,401,545	102.3	99.1	
15,273,946	—	15,273,946	13,935,264	—	13,935,264	109.6	116.7	
38,199,076	0	38,199,076	36,336,809	0	36,336,809	105.1	106.2	
3,303,526	44,566	3,348,092	4,465,022	50,428	4,515,450	74.1	111.0	
2,428,668	—	2,428,668	4,091,529	—	4,091,529	59.4	90.8	
880,844	6,724	887,568	906,596	11,776	918,372	96.6	90.5	
2,999,169	—	2,999,169	3,097,822	—	3,097,822	96.8	45.7	
17,359,427	213,180	17,572,607	17,489,142	213,171	17,702,313	99.3	102.6	
25,946,399	160,943	26,107,342	26,013,032	195,112	26,208,144	99.6	99.3	
11,493	—	11,493	11,586	—	11,586	99.2	96.1	
—	1	1	—	—	0	—	100.0	
—	—	0	—	—	0	—	—	
<b>191,013,066</b>	<b>1,592,878</b>	<b>192,605,944</b>	<b>190,769,847</b>	<b>1,588,324</b>	<b>192,358,171</b>	<b>100.1</b>	<b>104.1</b>	
10	—	10	—	—	0	—	100.0	
10	—	10	—	—	0	—	100.0	
43,345	—	43,345	44,855	—	44,855	96.6	94.7	
413,045	—	413,045	448,461	—	448,461	92.1	105.4	
<b>456,410</b>	<b>0</b>	<b>456,410</b>	<b>493,316</b>	<b>0</b>	<b>493,316</b>	<b>92.5</b>	<b>104.4</b>	
<b>191,469,476</b>	<b>1,592,878</b>	<b>193,062,354</b>	<b>191,263,163</b>	<b>1,588,324</b>	<b>192,851,487</b>	<b>100.1</b>	<b>104.1</b>	

**3 石油ガス譲与税**

155,708 169,267

石油ガス譲与税は、国税である石油ガス税の1/2を財源として、都道府県及び指定市に対し、管理する国道及び県道の道路延長及び面積を、地方交付税の算定に用いる道路橋りょう費の補正率で補正した上で、譲与されるものである。

平成26年度の石油ガス譲与税は、国の地方財政計画等を参考として見込んだところであり、155,708千円を計上した。

**4 地方道路譲与税**

10 10

地方道路譲与税は、国税である地方揮発油税に改正される前に課税された地方道路税(国税)を財源として、地方揮発油譲与税と同様に譲与されるものである。

平成26年度の地方道路譲与税は、過去の譲与実績等を参考として見込んだところであり、10千円を計上した。

**5 航空機燃料譲与税**

38,708 34,474

航空機燃料譲与税は、航空機騒音の障害防止及び空港整備等の費用に充てるため、国税である航空機燃料税の2/9を財源として、空港の所在する都道府県及び市町村等に対し、着陸料収入額と航空機による騒音が著しい地区内の世帯数を、空港の管理の態様、騒音の程度等により補正した上で、譲与されるものである。

平成26年度の航空機燃料譲与税は、過去の譲与実績等を参考として見込んだところであり、38,708千円を計上した。

**4 地方特例交付金** 690,000 700,000

住宅借入金等特別税額控除による県民税の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金として690百万円を計上した。

**5 地方交付税** 169,300,000 165,100,000

普通交付税は、国の地方財政収支見通し等に基づき基準財政需要額を330,182百万円と推定し、基準財政収入額は本県の税収の伸長率及び過年度の精算額を考慮して163,131百万円と推定した。交付額として166,600百万円を計上した。

特別交付税は2,700百万円を計上した。

**6 交通安全対策特別交付金** 600,000 600,000

交通安全対策特別交付金は、国の予算額を基礎として、配分基準である交通事故件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長の数値を基に算定し、600百万円を計上した。

**7 分担金及び負担金** 5,333,730 5,477,593

歳出において計上した土木その他の建設事業費の財源の一部を、法令または条例の規定により、その受益の度合に応じて市町村、土地改良区等に分担または負担させるもの等で、その内訳は次のとおりである。

民生費負担金	86,695	168,955
農林水産業費負担金	2,147,189	2,514,060
土木費負担金	3,099,846	2,794,578

**8 使用料及び手数料** 7,411,884 5,895,720

**1 使用料** 4,341,023 2,874,583

条例等に基づき、県有財産、施設等の使用についてその利用者から徴収するもので、その主なものは次のとおりである。

県立美術館入館料	14,324	11,985
流水占用料	351,693	342,862
港湾使用料	230,000	230,000
入港料	150,000	150,000
住宅使用料	809,078	835,359
岡山空港使用料	464,540	464,934
高等学校授業料	1,503,472	27,676

**2 手数料** 3,070,861 3,021,137

法令または条例に基づき、特定の個人のために行う事務について、その取扱件数等に応じて徴収するものであって、その主なものは次のとおりである。

旅券発給手数料	79,074	89,984
食品関係営業許可手数料	44,228	36,650
家畜伝染病予防手数料	18,386	13,555
建設業許可手数料	121,255	102,294

建築確認手数料	12,495	82,478
自動車運転免許手数料	1,278,121	1,218,962
運転者講習手数料	429,660	380,619
自動車保管場所証明手数料	358,479	346,098

**9 国庫支出金** 70,356,319 67,873,985

**1 国庫負担金** 38,761,828 38,549,741

地方公共団体の行う事業費の一部または全部を、その利害の程度によって義務的に支出される国庫支出金で、その内訳は次のとおりである。

総務費国庫負担金	0	895,463
民生費国庫負担金	3,075,398	3,179,036
衛生費国庫負担金	834,693	870,653
農林水産業費国庫負担金	63,967	62,363
土木費国庫負担金	3,394,850	3,284,750
教育費国庫負担金	29,520,859	28,386,616
災害復旧費国庫負担金	1,872,061	1,870,860

**2 国庫補助金** 30,275,179 28,183,866

国が地方公共団体の施設、事業を發展させるため、または地方公共団体の財政運営上特に必要がある場合に支出する国庫支出金で、その内訳は次のとおりである。

総務費国庫補助金	733,840	525,509
民生費国庫補助金	2,839,345	1,058,421
衛生費国庫補助金	2,649,950	2,931,886
労働費国庫補助金	245,513	216,409
農林水産業費国庫補助金	9,794,898	9,040,990
商工費国庫補助金	811,145	768,445
土木費国庫補助金	7,547,017	7,351,753
警察費国庫補助金	856,612	962,640
教育費国庫補助金	3,994,221	4,490,805
災害復旧費国庫補助金	802,638	837,008

**3 委託金** 1,319,312 1,140,378

国がその業務を委託するために支出する国庫支出金で、各種統計調査委託金、定時制高等学校の教育費委託金等である。

**10 財産収入** 1,421,708 1,318,574

**1 財産運用収入** 817,760 820,914

県公舎等家屋貸付料のほか、土地、機械器具の貸付料等である。

**2 財産売払収入** 603,948 497,660

土地、建物の売払収入のほか、農林水産総合センターや工業技術センター等における生産物の売払収入等を見込んだもので、その内訳は次のとおりである。

不動産売払収入	239,917	140,350
---------	---------	---------



物品売払収入	149,954	139,119
生産物売払収入	214,077	218,191
<b>11 寄 附 金</b>	<b>27,555</b>	<b>1,416,427</b>
<b>12 繰 入 金</b>	<b>20,164,369</b>	<b>34,086,970</b>
1 特別会計繰入金	1,506,686	5,206,213
岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計繰入金	206,686	206,213
岡山県公共用地等取得事業特別会計繰入金	1,000,000	1,000,000
岡山県営電気事業会計繰入金	300,000	1,000,000
岡山県営工業用水道事業会計繰入金	0	3,000,000
2 基金繰入金	18,657,683	28,880,757
岡山県三木記念事業基金繰入金	6,032	6,008
岡山県財政調整基金繰入金	3,395,458	9,255,000
岡山県県債管理基金繰入金	1,089	1,089
岡山県社会福祉施設整備基金繰入金	99,880	313,097
岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金繰入金	1,203,347	3,369,681
岡山県おかやま森づくり県民基金繰入金	602,211	727,632
岡山県図書館等整備基金繰入金	171,230	171,230
岡山県森林整備地域活動支援基金繰入金	81,257	126,974
岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金繰入金	373,896	377,485
岡山県文化振興基金繰入金	25,843	26,994
岡山県愛とふれあいの基金繰入金	5,535	1,520
岡山県新進美術家育成支援基金繰入金	17,454	15,968
岡山県国民健康保険広域化等支援基金繰入金	5,200	5,200
岡山県消費者行政活性化基金繰入金	78,000	120,429
岡山県安心こども基金繰入金	1,990,673	2,084,946
岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	2,624,287	2,580,604
岡山県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金繰入金	94,820	162,025
岡山県介護職員処遇改善等臨時特例基金繰入金		

	396,000	653,400
岡山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	1,098,014	1,392,014
岡山県地域自殺対策緊急強化基金繰入金	32,517	31,127
岡山県森林整備加速化・林業再生基金繰入金	1,264,635	2,594,216
岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金繰入金	35,000	312,940
岡山県医療施設耐震化臨時特例基金繰入金	271,419	1,344,171
岡山県地域医療再生臨時特例基金繰入金	1,893,484	3,095,775
岡山県地域介護活動支援等基金繰入金	104,790	40,199
岡山県地域経済活性化・雇用創出臨時基金繰入金	2,344,535	0
岡山県農業構造改革支援基金繰入金	150,336	0
岡山県再生可能エネルギー等推進基金繰入金	290,741	0
岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金繰入金	0	29,783
岡山県妊婦健康診査支援基金繰入金	0	33,223
岡山県新しい公共支援事業基金繰入金	0	8,027
<b>13 諸 収 入</b>	<b>10,896,271</b>	<b>11,105,150</b>
貸付金元利収入、県税等の収入金に対する延滞金、受託事業収入等を計上した。その内訳は次のとおりである。		
延滞金、加算金及び過料等	364,898	558,141
県 預 金 利 子	41,479	57,121
貸付金元利収入	1,709,733	2,046,219
受託事業収入	1,192,637	1,049,131
収益事業収入	3,562,889	3,480,318
利子割精算金収入	22,270	22,570
雑 入	4,002,365	3,891,650
<b>14 県 債</b>	<b>95,336,250</b>	<b>108,091,400</b>
住宅建設事業、各種土木事業、災害復旧事業、高等学校整備、福祉施設整備等の財源に充当するため、財務省や金融機関等から借り入れる長期債である。		

(2) 歳出予算の内容

平成26年度 (一般) 平成25年度  
当 初 (財源) 当 初  
(千円) (千円)

<b>1 議会費</b>	<b>1,580,063(1,580,063)</b>	<b>1,596,874</b>
1 議会費	1,580,063(1,580,063)	1,596,874
(1) 議会費	<b>1,242,087(1,242,087)</b>	<b>1,280,677</b>
議議員報酬費	862,756(862,756)	891,688
一般議会運営費	379,331(379,331)	388,989
(2) 事務局費	<b>337,976(337,976)</b>	<b>316,197</b>
議議会事務局職員費	291,959(291,959)	279,301
一般議会事務局運営費	29,890(29,890)	27,712
一般議会史編さん費	16,127(16,127)	9,184
平成26年度 (一般) 平成25年度 当 初 (財源) 当 初 (千円) (千円)		
<b>2 総務費</b>	<b>33,626,719(27,489,533)</b>	<b>38,521,525</b>
1 総務管理費	11,177,598(9,148,016)	16,135,392
(1) 一般管理費	<b>7,482,936(7,116,874)</b>	<b>8,327,022</b>
議特別職職員費	59,800(59,800)	51,555
知事, 副知事に係る給与費である。		
議総務管理職員費	1,972,728(1,947,741)	2,104,489
総務部関係職員及び岡山県職員等定数条例第3条に規定される派遣・長期研修職員等に係る給与費である。		
議職員児童手当費	313,455(313,455)	321,760
知事部局等職員に係る児童手当費である。		
議退職・時間外勤務手当費	4,448,384(4,107,384)	5,158,053
知事部局職員に係るものである。		
議地方公務員災害補償費	40,771(40,771)	36,061
地方公務員災害補償法に基づく災害補償基金負担金等である。		
議営繕行政職員費	195,180(195,180)	195,899
給与費 25人		
議出納局職員費	388,428(388,428)	405,808
出納局職員に係る給与費である。		
一般総務行政運営費	61,706(61,631)	51,762
総務行政の推進に要する経費である。		
一般行政考査費	918(918)	897
行政事務の効率化, 事務管理改善等に関する調査,		

研究等に要する経費である。

一般 行財政改革推進対策費	1,566(1,566)	738
行財政改革の推進に要する経費である。		
(2) 人事管理費	<b>391,320(391,310)</b>	<b>390,378</b>
一般 人事行政運営費	314,858(314,848)	315,586
各種人事管理・県職員の研修実施及び臨時的任用職員等雇用に要する経費である。		
人事管理費		270,505
職員能力開発費		44,353
一般 職員トータルヘルスプラン推進費	75,793(75,793)	74,136
各種健康診断の実施等職員のトータルヘルスプラン推進に要する経費である。		
一般 職員・職場活性化対策費	669(669)	656
職員の意識改革と能力開発及び職場の活性化等を図ることに要する経費である。		
(3) 広報費	<b>134,193(134,110)</b>	<b>88,125</b>
一般 一般広報費	2,193(2,193)	2,152
公聴広報事業の推進に要する経費である。		
一般 公聴広報活動推進費	132,000(131,917)	85,973
広く県民の声を聴きながら, 時代に即応した効果的な広報活動を展開するとともに, 岡山県の持つ優れた魅力等を広く全国にPRし, 知名度向上等を図るために要する経費である。		
1 公聴活動費		1,966
2 広報活動費		80,988
3 情報発信推進費		49,046
(4) 文書費	<b>114,599(114,486)</b>	<b>113,275</b>
一般 県立記録資料館運営費	72,591(72,478)	71,714
県立記録資料館の管理運営等に要する経費である。		
一般 法制事務費	21,334(21,334)	21,030
各種法制事務及び県を当事者とする訴訟に要する経費である。		
一般 文書事務費	20,674(20,674)	20,531
文書の收受, 整理及び情報公開の推進等に要する経費である。		
(5) 財政管理費	<b>400,591(69,826)</b>	<b>4,099,012</b>
議 他会計等借入金償還費	8,023(8,023)	4,007,920
他会計からの借入金の償還に要する経費である。		
一般 財政運営費	62,633(61,803)	54,857

予算編成等に要する経費である。

一般 岡山県財政調整基金積立金

13,334 (一) 21,323

岡山県財政調整基金条例に基づく運用益積立金である。

一般 岡山県県債管理基金積立金

13,049 (一) 14,912

岡山県県債管理基金条例に基づく運用益積立金である。

一般 岡山県地域経済活性化・雇用創出臨時基金積立金

3,403 (一) —

岡山県地域経済活性化・雇用創出臨時基金条例に基づく運用益積立金である。

一般 岡山県再生可能エネルギー等推進基金積立金

300,149 (一) —

岡山県再生可能エネルギー等推進基金条例に基づく企業会計繰入金等の積立金である。

(6) 会計管理費 630,855(629,774) 494,010

一般 金銭出納事務費 457,950(457,950) 305,425

岡山県の歳入歳出に関する出納、決算、審査、給与・旅費支給事務及び総務事務の集中化に要する経費である。

金銭出納事務費 358,239

収入証紙特別会計繰出金 99,479

政府調達苦情検討委員会経費 232

一般 物品出納事務費 153,797(152,716) 147,236

物品・庁用自動車の出納・管理に要する経費である。

物品出納事務費 5,105

庁用自動車管理費 143,890

用品調達特別会計繰出金 4,802

一般 総務事務システム整備費

19,108 (19,108) 41,349

給料・旅費等の総務事務について全庁的な集中処理を行う総務事務システムを整備する経費である。

(7) 財産管理費 1,669,952(486,651)2,336,313

繰 国有資産等所在市町村交付金

395,986 (一) 401,421

国有資産等所在市町村交付金法に基づく、県営住宅・県公舎等に係る固定資産税相当額の市町村交付金である。

一般 県有財産管理処分費 56,317 (3,457) 55,981

県公舎等の維持管理及び県有財産の管理又は処分等に要する経費である。

一般 県庁舎維持管理費 421,066(379,954) 417,959

県庁舎の光熱水費等維持管理及び各種設備の保守管理に要する経費である。

一般 庁舎等整備費 57,777 (53,655) 40,926

県庁舎及び県公舎の整備に要する経費である。

県庁舎整備費 53,655

県公舎整備費 4,122

一般 建築営繕推進費 15,536 (15,536) 15,201

営繕積算システム整備業務委託及び構造計算ソフト保守等設計・積算業務を適正に推進するために要する経費である。

一般 土地開発基金繰出金

3,270 (一)1,404,825

岡山県土地開発基金条例に基づく運用益等の繰出に要する経費である。

一般 公共施設老朽化対策等事業費

720,000 (34,049) —

老朽化の著しい施設等に対する緊急の更新・修繕に要する経費である。

(8) 東京事務所費 44,863 (41,480) 43,982

一般 東京事務所運営費 43,395 (40,012) 42,522

東京事務所の管理運営及び中央省庁等との行政連絡、折衝等に要する経費である。

一般 東京事務所事業費 1,468 (1,468) 1,460

東京岡山県人会の開催に要する経費である。

(9) 恩給及び退職年金費 37,632 (37,632) 41,927

繰 恩給・退職年金費 37,632 (37,632) 41,927

恩給法及び岡山県吏員恩給条例に基づく恩給及び扶助料である。

(10) 諸 費 270,657(125,873) 201,348

繰 国庫支出金返納金 208,547(124,873) 139,238

国庫支出金の返納に要する経費である。

総 務 費 2,940 (1,500) 1,500

民 生 費 100,000(100,000) 100,000

労 働 費 10,000 (10,000) 10,000

農 林 水 産 業 費 15,373 (11,373) 25,738

土 木 費 2,000 (2,000) 2,000

教 育 費 78,234 (一) —

繰 市町村負担金返納金 51,000 (1,000) 51,000

建設事業費の精算にともなう市町村負担金の返納に要する経費である。

農 林 水 産 業 費 1,000 (1,000) 1,000

土 木 費 50,000 (一) 50,000

繰 小切手支払未済償還金

5,000 (一) 5,000

支払後一年を経過した未払資金で、債権者からの

請求に対する支払経費である。

一般 岡山県三木記念顕彰事業費

6,110 (一) 6,110

三木記念賞助成事業に要する経費である。

2 企画費 4,159,681(3,318,747)4,293,607

(1) 企画総務費 981,497(947,242) 978,549

経 県民生活企画職員費

959,145(927,690) 956,755

給与費 115人

一般 県民生活企画管理費 22,352 (19,552) 21,794

県民生活関係の連絡調整等に要する経費である。

(2) 計画調査費 1,341,827(1,148,434)1,451,644

一般 政策推進費 35,777 (35,777) 25,925

時代に即応した県政推進のための政策形成に要する経費である。

一般 岡山情報ハイウェイ運営費

129,648(118,915) 108,686

情報ハイウェイの通信機器等の運用・保守に係る経費である。

一般 情報政策推進費 66,270 (61,440) 67,692

情報政策業務の推進及び職員研修等に要する経費である。

一般 庁内システム運営費

750,987(695,709) 904,301

電子県庁推進基盤となるシステムの整備・運営等及び県民サービスの向上と開かれた県政の実現等のための経費である。

一般 晴れの国おかやま生き生きプラン推進事業費

15,641 (15,641) 14,518

「晴れの国おかやま生き生きプラン」を推進するために要する経費である。

一般 広域連携等推進事業費

4,104 (4,104) 5,449

中国・中四国地方の枠組みや近隣県との間での広域連携の推進及び市町村間の連携による行政サービス提供体制の強化等に要する経費である。

一般 県民生活企画調査研究費

7,690 (7,690) 8,725

県民生活関係の調査研究を行う経費である。

一般 国土調査費 177,978 (59,441) 165,149

国土調査法に基づき市町村が実施する地籍調査への補助等に要する経費である。

一般 国土利用計画法関係費

30,028 (29,837) 30,637

国土利用計画法等に基づいて行う土地取引の届出

の処理、地価調査等に要する経費である。

一般 岡山情報ハイウェイ推進費

41,141 (41,141) 37,960

情報ハイウェイの災害対策の強化と回線の高速化に要する経費である。

一般 IT戦略推進費 82,563 (78,739) 57,943

第5次おかやまIT戦略プログラムに基づきITの戦略的活用による県民生活の向上等を図る経費である。

(3) 地域政策費 1,531,410(963,774)1,573,394

一般 地域政策推進費 12,293 (12,293) 12,301

地域の特性を生かした地域振興を図るための政策の企画立案等に要する経費である。

一般 吉備高原都市センター区等施設管理費

68,724 (61,448) 72,697

吉備高原都市センター区等の管理に要する経費である。

一般 中山間地域等振興対策費

44,640 (44,640) 46,621

本県への移住等を促進しながら、中山間地域等の振興を図るために要する経費である。

一般 中山間地域等活性化特別事業費

600,000(259,750) —

中山間地域等の活性化にソフト・ハード両面から総合的に取り組むために要する経費である。

一般 発電用施設周辺地域整備費

220,110 (一) 217,029

電源三法（発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法、特別会計に関する法律）に基づいて、市町村等に交付する交付金に要する経費である。

一般 吉備高原都市活性化事業費

8,407 (8,407) 8,605

吉備高原都市の活性化等を図るための経費である。

一般 公共用地等取得事業特別会計繰出金

181,564(181,564) 209,653

吉備高原都市自然レクリエーション区用地の取得等に係る特別会計への繰出金である。

一般 港湾整備事業特別会計繰出金

395,672(395,672) 406,488

寄島干拓地等の造成に係る特別会計への繰出金である。

(4) 国際交流推進費 145,161(109,731) 133,544

一般 国際交流施設管理運営費

65,349 (63,466) 59,524

岡山国際交流センターの管理運営等に要する経費

である。

一般 渉外事務費 2,209 (2,209) 1,687  
外国からの賓客等の対応に要する経費である。

一般 旅券発給事務費 21,547 (—) 18,686  
旅券法に基づき海外渡航者に対し旅券を発給する事務に要する経費である。

一般 国際交流・多文化共生推進費  
42,827 (30,827) 40,401  
中国江西省、韓国慶尚南道、南オーストラリア州等友好提携地域との交流の推進、国際交流員の招致、多文化共生の推進及び、グローバル人材の育成等に要する経費である。

一般 国際協力貢献推進費 13,229 (13,229) 13,246  
「岡山県国際貢献活動の推進に関する条例」に基づく国際救援物資の備蓄や開発途上国等への技術移転、NGO・NPO等が行う国際貢献活動の支援に要する経費である。

(5) 航空対策費 89,877 (89,877) 90,346

一般 航空企画推進費 1,949 (1,949) 1,949  
岡山空港の機能充実を図るため関係団体との調整に要する経費である。

一般 空路利用促進事業費 87,928 (87,928) 88,397  
岡山空港の路線の充実に向けて、利用促進活動に要する経費である。

(6) 科学技術振興費 69,909 (59,689) 66,130

一般 岡山光量子科学研究所運営費  
46,500 (46,020) 46,317  
岡山光量子科学研究所の管理運営に要する経費である。

一般 光量子科学研究推進費  
23,409 (13,669) 19,813  
21世紀の先端科学技術の基礎となる光量子科学の理論研究の推進に要する経費である。

**3 地方振興費** 2,906,124(2,531,831)2,741,927

(1) 地域振興総務費 390,630(390,337) 352,041

総務 地域振興総務職員費  
314,270(314,270) 282,960  
給与費 38人

一般 ボランティア・NPO活動支援センター運営費  
27,484 (27,484) 26,721  
ボランティア・NPO活動支援センターの管理運営に要する経費である。

一般 自衛官募集費 293 (—) 297  
自衛官募集に関する事務の一部を行うために要する経費である。

一般 地域協働支援事業費 8,702 (8,702) 8,121  
多様な主体が協働して地域課題の解決に当たる仕組みづくりを支援するために要する経費である。

一般 地域活動促進事業費 6,537 (6,537) 6,608  
地域におけるボランティア・NPO活動等の推進に要する経費である。

一般 犯罪のない安全で安心な岡山県づくり推進事業費  
29,243 (29,243) 15,083  
犯罪のない安全・安心な地域社会の実現を図るための施策の実施に要する経費である。

一般 犯罪被害者等支援事業費  
1,209 (1,209) 1,218  
犯罪被害者等基本法等に基づき、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために要する経費である。

一般 ユニバーサルデザイン推進事業費  
2,892 (2,892) 3,000  
全体的にユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、誰もが暮らしやすい社会づくりを推進するために要する経費である。

(2) 県民局費 1,682,352(1,682,352)1,579,886

総務 県民局総務職員費  
1,163,800(1,163,800)1,136,666  
給与費 151人

一般 県民局管理運営費 501,391(501,391) 426,520  
県民局の管理運営及び庁舎維持修繕に要する経費である。

一般 県民局庁舎整備費 17,161 (17,161) 16,700  
県民局庁舎の緊急対応工事に要する経費である。

(3) 事業調整費 833,142(459,142) 810,000

総務 地方振興事業調整費  
833,142(459,142) 810,000  
事業相互間の調整等を行うための経費である。

**4 徴税費** 7,366,228(7,280,778)7,265,550

(1) 税務総務費 2,475,766(2,412,586)2,426,607

総務 税務行政職員費  
1,728,300(1,728,300)1,772,734  
税務関係職員に係る給与費である。

一般 税務行政運営費 47,420 (47,420) 51,999  
税務行政の推進に要する経費である。

税務行政運営費 25,699  
岡山県収入証紙等特別会計繰出金

一般 税務システム運営費  
223,783(160,603) 132,937

税務システムの運用・保守・改修に要する経費である。

一般 県税手続電子化事業費

27,308 (27,308) 29,464

地方税の申告・納付等手続の電子化に対応するための地方税電子申告システムの運用等に要する経費である。

地方税電子申告事業 26,665

自動車保有関係手続ワンストップサービス事業 643

一般 納税対策等補助金 448,955(448,955) 438,792

県税の増収を図るための各種対策に要する経費である。

軽油引取税報償金 434,865

産業廃棄物処理税報償金 10,210

ゴルフ場利用税報償金等 3,880

(2) 賦課徴収費 4,890,462(4,868,192)4,838,943

繰 個人県民税徴収及び県税取扱費

2,839,734(2,839,734)2,804,519

個人県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対し交付する徴収取扱費及び県税の収納機関に対する取扱費である。

個人県民税徴収取扱費 2,836,419

県税取扱費 3,315

繰 過年度過誤納還付・利子割還付金並びに還付加算金

1,475,000(1,452,730)1,480,915

県徴収金に対し発生する過年度過誤納金及び法人県民税利子割に係る還付金並びに還付加算金である。

繰 地方消費税徴収取扱費163,548(163,548)155,748

国の地方消費税賦課徴収事務に対する取扱手数料である。

一般 県税賦課徴収費 412,180(412,180) 397,761

県税の賦課徴収及びこれに係る申告書、納付書の印刷・発送や県民局税務部、滞納整理推進機構の滞納対策、ふるさと納税の普及推進等に要する経費である。

5 市町村振興費 1,293,826(390,918)1,335,678

(1) 市町村連絡調整費 391,997(390,918) 424,608

繰 市町村連絡調整職員費

113,972(113,972) 117,677

給与費 18人

一般 住民基本台帳ネットワークシステム管理運営費

74,496 (74,496) 91,844

住民基本台帳ネットワークシステムの運用に要する経費である。

一般 市町村行財政連絡調整費

15,098 (15,098) 20,081

市町村の行財政の連絡調整に要する経費である。

一般 移譲事務市町村交付金

187,352(187,352) 191,164

条例に基づき県から移譲された事務について、市町村が処理するために必要な人件費等に対する交付金である。

一般 地方財政事業受託調査費

1,079 (—) 1,243

地方公共団体金融機関の委託を受けて実施する貸付金使途状況調査に要する経費である。

(2) 市町村振興宝くじ交付金

901,829 (—) 911,070

繰 市町村振興宝くじ交付金

901,829 (—) 911,070

市町村振興宝くじ収益金の交付に要する経費である。

6 選挙費

230,272(229,603) 949,650

(1) 選挙管理委員会費 37,125 (36,856) 45,330

繰 選挙管理委員会事務局職員費

29,975 (29,975) 38,011

給与費 6人

繰 在外選挙人名簿登録事務費

269 (—) 806

市区町村に対する在外選挙人名簿登録事務費の交付に要する経費である。

一般 選挙管理委員会運営費

6,881 (6,881) 6,513

岡山県選挙管理委員会の運営に要する経費である。

(2) 選挙啓発費 8,338 (7,938) 8,857

一般 政党助成事務受託費 400 (—) 400

国から受託した政党交付金に係る支部報告書等の受付、保存及び閲覧の事務に要する経費である。

一般 県議会議員選挙臨時啓発費

4,638 (4,638) —

平成27年4月29日任期満了に伴う県議会議員選挙の投票参加を促す臨時啓発に要する経費である。

一般 明るい選挙推進事業費

3,300 (3,300) 3,475

明るく正しい選挙を実現することを目的として、有権者の政治意識の向上を図るための普及啓発に要する経費である。

(3) 県議会議員選挙費 184,809(184,809) —

繰 県議会議員選挙執行費

	184,809(184,809)	—
平成27年4月29日任期満了に伴う県議会議員選挙に要する経費である。		
<b>7 統計調査費</b>	532,777 (43,754)	382,284
(1) <b>統計調査総務費</b>	167,382 (42,157)	167,700
- 統計管理職員費	162,433 (37,208)	162,848
統計管理関係職員に係る給与費である。		
- 統計普及費	4,949 (4,949)	4,852
統計業務の研修・指導及び刊行物の発行等に要する経費である。		
(2) <b>県単独統計費</b>	2,049 (1,597)	2,053
- 岡山県単独統計調査費	2,049 (1,597)	2,053
国の統計結果で得られない県行政推進上必要な基礎資料について、県単独で調査を行うための経費である。		
(3) <b>委託統計費</b>	363,346 (—)	212,531
- 委託統計調査費	363,346 (—)	212,531
国の委託統計調査を実施するために要する経費である。		
<b>8 県民生活費</b>	1,497,958(1,272,552)	1,473,774
(1) <b>県民生活総務費</b>	10,291 (10,141)	10,247
- 県民生活指導推進費	10,291 (10,141)	10,247
県民相談事業の実施等に要する経費である。		
(2) <b>消費生活対策費</b>	201,749 (72,050)	184,447
- 消費生活行政推進費	11,081 (11,080)	11,810
消費者行政の総合調整や消費者保護関係法令の施行等に要する経費である。		
- 消費生活センター運営費	46,620 (46,620)	46,642
消費生活センターの管理運営に要する経費である。		
- 消費者施策推進事業費	15,955 (14,350)	5,386
消費者被害防止施策等の実施に要する経費である。		
- 消費者行政活性化事業費	78,093 (—)	120,609
消費生活相談窓口の機能充実・強化等の事業に要する経費である。		
- 岡山県消費者行政活性化基金積立金	50,000 (—)	—
国の交付金を基金に積み増す経費である。		
(3) <b>交通対策費</b>	672,585(670,840)	669,569
- 交通事故対策事業費	11,169 (11,169)	11,121
交通事故対策のために要する経費である。		
- 生活交通確保対策事業費		

	199,244(199,244)	200,695
バス路線や離島航路などの生活交通を維持・確保するために要する経費である。		
- 鉄道施設等整備促進事業費	77,638 (77,638)	77,654
井原線の安定した運行を確保するため、関係自治体と連携した鉄道基盤設備維持費への補助等に要する経費である。		
- 運輸事業振興助成費	375,494(375,494)	375,322
営業用バス及びトラックの輸送コスト上昇の抑制などを図るため、運輸事業関係団体の実施する事業に助成する経費である。		
- 交通安全対策推進事業費	9,040 (7,295)	4,777
交通安全対策の推進に要する経費である。		
(4) <b>文化推進費</b>	274,390(219,010)	264,895
- 文化行政推進費	5,337 (5,337)	6,084
文化行政施策の総合調整・推進等に要する経費である。		
文化行政施策推進等費		2,654
岡山県文化賞・同奨励賞授与		1,655
岡山県文化振興審議会開催費		377
河原邸管理費		651
- 文化施設運営費	158,268(158,268)	153,122
犬養木堂記念館、岡崎嘉平太記念館、天神山文化プラザ及びおかやま旧日銀ホールの管理運営に要する経費である。		
- 芸術文化活動費	98,973 (55,405)	93,257
おかやま県民文化祭の開催などを通して、優れた芸術の鑑賞や発表・体験の機会を提供するとともに、県民の芸術文化活動の活発化を図り、新たな地域文化の創造と文化を核とした地域づくりへの取組を促進するために要する経費である。		
おかやま県民文化祭開催事業費	41,838	
オーケストラの育成と音楽文化の振興		3,190
岡山芸術文化賞		977
豊かなおかやま文化創造事業費	6,385	
あっ晴れ!おかやま子ども未来塾事業費		4,973
文化団体等国民文化祭派遣事業費	2,975	
新進美術家育成支援事業費	17,454	
岡山県新進美術家育成支援基金積立金		
		271

岡山県「内田百閒文学賞」	6,518	
アート・ブリッジおかやま形成事業費	8,198	
文化を核とした地域の活性化推進事業	6,194	
-般 地域文化振興費	10,370	(一) 10,676
県民の文化活動の奨励や支援を図るとともに、文化に触れやすい環境づくりを進め、個性あふれる地域文化を創造するために要する経費である。		
(助)地域創造負担金	4,813	
岡山県郷土文化財団育成費	5,557	
-般 岡山県文化振興基金積立金	1,165	(一) 1,436
郷土文化保護活動等の援助、美術品の取得その他文化振興事業を円滑に実施し、もって潤い及び安らぎのある郷土づくりに寄与することを目的とした岡山県文化振興基金条例に基づく運用益積立金である。		
-般 岡山県岡崎嘉平太記念館基金積立金	277	(一) 320
岡崎嘉平太氏を顕彰する記念館の建設等を目的とした岡山県岡崎嘉平太記念館基金条例に基づく運用益積立金である。		
(5) 美術館費	220,150(182,638)	229,465
-般 県立美術館運営費	170,493(164,499)	166,228
県立美術館の管理運営及び常設展の運営に要する経費である。		
-般 県立美術館事業費	49,657 (18,139)	63,237
県立美術館で常設展だけでは触れることのできない芸術作品を紹介する企画展及び普及教育事業等を実施し、県民の文化意識の高揚に努める経費である。		
企画展事業費	46,330	
普及教育事業費	3,327	
(6) 女性青少年対策費	118,793(117,873)	115,151
-般 青少年対策推進費	14,616 (14,616)	14,092
岡山県青少年問題協議会の運営、岡山県青少年健全育成条例の施行等、青少年対策の推進に要する経費である。		
-般 青少年総合相談センター運営費	32,773 (32,773)	32,775
青少年に関する相談、指導等を総合的に行う青少年総合相談センターの管理運営等に要する経費である。		
-般 男女共同参画施策諸費	1,626 (1,626)	1,543
岡山県男女共同参画審議会等の運営に要する経費		

である。

-般 男女共同参画推進センター運営費	18,857 (18,737)	18,828
男女共同参画推進センターの管理運営に要する経費である。		
-般 青少年健全育成・非行対策費	22,489 (21,689)	20,248
県民総ぐるみによる青少年健全育成運動の推進及び非行防止対策の推進に要する経費である。		
-般 男女共同参画推進費	28,432 (28,432)	27,665
男女共同参画社会の実現に向けて、第3次おかやまウィズプラン及び岡山県男女共同参画の促進に関する条例の推進を図るとともに、DV対策やウィズセンターを拠点に各種啓発活動を行うために要する経費である。		
<b>9 防 災 費</b>	1,374,387(867,854)	988,606
(1) 防災総務費	1,173,181(759,965)	815,927
-般 消防防災職員費	317,763(291,489)	342,414
消防防災関係職員に係る給与費である。		
-般 危機管理行政運営費	11,165 (11,165)	10,940
岡山県防災会議の運営、岡山県地域防災計画に基づく災害予防等に要する経費である。		
-般 防災行政無線保守管理費	58,717 (57,775)	55,339
防災行政無線等の保守管理運用業務に要する経費である。		
-般 防災情報ネットワーク運営費	123,451(103,820)	107,844
防災行政無線等の運用保守に要する経費である。		
-般 消防防災ヘリコプター運営費	181,176(180,188)	166,474
消防防災ヘリコプターの運航及び消防防災活動に必要な資機材の整備等に要する経費である。		
-般 防災対策事業費	34,021 (34,021)	60,632
地震・風水害等の災害に対する危機管理・防災対策等に要する経費である。		
防災対策事業	6,221	
地域防災・危機管理力アップ事業	4,945	
地域防災力強化推進事業	11,450	
災害備蓄品整備事業	11,405	
-般 防災情報ネットワーク高度化事業費	181,545 (79,245)	36,892
平成27年7月で基本プログラムの運用期間が終了する岡山県総合防災情報システムの再構築に要する経費である。		



一般	国民保護対策事業費	1,536	(1,536)	1,534
	岡山県における国民保護措置実施のための体制づくり に要する経費である。			
一般	コンビナート防災資機材センター整備費	9,581	(一)	14,184
	コンビナート災害等に備え、防災資機材を整備する ために要する経費である。			
一般	消防防災ヘリコプター整備事業費	254,226	(726)	19,674
	大規模地震等災害発生時のヘリ同時被災のリスク を回避するため、岡山空港に消防防災ヘリコプター 基地の移転・整備を行うための経費である。			
(2)	消防指導費	178,866	(99,189)	150,226
一般	消防行政運営費	117,046	(79,757)	125,785
	消防関係法令に基づく危険物取扱者保安講習、消 防設備士法定講習及び消防学校の管理運営等に要す る経費である。			
	消防関係規制費	37,289		
	市町村消防指導費	6,844		
	消防学校運営費	72,913		
一般	消防防災活動支援事業費	40,642	(3,042)	2,887
	県防災無線と各消防本部の消防救急デジタル無線 の接続等に要する経費である。			
一般	救急隊員教育訓練事業費	21,178	(16,390)	21,554
	救急救命士の養成及び救急業務高度化推進に要す る経費である。			
	救急振興財団負担金	9,700		
	救急業務高度化推進事業	973		
	救急救命率向上促進事業	922		
	救急救命士病院実習受入促進事業	9,583		
(3)	保安指導費	22,340	(8,700)	22,453
一般	保安行政運営費	22,340	(8,700)	22,453
	高圧ガス保安法、火薬類取締法等の諸法令に基づ く許認可・検査指導等及び石油コンビナート等防災 本部の運営等に要する経費である。			
	保安行政事務費	13,640		
	コンビナート防災事務費	8,700		
<b>10 環 境 費</b>		2,790,020	(2,108,098)	2,661,597
(1)	環境総務費	824,904	(764,169)	826,647
職	環境総務職員費	815,626	(754,891)	817,614
	給与費	110人		
一般	環境行政運営費	9,278	(9,278)	9,033
	環境行政の運営に要する経費である。			

(2)	環境対策費	813,875	(462,708)	701,940
一般	環境基本法施行費	5,039	(3,969)	5,440
	環境基本法に基づく公害対策の総合的推進、環境 の保全に関する基本的事項の調査・審議を行う環境 審議会の運営及び環境おかやま大賞等の表彰に要す る経費である。			
	環境審議会運営費	3,253		
	公害防止計画推進費	226		
	公害防止管理者等指導費	490		
	環境保全推進事業費	1,070		
一般	環境管理費	2,897	(2,812)	2,977
	環境影響評価の指導、審査及び事後指導並びに環 境改善事業に要する経費である。			
	環境影響評価条例審査費	2,285		
	環境影響評価事後指導費	527		
	環境浄化施設等整備事業費	85		
一般	公害苦情処理対策費	1,082	(1,081)	1,079
	公害に関する苦情処理活動及び公害紛争処理法に 基づく公害審査会の運営に要する経費である。			
	連絡調整費	615		
	公害審査会連絡調整費	467		
一般	墓地、埋葬等法施行費	264	(264)	264
	墓地、納骨堂、火葬場の整備促進に関する市町村 指導及び許可申請に際して行う現地調査等に要する 経費である。			
	指導調査費	63		
	葬祭者不明死亡人取扱費	201		
一般	フロン回収破壊法施行費	466	(216)	460
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の 確保等に関する法律（フロン回収破壊法）に基づく フロン回収業者等の登録及び立入検査・指導等に要 する経費である。			
一般	水質汚濁防止法等施行費	44,058	(43,815)	44,136
	水質保全行政推進に係る経費と水質汚濁防止法及 び環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出審 査・立入検査・排水監視等に要する経費及び土壌汚 染対策法に基づく調査等に要する経費並びに公共用 水域、地下水水質監視等を行うための経費である。			
	水質汚濁防止法等施行諸費	34,510		
	環境負荷低減条例施行費	175		
	水質汚濁事象調査費	897		
	土壌汚染対策費	2,624		
	湖沼水質保全計画推進費	5,852		

一般 騒音・振動・悪臭関係法施行費

2,811 (2,811) 2,854

環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく既指定町村の指導、規制地域の拡大に要する経費並びに環境騒音の監視測定等に要する経費である。

生活公害対策費 2,811

一般 有害化学物質対策関係法施行費

17,456 (17,456) 16,651

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、特定施設設置等の届出の受理及び特定事業場への立入検査・指導、排出ガス及び排水の監視、常時監視に要する経費並びに PRTR 法に基づく事業者からの届出の受理及びその集計・公表に要する経費である。

ダイオキシン法施行費 14,891

PRTR 法施行費 174

リスクコミュニケーション推進費 2,391

一般 大気汚染防止法等施行費

23,538 (23,538) 21,773

大気保全行政推進に係る経費と大気汚染防止法及び環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出審査・立入検査並びに主要企業に対する大気汚染防止の普及・啓発等に要する経費である。

大気汚染防止法等施行費 14,416

光化学オキシダント対策事業費 1,030

有害大気汚染物質調査費 8,092

一般 瀬戸内海環境保全特別措置法施行費

2,218 (2,218) 2,194

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可等及び自然海浜の保全に要する経費である。

許可立入検査費 1,775

自然海浜保全対策費 443

一般 原子力防災対策費 37,876 (—) 37,150

原子力災害に備えた防災訓練等の実施に要する経費である。

一般 原子力関連施設安全対策事業費

141,775 (—) 127,207

原子力関連施設の安全対策事業を実施するために必要な経費である。

放射線等監視事業費 114,563

放射能水準調査費 7,934

広報調査等事業費 9,243

原子力防災施設等整備事業費 10,035

一般 環境行政総合対策費 36,227 (31,241) 6,505

環境行政の総合的、効果的な推進を図るための総合調整及び各種施策に要する経費である。

環境基本計画推進費 2,509

エコパートナーシップおかやま運営費 412

環境保全普及啓発事業費 835

快適な環境づくり推進費 591

おかやま発！環境技術のアジア貢献事業費 1,880

E S Dに関するユネスコ世界会議開催支援事業費 30,000

一般 地球環境保全推進事業費

95,736 (7,660) 58,137

地球温暖化など地球環境の保全を図るため、新エネルギーの導入や省エネ対策等の推進に要する経費である。

地球温暖化対策推進事業費 15,067

太陽光等新エネルギー普及促進事業費 80,669

一般 環境学習推進事業費 31,082 (—) 30,272

環境学習関連事業を総合的に実施するための経費である。

協働による環境学習推進事業費 17,631

環境学習エコツアー事業費 11,095

みどりふれあい事業費 2,356

一般 環境保全関係調査費 8,158 (—) 8,532

環境保全行政推進のため、環境省からの委託事業実施に要する経費である。

化学物質環境調査費 5,225

広域総合水質調査費 2,933

一般 水・大気環境保全推進事業費

1,896 (648) 2,006

酸性雨の監視測定、有害大気汚染物質の発生源対策調査及び生活雑排水対策の普及啓発を行うための経費である。

酸性雨等監視測定費 96

有害大気汚染物質調査費 552

生活雑排水対策推進費 1,248

一般 大気環境測定機整備費

4,551 (—) —

環境大気測定局の測定機器の整備に要する経費である。

大気環境測定機整備費 4,551

一般 アスベスト対策指導啓発推進費

26,143 (23,014) 26,164

アスベスト対策を総合的に推進するための経費である。		
アスベスト対策協議会運営費	34	
アスベスト濃度調査費	3,129	
石綿健康被害救済基金拠出事業費		22,980
<b>一般 有害化学物質対策費</b>	<b>11,287 (3,034)</b>	<b>11,293</b>
水環境中の有害化学物質の実態を把握するためのモニタリング調査に要する経費である。		
<b>一般 児島湖環境保全対策費</b>	<b>25,034 (6,260)</b>	<b>18,347</b>
水質汚濁の著しい児島湖の水質浄化対策を総合的に実施するための経費である。		
推進組織等運営費	48	
啓発活動費	7,069	
浄化用水導入事業費	2,191	
児島湖環境保全推進費	1,196	
児島湖再生事業費	8,318	
児島湖水質改善促進費	6,212	
<b>一般 岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金積立金</b>	<b>294,281 (292,671)</b>	<b>278,499</b>
潤い及び安らぎのある快適な環境づくりの推進並びに産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図ることを目的とした岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金に基づく産業廃棄物処理税収入（徴税費、市町村交付金を除く）及び運用益積立に要する経費である。		
<b>(3) 自然保護対策費</b>	<b>251,768 (223,657)</b>	<b>245,265</b>
<b>一般 景観形成推進事業費</b>	<b>554 (554)</b>	<b>558</b>
景観形成・保全対策事業の推進に要する経費である。		
<b>一般 自然保護対策費</b>	<b>3,726 (3,398)</b>	<b>3,440</b>
自然環境保全地域等の指定、自然保護思想の普及啓発及び温泉関係事務に要する経費である。		
自然保護行政運営費	747	
自然保護推進費	1,000	
自然環境保全審議会運営費	960	
自然保護推進員活動費	691	
温泉関係費	328	
<b>一般 鳥獣保護事業費</b>	<b>34,133 (26,922)</b>	<b>36,211</b>
鳥獣保護事業計画に基づく鳥獣保護事業実施に要する経費である。		
狩猟取締事業費	12,311	
鳥獣保護区等設定事業費	20,369	
愛鳥思想普及事業費	723	

鳥獣生息調査事業費		730
<b>一般 狩猟免許及び狩猟登録費</b>	<b>5,317 (—)</b>	<b>5,226</b>
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく、狩猟免許試験及び狩猟者登録等に要する経費である。		
狩猟免許試験費		808
狩猟免許更新費		1,059
狩猟者登録費		3,450
<b>一般 自然公園管理費</b>	<b>24,423 (24,423)</b>	<b>21,955</b>
自然公園の保護と利用の適正化に要する経費である。		
管理指導費		16,633
中国自然歩道管理費		6,528
野営場等管理費		1,262
<b>一般 自然保護センター管理運営費</b>	<b>113,470 (113,470)</b>	<b>109,511</b>
自然保護センターの管理運営に要する経費である。		
<b>一般 自然環境保全推進費</b>	<b>3,062 (3,062)</b>	<b>3,050</b>
郷土の優れた自然を適切に保護するために要する経費である。		
身近なみどりの保全対策費		1,582
自然保護地域等保護管理事業費		1,480
<b>一般 生物多様性確保推進費</b>	<b>18,412 (18,412)</b>	<b>19,391</b>
岡山県希少野生動植物保護条例に基づく希少野生動植物の保護、特定外来生物による生態系等への被害防止、特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の保護管理・被害防止対策及び生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組の推進等に要する経費である。		
希少野生動植物保護事業費		3,285
外来生物被害防止対策事業費		236
野生鳥獣保護管理対策事業費		14,891
<b>一般 自然との共生推進事業費</b>	<b>1,237 (1,237)</b>	<b>—</b>
瀬戸内海国立公園指定80周年を契機としたエコツアーリズム等の推進に要する経費である。		
<b>一般 野生鳥獣被害対策事業費</b>	<b>11,101 (11,101)</b>	<b>10,490</b>
イノシシ、シカ、サル等の農林水産物に被害をもたらす有害鳥獣駆除を推進するために要する経費である。		
野生鳥獣被害対策事業費		10,490
狩猟者確保事業費		611

一般 タンチョウ将来構想推進事業費

2,433 (2,433) 2,433

「岡山県におけるタンチョウ将来構想」に基づく取組を推進するために要する経費である。

一般 自然公園施設整備費 33,900 (18,645) 33,000

自然と共生する地域づくりを推進するため、国定公園等の各種利用施設の整備に要する経費である。

(4) 廃棄物対策費 394,644(204,770) 404,577

一般 浄化槽対策費 2,387 (2,263) 2,680

浄化槽の設置者への正しい知識の普及啓発、不適正浄化槽に対する立入検査及び関係業者の指導育成等に要する経費である。

一般 一般廃棄物処理事業指導取締費

1,272 (1,272) 1,238

市町村の一般廃棄物処理事業への助言、一般廃棄物処理施設の指導・検査等に要する経費である。

一般 産業廃棄物処理事業指導取締費

16,721 (一) 16,309

産業廃棄物の処理業者等に対する行政検査等の実施、産業廃棄物の適正処理指導、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正保管・処理、建設リサイクル法及び自動車リサイクル法に関する監視指導、業者の登録及び許可、廃棄物処理施設等から発生するダイオキシン類の対策等に要する経費である。

一般 浄化槽設置促進費 208,943(201,134) 211,708

浄化槽設置促進を図るため、設置者に対して補助事業を実施している市町村への補助金である。

一般 一般廃棄物処理対策費

2,689 (101) 2,687

地域における廃棄物等の適正処理を推進するための環境美化対策事業及び環境改善事業を推進している団体に対する補助並びに循環型社会形成推進交付金事業に係る関係市町村等への助言等に要する経費である。

環境衛生普及事業費 1,500

環境美化対策事業費 987

生活環境施設整備指導監督費 202

一般 産業廃棄物処理施設等建設促進費

26,203 (一) 26,268

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への補助、産業廃棄物の排出量や最終処分量等の状況の調査等に要する経費である。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進費

23,607

廃棄物処理計画等策定事業費 2,596

一般 産業廃棄物監視強化対策事業費

106,891 (一) 110,209

産業廃棄物の不法投棄等の未然防止対策や監視指導体制の充実強化等に要する経費である。

不法投棄防止啓発事業費 3,129

県外搬入指導取締費 355

育成指導事業費 15,920

監視指導体制強化事業費 55,855

不法投棄等監視強化事業費 12,734

廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業費 10,297

対応力強化事業費 8,601

一般 循環型社会形成推進事業費

29,538 (一) 33,478

廃棄物の発生抑制、減量化、再使用、再生利用等を県民、事業者、行政の役割分担のもと、県民総ぐるみで推進するとともに、循環型社会形成推進条例に規定する各種施策等を実施するために要する経費である。

ごみゼロ社会推進事業費 4,683

環境にやさしい企業づくり事業費 3,518

循環資源情報提供システム整備事業費

11,405

おかやま・もったいない運動推進事業費

4,506

エコライフ推進事業費 5,426

(5) 環境保健センター費 504,829(452,794) 483,168

一般 環境保健センター職員費

323,476(323,476) 309,524

給与費 40人

一般 環境保健センター運営費

168,398(127,274) 170,804

環境保健センターの一般管理運営、試験検査及び試験検査データ管理に要する経費である。

運営費 78,326

試験検査費 2,111

試験検査データ管理費 183

環境保健センター施設整備費 1,537

大気汚染監視システム業務運営費

20,840

環境監視測定機保守管理費 65,401

一般 環境保健センター調査研究費

12,955 (2,044) 2,840

環境保健センターにおいて環境保全及び保健衛生行政の基礎資料となる調査研究を実施するために要

する経費である。

<b>11 人事委員会費</b>	114,764(114,298)	113,567
(1) 委員会費	7,440 (7,440)	7,509
- 般 人事委員会費	7,440 (7,440)	7,509
人事委員会委員の報酬並びに費用弁償に要する経費である。		
(2) 事務局費	107,324(106,858)	106,058
務 人事委員会事務局職員費	92,443 (92,443)	91,614
給 与 費 11人		
- 般 人事委員会事務局運営費	14,881 (14,415)	14,444
人事委員会事務局及び受託公平委員会の運営に要する経費である。		

<b>12 監査委員費</b>	183,084(183,084)	179,893
(1) 委員費	21,376 (21,376)	19,481
務 監査委員人件費	20,167 (20,167)	18,303
監査委員の報酬・給与に要する経費である。		
- 般 監査委員運営費	1,209 (1,209)	1,178
監査委員の活動に要する経費である。		
(2) 事務局費	161,708(161,708)	160,412
務 監査事務局職員費	139,730(139,730)	138,952
給 与 費 14人		
- 般 外部監査費	15,345 (15,345)	14,992
外部監査の実施に要する経費である。		
- 般 監査事務局運営費	6,633 (6,633)	6,468
監査事務局の運営に要する経費である。		

平成26年度	(一般)	平成25年度
当 初	財源	当 初
(千円)		(千円)

### 3 民生費

100,609,055(88,609,440)96,844,183

<b>1 社会福祉費</b>	82,992,930(77,560,625)	81,875,756
(1) 社会福祉総務費	3,341,569(2,466,518)	3,385,987
務 社会福祉総務職員費	1,230,522(1,206,807)	1,235,552
給 与 費 158人		
- 般 総合福祉・ボランティア・NPO会館管理運営費	397,379(375,129)	393,005
総合福祉・ボランティア・NPO会館の管理・運営等に要する経費である。		
- 般 地域福祉推進費	160,275(160,075)	165,308
地域福祉の推進にあたって、その中核的な役割を果たす民生委員・児童委員について、社会福祉法、		

民生委員法及び児童福祉法に基づき指導等を行う経費である。

- 般 地域福祉行政運営費	87,466 (62,433)	30,005
県民局健康福祉部等の業務運営に要する経費である。		
- 般 社会福祉事業指導費	19,903 (19,903)	19,885
社会福祉事業全般の指導運営に要する経費である。		
- 般 県立施設職員勤務改善費	21,648 (21,648)	21,652
県立社会福祉施設の宿日直及び夜勤時等の代替職員の確保に要する経費である。		
- 般 「健康の森」管理費	24,256 (24,256)	24,256
「健康の森」施設の維持管理や利用促進に要する経費である。		
- 般 社会福祉施設等耐震化等整備事業費	49,301 (一)	454,690
地震や火災の発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の耐震化等整備及びスプリンクラー等整備を促進するための基金を造成し、入所者等の安全・安心の確保を図る。		
- 般 社会福祉事業助成費	132,548 (72,620)	134,548
地域における民間社会福祉活動の中心団体である社会福祉協議会の活動費及び地域の自主的、組織的な社会福祉活動育成のための補助に要する経費並びに岡山県社会福祉協議会に対する負担金である。		
社会福祉協議会育成費補助金		
県 社 協 4人		10,692
福祉サービス苦情解決事業費		7,932
日常生活自立支援事業費		61,924
社会福祉協議会育成強化費		27,000
地域生活定着促進事業		25,000
- 般 福祉人材確保等推進事業費	124,802 (22,729)	134,682
福祉人材センターの運営、福祉・介護人材確保緊急支援及び外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援に要する経費である。		
福祉人材センター運営事業費		26,729
介護福祉士等修学資金貸付事業		85
福祉・介護人材確保緊急支援事業費		81,358
外国人介護福祉士候補者受入施設支援事業費		16,630
- 般 社会福祉施設等指導事業費	2,367 (2,248)	2,568

社会福祉施設等の指導監査に従事する職員の資質向上のための研修実施等に要する経費である。			
社会福祉施設等指導監査充実強化事業費	743		
福祉サービス第三者評価事業	933		
福祉事務所現任訓練事業	691		
一般 民間福祉施設等振興対策費	16,711 (16,711)	27,642	
社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金の利子補給を行うなど、民間社会福祉施設の振興助成等に要する経費である。			
民間社会福祉施設整備資金利子補給金	16,711		
一般 民間福祉施設職員等特別対策費	453,920 (453,920)	436,736	
民間社会福祉施設に勤務する職員の待遇向上を図るために要する経費である。			
社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費	453,920		
一般 岡山県福祉基金事業費	3,253 (288)	4,756	
社会福祉法人等が設置する社会福祉施設の整備促進と円滑な運営を図るため、法人が必要とする資金の低利融資を行うために要する経費である。			
一般 岡山県社会福祉施設整備基金積立金	1,854 (—)	2,762	
岡山県社会福祉施設整備基金に積み立てる経費である。			
一般 岡山県福祉事業団育成強化費	9,931 (9,931)	10,797	
公益財団法人岡山県福祉事業団を育成強化するために要する経費である。			
一般 生活福祉資金貸付費	605,433 (17,820)	287,143	
低所得者、障害のある人又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために要する経費である。			
(2) 障害者福祉費	10,782,823 (9,372,125)	10,475,425	
一般 精神障害者自立支援給付費	1,670,808 (847,987)	1,681,935	
障害者総合支援法に基づく精神障害のある人の医療に要する経費である。			
通院医療費	1,645,643		

診療報酬支払事務費(措置医療を除く)	25,165		
一般 特別障害者手当等給付費	32,317 (8,080)	32,690	
精神、知的または身体に障害のある人の福祉の向上を図るため、在宅の重度障害のある人に対して特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置としての福祉手当の支給に要する経費である。			
一般 自立支援給付費	7,423,772 (7,423,756)	6,867,592	
障害者総合支援法に基づき、障害のある人等が障害福祉サービスを利用した際の費用の一部又は全部を市町村が「自立支援給付費」としてサービス提供事業者等に支払う経費の1/4を負担金として市町村に支出するための経費及び同法に基づく医療費給付に係る経費(旧育成医療及び旧更生医療等)である。			
一般 障害者福祉推進費	15,489 (15,489)	6,448	
障害のある人の福祉推進指導等及び障害者基本法に基づいて設置された協議会の運営に要する経費である。			
一般 地域生活支援事業費(精神)	6,369 (3,185)	6,766	
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(県実施分)に要する経費である。			
高次脳機能障害支援普及事業費	4,930		
家族支援事業	445		
心の健康づくり事業	994		
一般 地域生活支援事業費	375,516 (317,113)	373,938	
障害のある人(子ども)に係る地域生活を支援するために県が実施する専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業に要する経費である。			
また、一般的な相談支援、コミュニケーション支援、移動支援、日中一時支援等の事業を実施する市町村に対して補助する経費である。			
一般 心身障害者扶養共済制度事業費	410,561 (122,528)	408,525	
心身障害のある人の生活安定を図るため、県が実施する心身障害者扶養共済制度に要する経費である。			
一般 在宅身体障害者福祉推進費	17,795 (9,616)	18,650	
身体障害のある人の福祉推進に要する経費である。			
法施行事務費	1,534		
特別児童扶養手当給付事務費	7,430		
身体障害者巡回更生相談事業費	2,784		

障害者虐待防止対策事業費	6,047		
-般 在宅身体障害者福祉対策費	2,926 (2,926)	3,122	
身体障害のある人(子ども)の日常生活における福祉の向上を図るための事業に要する経費である。			
聴覚言語障害児巡回相談事業費	503		
団体指導育成費	1,000		
特別障害者手当等給付事務費	703		
岡山県難聴児補聴器交付事業	720		
-般 知的障害者福祉対策事業費	13,486 (13,391)	20,481	
知的障害のある人(子ども),心身障害のある幼児の療育・相談等の体制を充実し,福祉の向上を図るために要する経費である。			
障害児等療育支援事業費	12,514		
心身障害児(者)療育相談コーナー設置事業費	572		
知的障害者団体助成費	400		
-般 在宅心身障害児(者)福祉推進費	1,979 (1,042)	1,804	
在宅の心身障害のある人(子ども)の療育の向上とその家族の福祉の増進を図るために要する経費である。			
発達障害者支援体制整備事業費	1,979		
-般 心身障害者医療費特別措置費	535,338(535,338)	563,893	
市町村が実施する心身障害者医療費公費負担制度の実施による医療費公費負担額の助成に要する経費である。			
-般 障害者更生援護施設費	6,979 (6,690)	9,126	
障害児(者)施設等において,適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うための研修及び工賃の水準を引き上げるための事業等の実施に要する経費である。			
-般 障害者総合支援推進費	46,500 (43,024)	31,491	
自立支援給付等の援護の実施者である市町村の指導・支援や,適切なサービス提供を行うための事業者指導等を行う経費及び発達障害のある人の支援体制整備を行うための経費である。			
-般 障害者福祉施設整備費	185,744 (一)	378,943	
障害のある人の福祉施設等を整備するために要する経費である。			
-般 福祉のまちづくり推進事業費			

	2,071 (1,000)	2,721	
福祉のまちづくり条例の普及啓発を図るとともに県民総参加のもと「心」「情報」のバリアフリー施策を総合的に推進するために要する経費である。			
心のバリアフリー推進費		267	
情報のバリアフリー推進費		349	
県民総参加によるバリアフリー推進費		384	
パーキングパーミット制度導入事業費		1,071	
-般 障害者社会参加等対策費	33,173 (20,960)	35,394	
障害のある人の社会参加を促進するための事業に要する経費である。			
障害者スポーツ普及事業費	24,471		
点字情報ネットワーク事業費	1,658		
障害者ふれあい事業費	1,441		
岡山県障害者職場研修事業費	1,155		
吉備高原保健福祉のむら推進費	4,448		
-般 岡山県愛とふれあいの基金積立金	2,000 (一)	2,000	
障害のある人の自立と社会参加の促進及び生きがいの高揚を図るための基金の積立金である。			
(3) 老人福祉費			
	52,227,866(49,247,220)	52,395,910	
繰 後期高齢者医療費	23,932,735(23,932,735)	23,325,891	
高齢者の医療の確保に関する法律に基づき,岡山県後期高齢者医療広域連合が行う医療給付,保険料軽減等に要する経費を負担するものである。			
繰 後期高齢者医療財政安定化基金積立金	262,267 (86,695)	510,569	
岡山県後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図ることを目的とした財政安定化基金を県に設置し積み立てを行う経費である。			
繰 介護給付費負担金	24,446,544(24,446,544)	23,548,751	
介護保険法の規定による,介護給付,予防給付及び地域支援事業に必要な費用の県費負担に要する経費である。			
繰 岡山県介護保険財政安定化基金積立金	8,841 (一)	9,500	
介護保険法の規定に基づき,市町村の介護保険財政の安定化を図ることを目的とした財政安定化基金を県に設置し積立を行う経費である。			

一般 高齢者保健福祉対策推進費	24,113 (22,654)	16,311
明るく活力ある長寿社会を創造するため、福祉・保健・医療の総合的調整を図りながら、各種高齢者施策を積極的かつ強力に推進するための経費である。		
一般 療養病床転換助成事業	13,000 (2,409)	25,500
高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費適正化を推進するため、病院、診療所の開設者が行う病床の転換に要する費用を助成する経費である。		
一般 認知症高齢者対策推進費	9,776 (4,003)	14,858
認知症高齢者対策として、認知症疾患医療センターの運営等を行う経費である。		
認知症疾患医療センター事業	8,005	
認知症地域支援体制構築等推進事業	1,771	
一般 高齢者医療確保法等対策費	57,254 (57,254)	64,010
高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者医療広域連合が行う保健事業を支援するとともに、医療費適正化を推進するための事業の実施に要する経費である。		
後期高齢者保健推進事業	44,727	
特定健康診査・保健指導補助金	12,527	
一般 老人福祉対策費	22,339 (22,339)	24,127
高齢者に対し、総合的かつきめ細かい福祉対策を推進するため、各般の県単独事業の実施に要する経費である。		
敬老事業費	2,652	
老人クラブ活動助成事業費	500	
長寿社会推進センター人件費	7,050	
長寿社会推進センター管理費	2,996	
全国健康福祉祭参加事業	9,141	
一般 老人福祉施設整備費	1,088,563 (一)1,984,658	
老人福祉施設の整備事業に対し助成する事業に要する経費である。		
特別養護老人ホーム	942,195	
養護老人ホーム	146,368	
一般 軽費老人ホーム運営費補助金	592,807(592,807)	603,679
軽費老人ホームの運営費補助に要する経費である。		
一般 岡山県地域介護活動支援等基金積立金	1,555 (一)	1,946

地域包括ケアシステムの構築及び介護保険財政安定化基金の県負担額の支出に要する財源確保のため設置している基金に係る積立の経費である。		
一般 地域包括ケア体制推進総合事業	110,097 (一)	40,199
岡山県地域介護活動支援等基金を財源として、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を総合的に推進する事業に要する経費である。		
地域包括ケア体制推進事業	16,700	
地域包括ケア体制づくり市町村支援事業	93,397	
一般 介護保険施行事業費	36,812 (9,969)	40,478
介護保険制度の円滑な施行のため、介護支援専門員の養成・資質向上、認定調査員等の研修、介護保険審査会の運営など、人材の養成や体制整備を図るために要する経費である。		
介護支援専門員養成事業	1,256	
介護支援専門員資質向上対策事業	7,514	
介護支援専門員試験及び登録管理費	13,725	
認定調査員等研修事業	2,740	
介護保険審査会運営費	1,300	
介護サービス評価事業	2,240	
苦情処理体制整備関係補助金	4,638	
介護給付適正化計画推進事業	647	
たんの吸引等研修事業	2,752	
一般 介護保険特別対策事業費	5,854 (1,953)	4,861
低所得で障害のある人のホームヘルプサービスに係る利用者負担の軽減を図るとともに、介護サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担の軽減を行った場合に、その費用の一部について助成するために要する経費である。また、中山間地域に所在する小規模事業所の訪問系サービスについて、社会福祉法人が利用者負担の減免を行った場合に、費用の一部を助成するために要する経費である。		
一般 介護職員処遇改善・介護基盤整備事業費	1,496,349 (一)	2,050,237
介護職員処遇改善等臨時特例基金を活用し、円滑な施設の開設のため開設準備経費の助成を行う経費である。		
また、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用し、施設整備及びスプリンクラー整備に係る経費の助成		



を行うための経費である。

介護職員処遇改善等臨時特例基金積立金			927
施設開設準備経費助成事業	396,000		
介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金			1,408
介護基盤緊急整備等事業	1,098,014		
一般 老人福祉事業費	118,960 (67,858)	130,335	
高齢者の生きがいを高める事業や、在宅の要援護老人等への福祉の向上、老人福祉法等の関係法令の施行に要する経費である。			
老人クラブ活動等社会活動促進事業			
			71,808
老人クラブ活動推進員設置事業	6,008		
高齢者相互支援推進・啓発事業	1,093		
岡山県高齢者在宅生活支援事業	36,755		
法的相談窓口設置事業	942		
市民後見人養成事業費	2,354		
<b>(4) 遺家族等援護費</b>	<b>31,165 (18,078)</b>	<b>32,957</b>	
一般 援護・恩給業務推進費			2,944 (2,929) 4,541
戦傷病者・戦没者遺族等の援護、旧軍人・軍属の恩給に係る業務に要する経費である。			
一般 戦傷病者・遺族等援護費			13,482 (410) 13,432
旧軍人軍属等の恩給進達、戦没者叙勲、戦傷病者等の援護、引揚者特別交付金の事務処理、中国帰国孤児等の定着自立促進、戦傷病者戦没者遺族等の援護及び特別給付金等支給の事務処理等に要する経費である。			
一般 戦争犠牲者等援護対策費			14,739 (14,739) 14,984
戦争犠牲者等の福祉増進を図るために要する経費である。			
慰霊戦跡巡拝事業	3,025		
戦没者遺族戦傷病者等援護事業	11,051		
帰国者援護事業	663		
<b>(5) 国民健康保険指導費</b>	<b>16,076,013(16,070,376)</b>	<b>15,061,540</b>	
繰上 国民健康保険費			16,059,786(16,059,786)15,044,675
市町村が行う国民健康保険事業の健全な運営を確保するために要する経費である。			
県財政調整交付金	9,024,578		
保険基盤安定事業負担金	5,759,708		

高額医療費共同事業負担金	1,086,605		
特定健康診査・保健指導負担金	188,895		
一般 国民健康保険運営指導費			4,529 (4,529) 4,529
国民健康保険業務全般の運営指導に要する経費である。			
一般 国民健康保険事業費	794 (794)	864	
国民健康保険事業を円滑に実施するための保険者に対する説明及び審査等に要する経費である。			
一般 国民健康保険広域化等支援事業費			5,637 (一) 5,746
市町村の国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化を目的とした国民健康保険広域化等支援基金を県に設置し積み立て、資金の貸付及び交付を行う経費である。			
また、国民健康保険広域化等支援方針の効果的な運用や共同事業の調整等を図るため、市町村及び国民健康保険団体連合会で構成する国民健康保険広域化等支援連携会議の運営に要する経費である。			
国民健康保険広域化等支援基金積立金			
			437
広域化等支援事業費		5,200	
一般 医療保険事業推進費	5,267 (5,267)	5,726	
国民健康保険等の保険者及び保険医療機関等の指導・支援を行う経費である。			
医療保険指導監査費		3,656	
医療費適正化推進事業		1,611	
<b>(6) 障害者福祉施設費</b>	<b>285,074(249,467)</b>	<b>277,072</b>	
繰上 障害者福祉施設職員費			183,043(171,866) 174,187
給与費	28人		
一般 視覚障害者福祉センター運営費			23,637 (11,819) 22,903
視覚障害者センターの施設運営に要する経費である。			
一般 知的障害者福祉対策運営費			924 (924) 1,244
療育手帳の交付に要する経費である。			
一般 障害者福祉施設等運営費			76,541 (63,929) 77,837
県立福祉施設である健康の森学園及び身体・知的障害者更生相談所の管理運営に要する経費である。			
一般 視聴覚障害者福祉センター事業費			929 (929) 901
視覚障害者センター及び聴覚障害者センターの業			

務運営に要する経費である。

- (7) **女性福祉費** 23,439 (15,715) 24,119
  - 女性相談所等運営費 21,137 (14,485) 21,616  
要保護女子の転落防止と保護更生を図るために必要な相談、調査、指導等を行う女性相談所の業務運営等に要する経費である。
  - 女性相談所事業費 2,302 (1,230) 2,503  
女性相談所の機能強化を図るために必要な事業に要する経費である。
- (8) **人権施策推進費** 224,981 (121,126) 222,746
  - 人権施策推進事業職員費 60,568 (60,568) 63,811  
給与費 8人
  - 人権施策推進運営費 9,786 (9,786) 6,930  
人権行政の推進のために要する経費である。
  - 人権啓発受託事業費 25,027 (—) 28,289  
法務省の委託を受けて実施する啓発事業に要する経費である。
  - 隣保館運営促進事業費 118,761 (39,933) 113,532  
市町村が実施する隣保館運営事業及びその指導監督等に要する経費である。
  - 人権啓発推進費 10,839 (10,839) 10,184  
女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題など様々な人権問題の解決を目指し実施する啓発事業に要する経費である。

**2 児童福祉費**

16,216,597(10,504,921)13,536,475

- (1) **児童福祉総務費** 11,639,128(7,137,164)9,259,531
  - 児童福祉職員費 1,045,361(931,934)1,004,183  
給与費 126人
  - 児童手当費 5,000,354(5,000,354)4,931,840  
児童手当法に基づき、市町村が児童手当を支給するために要する県費負担経費である。
  - 児童扶養手当費 321,010(214,007) 338,092  
父又は母のいない児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき支給される児童扶養手当に要する経費である。
  - 保育士試験登録費 3,886 (—) 3,886  
保育士資格の登録に要する経費である。
  - 児童福祉推進費 3,113 (3,113) 1,281  
児童福祉関係全般の指導及び運営に要する経費である。

**- 一般 児童健全育成対策費**

541,941(295,966) 519,708

児童の健全な育成を図るために要する経費である。

- 家庭児童相談室運営費 10,204
- 放課後児童健全育成事業費 491,830
- 学童地域支援事業 13,207
- 放課後児童クラブ障害児受入サポート事業 13,170
- 地域児童館支援事業費 100
- おかやま地域子育て支援拠点エンパワメント事業費 1,129
- 子育て大学・地域タイアップ事業 559
- 子育て大学・地域ふれあい事業費 1,444
- こんにちは!「ももっこステーション」事業 4,500
- 母親クラブ活動促進費 5,547
- 児童環境づくり基盤整備事業費 251
- 児童厚生施設整備費 14,336 (7,168) 12,840  
児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かにするため、保護者が昼間、家庭にいない児童の適切な遊び場や生活の場となる放課後児童クラブ室の整備に要する経費である。
- 子どもを健やかに生み育てる活動推進費 7,578 (7,578) 4,446  
子どもを健やかに生み育てる環境づくりを推進するための事業に要する経費である。
- 子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会運営費 275
- 子育て夢づくり応援キャンペーン事業 2,000
- 子どもがいきいき環境づくり事業 1,445
- 出会いのための環境づくり推進事業 2,938
- 子育て同盟事業 920
- 保育対策事業費 359,834(184,371) 355,478  
多様な保育需要に対応した延長保育、病児・病後児保育事業等の実施補助に要する経費である。
- 特定保育事業 193
- 休日保育事業 6,002
- 病児・病後児保育事業 69,017
- 延長保育事業 275,717
- のびのび保育推進事業 403
- 発達障害児支援保育士研修費 927
- すくすく保育支援事業 1,840
- 3歳未満児保育サービス向上支援事業

働くおとうさん・おかあさん応援事業

5,520

## 一般 安心こども基金事業費

4,341,715(492,673)2,087,777

市町村及び事業者等が実施する保育サービス等の充実、不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実等に要する経費である。

積立金 1,290,240

基金事業費 2,035,256

保育緊急確保等事業費 1,016,219

## (2) 児童措置費 4,389,772(3,211,117)4,088,507

## ■ 児童保育費

1,193,600(1,193,600)1,145,745

児童福祉法に基づく私立保育所運営費の県負担に要する経費である。

## ■ 児童保護費

3,095,178(1,942,963)2,839,832

要保護児童について心身とも健全な育成を図るため、その保護措置に要する経費である。

また、契約により入所児童が受ける障害児施設支援等に要する経費である。

県措置分 2,109,263

契約分 151,991

一時保護所費分 22,336

市措置分 7,541

障害児市町村実施分 803,027

支払事務費 1,020

## 一般 児童相談所運営費 30,531(30,501)29,881

児童相談所の運営に要する経費である。

## 一般 児童福祉施設事業費 19,806(7,775)20,228

児童福祉施設が行う各種事業に要する経費である。

## 一般 児童相談所事業費 42,144(28,099)43,558

児童相談所等が行う各種事業に要する経費である。

一時保護所費 579

子ども家庭電話相談事業 6,047

児童虐待防止対策推進事業 7,542

一時保護所体制強化事業 2,807

児童虐待防止対策支援事業 19,025

ひきこもり等児童福祉対策事業 406

里親支援機関事業 5,738

## 一般 入所施設児童福祉対策費

8,513(8,179)9,263

施設入所児童に対し健全な育成と児童福祉の実現を期するために必要な諸行事の実施助成に要する経

費である。

## (3) 母子福祉費 153,893(145,135)155,451

一般 母子家庭福祉増進費 6,587(6,587)8,039

母子家庭等の身上相談に応じ、指導を行う母子自立支援員の活動等に要する経費である。

## 一般 ひとり親家庭等福祉対策費

147,306(138,548)147,412

ひとり親家庭等に対しその福祉の向上を図るために要する経費である。

母子寡婦福祉活動研修費 250

母子金庫資金貸付金 2,000

ひとり親家庭等医療費公費負担金

128,387

母子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金

4,120

児童扶養手当支給費 2,132

ひとり親家庭自立支援事業 10,417

## (4) 児童福祉施設費 33,804(11,505)32,986

## 一般 県立児童福祉施設運営費

33,804(11,505)32,986

県立児童福祉施設の運営及び児童の処遇に要する経費である。

## 3 生活保護費 1,394,923(540,616)1,426,236

## (1) 生活保護総務費 147,580(112,432)127,682

## ■ 生活保護総務職員費

129,213(105,334)113,832

給与費 22人

## 一般 生活保護システム等運営費

3,064(3,064)3,078

生活保護システム等の運営に要する経費である。

## 一般 生活保護法施行費 14,812(3,543)10,247

生活保護法の適正な実施を図るために要する経費である。

## 一般 低所得者福祉対策費 491(491)525

長期療養世帯等に対し、慰謝激励を行い自立意欲を助長するために要する経費である。

入院患者激励費 110

岡山県福祉年金支給費 381

## (2) 扶助費 1,247,343(428,184)1,298,554

## ■ 生活保護費 1,247,343(428,184)1,298,554

生活保護法に基づく、被保護者の扶助に要する経費及び市町村が繰替支弁した行旅死亡人取扱費用の弁償に要する経費である。

生活保護費 1,000,025

医療費審査及び支払手数料 5,207

生活扶助費	271,470		
住宅	59,193		
教育	8,408		
介護	28,125		
医療	619,371		
出産	495		
生業	6,693		
葬祭	1,063		
施設事務費	97,392		
居住地不明分負担金	149,366		
行旅病人及び行旅死亡人取扱費	560		
<b>4 災害救助費</b>	<b>4,605</b>	<b>(3,278)</b>	<b>5,716</b>
(1) 救助費	<b>3,278</b>	<b>(3,278)</b>	<b>4,062</b>
- 一般 災害救助対策費	3,278	(3,278)	4,062
自然災害の被災者に対する見舞金・弔慰金の給付等に要する経費である。			
(2) 備蓄費	<b>1,327</b>	<b>(—)</b>	<b>1,654</b>
繰 災害救助基金積立金	1,327	(—)	1,654
災害救助法第22条の規定に基づき積み立てる災害救助基金の法定積立金である。			

平成26年度 (一般) 平成25年度  
当 初 (財源) 当 初  
(千円) (千円)

**4 衛生費 14,307,004(8,243,213) 17,012,038**

<b>1 公衆衛生費</b>	<b>6,506,938</b>	<b>(3,759,177)</b>	<b>6,589,681</b>
(1) 公衆衛生総務費	<b>2,342,445</b>	<b>(1,380,591)</b>	<b>2,546,144</b>
繰 公衆衛生総務職員費	385,422	(385,422)	403,000
給与費	44人		
繰 母子医療対策費	37,714	(37,714)	35,302
母子保健法に基づく、病院等に入院することを必要とする未熟児への医療の給付に要する経費である。			
未熟児養育対策費	37,714		
繰 原爆障害者対策費	743,447	(1,614)	779,367
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者の健康診断の実施及び手当の支給等に要する経費である。			
検 査 費	19,815		
手 当 金	723,632		
- 一般 母子衛生行政指導費	629	(609)	629
市町村における母子保健事業の推進を図るための支援及び母体保護法に基づく受胎調節実地指導員の指定に要する経費である。			
- 一般 健康推進業務運営費	104,224	(72,132)	101,259

「岡山県南部健康づくりセンター」施設の管理運営など、県民の健康づくりを推進するための業務に係る運営経費である。

- 一般 原爆障害者対策事業費	45,178	(19,289)	44,246
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆二世の健康診断実施及び手当の支給等に要する経費である。			
被爆二世健康診断調査事業	2,387		
手当金(事務費)	5,349		
慰 霊 事 業 費	300		
相 談 事 業 費	343		
岡山県原爆被爆者会補助金	1,200		
福 祉 事 業 費	35,599		

- 一般 岡山がんフロンティア事業費	63,299	(39,764)	70,239
--------------------	--------	----------	--------

緩和ケアの普及や地域のがん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院が実施する、医療水準の向上等の機能強化を支援するとともに、がんの罹患状況やがん精密検診結果についての集計・分析を行う。また、がん患者及び家族の生活の質の維持向上を図るため、がん患者会への専門家派遣等を行うために要する経費である。

がん医療水準の均てん化促進事業費	40,000		
生活習慣病検診等管理指導協議会	197		
生活習慣病登録・評価事業費	16,032		
緩和ケア推進事業	2,116		
がん患者及び家族の生活の質(QOL)維持向上支援事業	4,954		
- 一般 母子保健対策費	6,906	(3,694)	133,156
不妊に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図るための経費及び HTLV-1 母子感染対策事業に要する経費並びに妊娠、出産等に悩む者を支援するための経費である。			
不妊相談等事業費	5,237		
HTLV-1 母子感染対策事業費	94		
おかやま妊娠・出産相談支援センター(仮称)等事業	1,575		
- 一般 母子保健事業推進費	47,257	(47,257)	47,002
県が実施する母子保健事業に要する経費である。			
先天性代謝異常等検査事業費	34,492		
新生児聴覚検査事業費	144		
母子保健評価事業費	419		
子どもの健やか発達支援事業	4,770		

地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業	1,310		
発達障害児支援強化事業	110		
愛育委員会育成費	4,875		
未来のパパ&ママを育てる出前講座等事業	1,137		
<b>一般 小児医療対策費</b>	<b>629,356</b>	<b>(629,356)</b>	<b>661,571</b>
小児の健康保持・増進を図るため、市町村が小児の医療費の一部をその保護者に給付した経費等に対し補助する経費である。			
小児医療費補助金	626,698		
事業推進費	2,658		
<b>一般 口腔衛生対策費</b>	<b>8,902</b>	<b>(288)</b>	<b>9,415</b>
歯科保健対策の各ライフステージごとの検討、実施に要する経費である。			
地域歯科保健対策事業費	636		
子どもの歯の健康づくり支援事業	3,137		
在宅歯科医療連携室整備事業	3,714		
8020健康長寿社会づくり推進事業	1,415		
<b>一般 健康生活習慣普及促進事業費</b>	<b>39,079</b>	<b>(30,291)</b>	<b>34,556</b>
食育や食生活に関する知識の普及等により生活習慣病予防対策を推進するとともに、栄養委員等地区組織の育成や給食施設等に対する指導、がんについての知識の普及啓発、がん検診の受診率の向上、検診体制の整備を図るための経費である。			
行政栄養士育成事業費	466		
栄養委員育成費	1,989		
糖尿病予防戦略事業	734		
第2次健康おかやま21推進事業費	3,799		
食育サポート事業	1,767		
地域保健・職域保健連携事業費	816		
給食施設指導強化事業費	2,394		
栄養食品普及指導費	604		
栄養士養成施設指導費	253		
乳がん・子宮がん検診受診促進事業費	761		
生活習慣病検診等管理指導協議会	671		
健康寿命延伸プロジェクト事業	15,780		
健康・栄養調査費	1,299		
生活習慣病等対策推進事業費	1,651		
健康寿命延伸セカンドショット事業	6,095		
<b>一般 健康増進事業補助金</b>	<b>73,953</b>	<b>(34,210)</b>	<b>68,413</b>
健康増進法に基づき、市町村が実施する健康手帳			

の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導などの健康増進事業に対して補助する経費である。

<b>一般 母子医療対策事業費</b>	<b>157,079</b>	<b>(78,951)</b>	<b>157,989</b>
児童福祉法及び母子保健法に基づく各種医療の給付等に要する経費である。			
結核児童療育対策費	127		
小児慢性特定疾患対策費	154,914		
小児疾患公費助成対策費	2,038		

<b>(2) 結核対策費</b>	<b>21,727</b>	<b>(7,808)</b>	<b>23,721</b>
<b>繰 結核健康診断・医療費</b>	<b>21,727</b>	<b>(7,808)</b>	<b>23,721</b>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核の早期発見、感染予防のため、私立学校等が実施する定期健康診断に対し補助する経費及び結核医療費等に要する経費である。

定期健康診断費	2,131		
結核患者医療療養費	2,572		
結核入院患者医療療養費	16,845		
公費負担事務費	179		

<b>(3) 予 防 費</b>	<b>3,104,032</b>	<b>(1,613,325)</b>	<b>2,968,422</b>
<b>繰 予防接種事故救済給付費</b>	<b>36,273</b>	<b>(11,960)</b>	<b>36,769</b>

予防接種により健康被害が発生した場合に市町村が被害者に対し行う給付に対する補助及び国からの委託により健康状況調査を実施するための経費である。

予防接種事故対策費	35,879		
予防接種後健康状況調査費	394		

<b>繰 感染症予防費</b>	<b>393</b>	<b>(100)</b>	<b>393</b>
一類感染症、二類感染症（結核を除く）ならびに新感染症患者の医療に要した費用のうち、医療保険による負担分を除いた額を負担する経費である。			

<b>一般 動物愛護管理費</b>	<b>120,190</b>	<b>(105,394)</b>	<b>124,858</b>
人と動物が共存できる豊かな地域社会の実現を目指して設置された「動物愛護センター」の運営費及び「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づく業務に要する経費並びに動物の愛護と適正な飼養についての普及啓発等各種事業を公益財団法人岡山県動物愛護財団に委託する経費である。			
動物愛護センター運営費	92,480		
動物愛護組織育成費	27,710		

<b>一般 感染症予防事業費</b>	<b>69,719</b>	<b>(29,978)</b>	<b>43,216</b>
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に			

関する法律」に基づく防疫活動諸費、感染症に係る医療体制等の整備、感染症指定医療機関の運営及び感染症流行予測事業に要する経費、感染症に対する地域の監視体制を充実し、流行の実態を早期・的確に把握し、感染症の蔓延を未然に防止するために要する経費、県予防接種センターの設置運営等に要する経費である。

感染症予防事業費 4,699  
 動物由来感染症体制整備事業費 800  
 感染症指定医療機関運営費 22,000  
 感染症流行予測調査費 44  
 感染症発生動向調査事業費 11,626  
 岡山県予防接種センター運営事業 1,892  
 感染症指定医療機関施設整備補助事業

13,337

風しん抗体検査助成事業 15,321

一般 肝炎対策推進費 372,201(190,405) 361,286

慢性肝炎の早期発見・早期治療に向けた肝炎ウイルス検査の促進、インターフェロン及び核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成など、総合的な肝炎対策の推進に要する経費である。

肝炎対策事業費 2,404

肝炎医療費助成事業費 355,297

肝炎陽性者フォローアップ事業 14,500

一般 エイズ等特定感染症対策費

6,868 (3,696) 6,390

エイズをはじめとする性感染症に関する正しい知識の普及、医療対策の促進、エイズ・性感染症に関する相談・検査の実施などに要する経費である。

知識普及・受検勧奨促進事業費 1,110

検査相談環境整備事業費 3,067

医療提供体制等推進事業費 2,581

性感染症専門部会費 110

一般 新型インフルエンザ等対策推進費

35,587 (20,734) 40,611

新型インフルエンザ等対策の充実強化及びそれに付随して開催する感染症対策委員会に要する経費である。

実施体制整備事業費 2,301

医療体制整備事業費 25,437

サーベイランス・情報提供体制整備事業費 5,427

特定接種体制整備事業費 2,422

一般 ハンセン病問題対策事業費

6,689 (6,058) 7,442

かつてハンセン病を病んだ人に対する差別・偏見の解消、名誉回復、福祉増進等を図るための普及啓発や社会復帰の推進など各種事業の実施に要する経費である。

普及啓発事業 3,937

委員会設置事業 197

社会復帰等支援事業 2,555

一般 特定疾患対策費

2,448,299(1,237,187)2,339,386

病気の原因が不明で治療方法の確立していない、いわゆる難病のうち、スモン等56疾患の特定疾患患者や先天性血液凝固因子欠乏症に罹患している患者の治療費の公費負担に要する経費及び在宅難病患者への支援に要する経費である。

難病治療研究事業費 2,398,430

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業費 8,004

難病対策協議会運営費 1,814

難病特別対策推進事業 36,324

在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業費 3,727

一般 臓器移植等推進事業費

7,813 (7,813) 7,812

臓器移植について、県民の理解を深めるとともに、臓器移植を円滑に推進するために要する経費である。

臓器移植コーディネーター設置事業

6,943

骨髄移植推進事業 307

臓器移植推進連絡協議会運営費 563

(4) 精神衛生費 896,227(755,523) 898,282

精神保健措置費 27,211 (7,111) 24,641

精神保健福祉法に基づく精神障害のある人の医療及び保護等に要する経費である。

措置入院費 27,192

診療報酬支払事務費 19

一般 精神障害者相談業務費

23,160 (23,160) 23,238

ホステル及び24時間電話相談事業の実施に要する経費である。

一般 精神保健福祉センター運営費

15,463 (12,258) 15,461

精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究及び相談指導を行う精神保健福祉センターの運営に要する経費である。

一般 精神保健福祉推進費 41,394 (12,556) 40,703

精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究及び相談指導を行う精神保健福祉センターの事業に要する経費及び精神保健福祉法の施行等に要する経費である。

精神保健福祉センター事業費	17,064
法施行事務費	17,171
精神保健福祉審議会等経費	2,253
地方独立行政法人評価委員会運営事業費	365
精神保健相談指導費	4,112
災害派遣精神医療チーム体制整備事業	429

一般 精神科救急医療システム整備事業費  
32,401 (18,340) 29,654

精神科の休日・夜間における診療体制の整備の一環として、精神症状の悪化等により速やかな医療及び保護が必要である者に対して、迅速かつ適切な医療を提供し、もって精神障害のある人の早期の社会復帰と地域での生活の継続を支援するために要する経費である。

精神科救急情報センター事業費	10,131
精神科病院群輪番体制整備費	22,006
連絡調整委員会運営事業費等	264

一般 心の健康支援事業 73,695 (9,792) 74,922

精神障害のある人の社会復帰を促進し、地域での生活の継続を支援するために要する経費及び国の経済危機対策に基づき創設した基金を原資とした自殺予防対策を行う経費である。

ひきこもり予防支援事業費	5,281
自殺予防対策事業	5,118
地域移行支援事業	40,021
地域自殺対策緊急強化基金積立金	39
地域自殺対策緊急強化事業	23,236

一般 岡山県精神科医療センター運営負担金  
682,903(672,306) 689,663

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの運営に係る給与費等収益的収支及び建設改良費等資本的収支に対して、地方独立行政法人法の規定に基づき負担金を支出する経費である。

収益的収支	502,303
資本的収支	180,600

(5) 公害保健対策費 142,507 (1,930) 153,112

一般 公害健康被害者救済対策費  
138,579 (一) 148,938

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、健

康被害者への療養費の給付等に要する経費である。

公害健康被害補償対策費 138,579

一般 公害健康被害者救済対策事業費  
3,928 (1,930) 4,174

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、健康被害者救済のための認定審査や障害等級の見直し及び公害保健福祉事業の実施に要する経費である。

公害健康被害補償給付支給事務費 3,790

公害保健福祉事業費 138

2 環境衛生費 1,364,973(1,303,642)1,423,170

(1) 環境衛生総務費 262,939(249,346) 292,418

一般 環境衛生総務職員費  
262,939(249,346) 292,418

給与費 38人

(2) 食品衛生指導費 94,235 (58,201) 118,237

一般 食品衛生指導費 30,673 (一) 48,473  
食品衛生監視員による食品関係業者の監視指導及び関係業界の自主管理体制の促進並びに旅館等の監視に要する経費である。

一般業務費	9,405
監視指導業務費	18,634
食品衛生監視機動班費	608
教育研修費	1,528
旅館、ふぐ調理等業務費	190
食鳥処理規制業務費	308

一般 食品衛生試験検査費 24,443 (24,443) 30,622  
食品添加物、残留農薬、O157等の食中毒菌等の検査を行うために要する経費である。

一般検査費	18,353
特殊検査費	3,516
O157対策費	2,574

一般 と畜検査費 14,868 (9,507) 14,868  
と畜場法に基づき、食用に供するための牛豚等のと畜検査を行うとともに食肉検査体制の整備充実を図り、併せて検査員の技術向上を図るために要する経費である。

一般業務費	3,876
と畜検査業務費	6,929
BSE検査費	4,063

一般 食の安全・安心推進事業費  
24,251 (24,251) 24,274

県民の食の安全・安心を確保するため、食の安全・食育推進協議会の運営、県民や食品営業者等のリスクコミュニケーションの推進、食品中の有害物質の検査強化に要する経費及び、公益財団法人岡山

県健康づくり財団に委任して実施している食鳥検査を円滑に実施するために要する経費である。

食の安全・食育推進協議会運営事業	308
食の安全・安心普及啓発事業	1,885
食品検査強化事業	7,058
食鳥検査促進事業費	15,000

(3) 環境衛生指導費 1,007,799(996,095)1,012,515

一般 生活衛生営業等取締費

2,714 (1,457) 2,714

生活衛生関係営業施設の営業許可・届出に関する事務及び指導監視を行うとともに、特定建築物の維持管理について立入検査を実施し指導するほか、公衆浴場入浴料金の統制に関する事務等を行うために要する経費である。

一般事務費	850
許認可事務費	95
指導監視費	618
建築物衛生管理指導費	388
公衆浴場入浴料金審議会費	156
家庭用品安全対策費	607

一般 水道指導管理費 333,693(333,693) 327,689

水道法適用の水道施設及び飲料水供給施設の維持管理のための指導取締の実施、水道水源の水質保全に伴う水質の行政検査、水道整備の促進、及び岡山県広域水道企業団が苫田ダム完成後に負担する経費の内、県が保有する調整水量分に対する県の負担分に要する経費である。

水道指導取締費	1,280
水道の行政検査費	618
水道整備促進指導費	287
広域水道管理費	331,508

一般 生活衛生営業指導費 21,627 (11,564) 21,627

生活衛生関係営業の振興及び経営合理化等を推進するため、企業診断、経営相談、経営講習会等を実施する公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センターの運営を補助するための経費である。

一般 公衆浴場対策費 5,224 (5,224) 5,640

公衆浴場の確保及び経営の安定のための助成に要する経費である。

設備改善補助金	1,624
経営安定補助金	3,600

一般 水道施設整備指導監督費

768 (384) 836

国庫補助事業の簡易水道等施設整備事業及び水道水源開発等施設整備事業について、円滑な運営及び

適正な実施がなされるよう指導監督するために要する経費である。

一般 広域水道整備促進費

643,773(643,773) 654,009

苫田ダムを水源とし、広域的な水道用水供給事業を行うために設立された岡山県広域水道企業団の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、出資等を行うとともに、企業団の運営経費に対し、構成団体としての応分の負担を行うために要する経費である。

3 保健所費 1,930,219(1,919,970)1,917,149

(1) 保健所費 1,930,219(1,919,970)1,917,149

職 保健所職員費

1,674,165(1,674,165)1,682,669

給与費 199人

一般 保健所運営費 90,889 (89,765) 78,265

保健所の基本的、経常的運営に要する経費である。

保健所運営費 89,162

保健所運営推進費 1,727

一般 地域健康づくりシステム強化事業費

4,894 (4,426) 5,397

保健所が地域における保健福祉活動の拠点として、新しい地域ニーズに対応すべく保健所機能を強化するために要する経費及び保健師活動を効果的に推進するために要する経費である。

地域保健推進特別事業費 1,450

地域保健関係職員研修会費 1,656

訪問指導費 634

保健所管内研修費 1,154

一般 健康危機管理体制整備事業費

1,156 (1,156) 1,224

岡山県健康危機管理マニュアル、地域健康危機管理マニュアルに基づく健康被害発生時の危機管理体制を維持するために要する経費である。

健康危機管理体制維持運営費 134

健康危機訓練事業費 656

テロ(炭疽菌等)対策費 366

一般 保健所設置市委譲事務等交付金

30,888 (30,888) 23,782

保健所設置市に対し、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により知事権限を委譲する事務に対して必要経費を交付するのに要する経費である。

一般 保健所政令市助成対策費

109,502(109,502) 109,502



岡山市及び倉敷市の保健所政令市移行に伴い、整備した「岡山市中央保健所」及び「倉敷市保健所」の建設費の一部助成に要する経費である。

一般 保健所結核関係費 18,725 (10,068) 16,310

感染症法に基づく接触者健康診断、精密検査、感染症診査協議会（結核部会）等に要する経費及び結核予防知識等の普及啓発、地域 DOTS 推進事業等に要する経費である。

患者発生対応費	10,585
管 理 費	1,586
結核対策促進事業費	701
地域連携推進事業費	5,853

4 医 薬 費 4,504,874(1,260,424)7,082,038

(1) 医 薬 総 務 費 599,232(527,855) 558,105

総 医 薬 総 務 職 員 費 568,731(514,152) 527,442

給 与 費 56人

一般 保健事業管理費 10,998 (10,998) 10,356

保健福祉部出先機関の調査指導等に要する経費である。

保健所等管理費	8,377
岡山県保健衛生功労者表彰費	1,574
地域保健福祉管理費	1,047

一般 衛生関係従事者試験免許登録費

10,602 (525) 10,215

衛生関係従事者の各種資格試験の実施等に要する経費である。

歯科技工士試験費	628
准看護師試験免許登録費	1,718
クリーニング師試験免許登録費	314
調理師等試験免許登録費	2,830
栄養士等免許登録費	245
毒物劇物取扱者試験費	918
登録販売者試験・登録費	3,949

一般 厚生統計調査費 8,901 (2,180) 10,092

厚生労働省の委託を受けて行う各種統計調査の実施に要する経費である。

保健統計調査費	3,582
社会福祉統計調査費	1,148
食中毒菌汚染実態調査費	675
保健所業務電算化事業費	2,180
ホームレス実態調査費	161
カネミ油症健康実態調査事業	1,155

(2) 医 務 費 3,472,337(516,647)6,059,395

一般 救急医療体制整備運営費

57,270 (41,259) 55,707

岡山県災害・救急医療情報システムの運用により、平常時の救急・周産期医療体制の確保、災害時の災害医療体制の確保及び法に基づく病院、診療所、助産所及び薬局の医療機能に関する情報の提供を図る経費。

一般 災害救急医療対策運営費

4,017 (4,017) 3,932

災害時に情報を迅速かつ的確に把握するため、医療機関を含む防災機関の情報ネットワークの構築を図る経費。

一般 医療取締費 1,701 (—) 1,953

医療法、医師法等に基づく医療施設の監視・指導及び医療審議会等の運営に要する経費である。

医療監視指導費	628
施設検査費	144
医療審議会費	929

一般 救急医療体制整備費

481,642(247,120) 530,608

大規模災害の発生や、交通事故、産業災害などの突発事故及び救急患者の発生に伴う医療需要が増加しており、これに対応した災害・救急医療体制の体系的整備を図るために要する経費である。

小児救急医療支援事業費	7,647
救命救急センター運営事業	192,535
ドクターヘリ導入促進事業費	211,775
小児救急医療電話相談等事業費	34,685
小児救急医療拠点病院整備事業	35,000

一般 地域保健医療体制推進費

2,790 (2,790) 3,736

岡山県保健医療計画等の推進を図るために要する経費である。

一般 へき地医療支援事業費

63,684 (24,633) 81,461

過疎地域、山村等のへき地の医療に恵まれない地域住民の医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院が実施する巡回診療、医師派遣等に要する運営費及びへき地医療拠点病院の施設・設備整備等に要する経費である。

へき地医療支援機構運営費	8,811
へき地医療拠点病院運営費	40,454
へき地診療所設備整備費	11,079
へき地診療所運営費	3,340

一般 医師確保・医療体制整備事業費

310,166 (51,301) 329,840

医師の地域や診療科による偏在を解消するため、

大学医学部に地域枠を設置し、奨学金を活用して医師不足地域の医療機関に勤務する医師を養成するとともに、県内の医師不足の状況を把握・分析し、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行う事業等に要する経費である。

地域における医療対策協議会	1,159
女性医師復職支援事業	2,760
医学部地域枠医師養成緊急確保事業	48,350
産科医等育成・確保支援事業	38,739
地域医療支援センター運営事業	42,111
周産期医療対策推進事業費	161,390
歯科医療安全管理体制推進特別事業	657
女性医師等就労環境改善事業	15,000

一般 地域医療再生事業費

2,069,523 (一)3,420,016

国から県に交付された地域医療再生臨時特例交付金等により、二次医療圏及び三次医療圏における医療課題を解決するための施策を定めた岡山県地域医療再生計画に基づき実施する事業に要する経費である。

一般 へき地医療対策費 135,503(135,503) 135,591

医療に恵まれない離島やへき地住民の医療を確保し、地域住民の福祉を向上するために要する経費である。

済生丸運営費補助金	5,500
自治医科大学分担金	130,003

一般 医療施設等施設整備費

341,017 (5,000)1,490,598

医療施設等の施設整備に対して補助する経費である。

医療施設近代化施設整備事業	20,301
がん診療施設設備整備事業	27,889
医療施設耐震化臨時特例基金積立金	845
医療施設耐震化臨時特例事業	271,419
医学的リハビリテーション施設設備整備事業	731
遠隔画像診断ネットワーク整備事業	9,832
医療施設耐震化促進事業	10,000

一般 医事指導管理費 5,024 (5,024) 5,953

医療従事者の資質及び技術の向上を図るための研修会の開催経費の補助及び医療従事者の表彰等に要する経費である。

岡山県ともしび会運営費補助金	100
医療功労者表彰式	305
衛生検査精度管理指導対策費	260
医療安全相談事業	4,359

(3) 保健師等指導管理費 420,839(212,249) 449,250

一般 看護師等確保・養成事業費

354,461(176,252) 376,982

看護職員の確保及び養成強化を図るため、看護師等養成所及び病院内保育所の運営費の補助、実習指導者や高い専門知識を持った看護職員の養成のために要する経費である。

実習指導者養成講習会	2,492
院内保育所運営費補助金	92,876
看護師等養成所運営費補助金	226,311
新人看護職員研修事業	23,280
看護職員専門分野研修事業	4,900
看護教員継続研修事業	1,219
就労環境改善研修事業	824
看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業	361

第八次看護職員需給見通し策定事業

2,198

一般 看護師等対策費 66,378 (35,997) 72,268

看護職員の人材確保のため、看護学生への奨学金の貸付や院内保育所の運営費の補助を行うとともに看護職員の資質向上のため各種研修等を実施するための経費である。

管理指導費	1,792
院内保育事業運営費補助金	2,836
看護師等就労促進事業費	15,239
看護学生奨学資金貸付金	45,036
奨学金貸与運営指導費	1,475

(4) 薬務費 12,466 (3,673) 15,288

一般 薬事関係取締費 6,041 (1,598) 7,889

薬局、医薬品販売業、医薬品製造業等の監視取締、毒物劇物、麻薬覚醒剤等の取締及び薬局等の許可更新等に要する経費である。

薬事法関係事業費	3,216
毒物劇物関係事業費	469
麻薬・覚醒剤等取締費	555
覚醒剤等薬物乱用対策推進本部運営費	269

違法ドラッグ対策事業費 1,204

麻薬・覚醒剤乱用防止運動岡山大会開催費 328

一般 覚醒剤等薬物乱用対策事業費

1,830 (一) 1,830

覚醒剤等薬物乱用防止の総合的な対策を推進するため、覚醒剤等薬物乱用防止指導員の活動、覚醒剤等薬物相談窓口事業及び覚醒剤等薬物乱用防止指導員協議会による組織的な啓発活動等に要する経費である。

覚醒剤等薬物乱用防止推進事業費	883
覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会運営事業費	821
麻薬中毒者措置費	126

一般 血液事業普及費 2,075 (2,075) 2,451

献血推進事業のための献血組織の育成、献血功労者の表彰、「岡山県献血推進協議会」の運営及び血液製剤の使用適正化の推進に要する経費である。

献血推進事業費	1,361
献血運動推進費	240
献血推進協議会運営費	319
血液製剤使用適正化普及事業費	155

一般 薬事関係事業費 2,520 (一) 3,118

医薬品等の安全確保と適正使用の推進や、救急医療品(乾燥ガスエソウマ抗毒素)の安定供給を行い、県民の保健衛生上の向上に寄与するための経費である。

薬事関係調査費	2,085
救急医薬品需給費	435

平成26年度 当	(一般) 財源	平成25年度 当
(千円)		(千円)

**5 労働費** 3,566,602(807,057)3,758,310

**1 労政費** 2,289,155(281,608)2,493,005

(1) 労政総務費 253,007(251,657) 249,747

総 労働関係職員費 140,854(140,854) 151,371  
給与費 17人

一般 労政運営費 2,032 (1,824) 1,906  
労働行政の円滑な運営を図るための基準的運営及び健全な労使関係の確立に要する経費である。

一般 職場適応訓練費 1,655 (828) 1,655  
障害のある人など、就職困難な求職者が作業環境に適応できるよう、事業主に委託して職場適応訓練を行い就職促進を図るために要する経費である。

一般 労働関係調査費 315 (一) 281  
労働行政の基礎資料とするため厚生労働省の委託に基づき、労使関係総合調査の実施に要する経費である。

一般 若年労働者等雇用対策費

77,317 (77,317) 75,599

若年者を対象に、職業相談からハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスを提供する「おかやま若者就職支援センター」の運営を行うほか、若者と企業との交流会や面接会等を開催するとともに、「おかやま若者サポートステーション」と連携し、ニート等の若者の職業的自立を支援するために要する経費である。

また、県内から県外に進学している学生等の県内企業への就職を支援するために要する経費である。

一般 高齢者等雇用対策費

10,954 (10,954) 9,959

高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働き続けることができるよう支援するために要する経費である。

一般 障害者雇用対策費 8,399 (8,399) 8,976

障害のある人が能力と適性に応じて、職業を通じ、社会活動に参加して活躍できるよう、就業支援や雇用の促進を図るために要する経費である。

一般 企業人材確保対策費 11,481 (11,481) —

県内中小企業の人材確保支援を目的とした無料職業紹介所を設置し、企業と求職者のマッチングや県外大学進学者のUターン促進等に要する経費である。

(2) 労働福祉費 57,363 (29,951) 3,117

一般 勤労者福祉対策費 57,363 (29,951) 3,117

労働者等がその能力を十分に発揮できるよう職業生活と家庭生活との両立を図るとともに、働きやすい職場環境や労働条件の整備を促進する経費である。

(3) 緊急雇用対策事業費 1,978,785 (一)2,240,141

一般 緊急雇用創出事業費 1,978,785 (一)2,240,141

厚生労働省から交付された、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として積み立てた「岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、厳しい雇用情勢の影響による失業者等に対する雇用・就業機会の創出のほか、従業員に対する処遇の改善を図るために要する経費である。

**2 職業訓練費** 1,168,482(416,484)1,157,650

(1) 職業訓練総務費 51,484 (32,046) 48,403

一般 事業内職業訓練費 7,725 (3,863) 8,131  
事業主等が実施する認定職業訓練の助成に要する経費である。

一般 産業人材育成事業費 43,759 (28,183) 40,272

岡山県職業能力開発協会が行う技能検定及び職業訓練の実施及び高校生の技能検定合格等に向けた支援を行う事業に要する経費である。

(2) 職業訓練校費 1,116,998(384,438) 1,109,247

業務 職業能力開発校職員費

396,810(276,220) 400,293

給与費 46人

一般 職業能力開発校運営費

57,290 (53,021) 57,053

県立高等技術専門校の管理運営に要する経費である。

一般 職業能力開発校事業費

69,118 (24,217) 68,458

県立高等技術専門校が行う学卒者・離転職者・在職者訓練に要する経費である。

一般 職業訓練奨励費 61,960 (30,980) 61,960

公共職業訓練等を受ける障害者等の経済的負担を軽減するための訓練手当の支給に要する経費である。

一般 人材育成訓練費 531,820 (一) 521,483

職業能力の習得による人材育成と早期就職を図るため、県立高等技術専門校において、離転職者等を対象に民間教育訓練機関等を活用した委託訓練の実施に要する経費である。

また、教育訓練と企業実習を組み合わせ、企業の求人ニーズに応える人材育成の実施に要する経費及び、障害者の雇用の促進を目的に、民間教育訓練機関等を活用した多様な委託訓練の実施に要する経費である。

3 労働委員会費 108,965(108,965) 107,655

(1) 委員会費 23,710 (23,710) 23,588

一般 労働委員会費 23,710 (23,710) 23,588

労働委員会の運営並びに労働委員会が労働組合法、労働関係調整法、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定めるところによって、労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、労働争議のあっせん、調停、仲裁、公正な労使関係を保つための活動を行うために要する経費である。

(2) 事務局費 85,255 (85,255) 84,067

業務 労働委員会事務局職員費

84,430 (84,430) 83,264

給与費 9人

一般 労働委員会事務局運営費

825 (825) 803

労働委員会事務局の運営に要する経費である。

平成26年度 (一般) 平成25年度  
当 初 (財源) 当 初  
(千円) (千円)

6 農林水産業費

36,047,717(15,774,032) 37,058,542

1 農業費 8,686,839(6,146,805) 8,243,820

(1) 農業総務費 4,721,361(4,267,781) 4,494,921

業務 農業総務職員費

3,254,738(3,244,730) 3,202,971

給与費 387人

一般 農政管理費 39,213 (39,213) 39,304

農林水産関係部所の管理運営及び農林水産行政の企画調整に要する経費である。

一般 農林水産総合センター機能強化対策事業費(運営費)

9,457 (2,417) 9,586

農業大学の施設整備に要する経費である。

一般 生物科学研究所運営費

122,498(122,498) 122,298

生物科学研究所の管理運営に要する経費である。

一般 農林水産総合センター運営費

153,824(132,111) 148,336

農林水産総合センター等の管理運営に要する経費である。

一般 農林水産物ブランド化推進事業費

30,574 (30,574) 24,097

国内のみならず世界に通じる「岡山ブランド」の確立を目指し、首都圏及び海外において積極的な宣伝・販売活動を展開するとともに、農産物等の輸出に向けたアジア地域での拠点づくりと市場開拓を行う経費である。

一般 農林水産業強化対策費

222,704(222,704) 260,628

農林水産行政を推進するため、市町村等が実施する時代のニーズに適合したソフト事業に対して支援する経費である。

一般 おかやま地産地消推進事業費

800 (800) 2,074

県内の宿泊施設等を対象に、地元食材の利用実態を把握し、県産農林水産物の利用促進に関する情報提供を行うとともに、企業と連携して相乗効果のある取組を展開するために要する経費である。

一般 農林水産業基盤整備費

323,087(323,087) 227,600

「担い手の確保・育成」等の重点支援テーマに資する国庫補助公共事業を市町村が実施する場合の嵩

- 上げ補助に要する経費である。
- 一般 農政総合対策費 48,040 (46,056) 64,858  
農林水産行政の効果的な推進を図るための総合調整に要する経費である。
- 一般 農林水産総合センター機能強化対策事業費(事業費) 33,091 (6,927) 28,890  
農林水産総合センターの機能を強化し、施策の効率的な推進を図るために要する経費である。
- 一般 生物科学研究所研究費 102,613 (18,236) 135,782  
農業、工業及び環境保健分野に係るバイオテクノロジーの試験研究に要する経費である。
- 一般 農林水産総合センター連携事業促進費 131,368 (30,460) 27,639  
農林水産分野における知的財産の権利化や農工商連携、6次産業化及び産学官連携による共同研究を支援・促進し、農林水産物の生産振興につなげていくための経費である。
- 一般 農業経営資金対策費 48,421 (47,078) 50,356  
農業経営の改善に取り組む農業者等が必要とする資金の利子補給及び市町村等の協力を得て追加上乘せ利子補給等を行う経費である。
- 一般 農業委員会および農業会議費 200,933 (890) 149,301  
市町村農業委員会及び県農業会議の健全な運営を図るための指導、補助に要する経費である。
- (2) 農業改良普及費 460,878 (95,736) 412,133
- 一般 普及活動費(運営費) 1,961 (504) 1,961  
農業普及指導員の研修に要する経費である。
- 一般 青少年農林文化センター三徳園管理運営費 25,480 (25,480) 28,010  
青少年農林文化センター三徳園の指定管理に要する経費である。
- 一般 青年農業者等育成対策事業費(運営費) 1,022 (1,022) 1,022  
新規就農者開設農場の維持管理に要する経費である。
- 一般 青年農業者等育成対策事業費(事業費) 334,015 (17,792) 318,193  
次代の農業を担うたくましい青年農業者等を育成・確保するため、地域における就農の誘導並びに他産業からの新規参入等を図るために要する経費である。
- 一般 普及活動費(事業費) 24,250 (7,438) 26,509

- 農業普及指導員等の普及活動、普及情報管理等に要する経費及び、迅速な新技術の普及や消費者の視点を重視した農業経営の支援等に要する経費である。
- 一般 就農支援資金貸付事業費 74,150 (43,500) 36,438  
認定就農者に対して、就農に必要なハード資金を無利子かつ長期償還で貸し付けるための経費である。
- (3) 農業振興費 1,673,741 (518,465) 1,661,773
- 一般 農業経営基盤強化促進対策事業費 18,141 (18,141) 17,191  
効率的かつ安定的な担い手が農業生産の大宗を担う農業構造への転換を図るため、認定志向農業者の確保と経営改善計画書の策定、民間専門家の助力を得て計画に沿った経営改善を進めるとともに、農業経営の法人化等の支援に要する経費である。
- 一般 農地中間管理機構事業費 124,885 (26,379) 116,140  
担い手への農地の利用集積を推進し、規模拡大による農業経営の安定化を促進するための経費である。
- 一般 農山村活性化総合対策費 127,474 (2,624) 125,163  
山村等中山間地域の振興のために必要な施設整備や鳥獣被害防止対策を推進するために要する経費である。
- 一般 中山間地域等直接支払対策事業費 1,403,241 (471,321) 1,403,279  
中山間地域等において、農業生産活動等の継続を通じて農地の荒廃を防止し、多面的機能を確保する観点から、農業者等に対して直接支払交付金を交付するための経費である。
- (4) 農作物対策費 556,734 (74,889) 345,148
- 一般 安全・安心な農産物の生産流通対策費 319,512 (20,257) 23,187  
安全・安心な農産物を生産し、流通させるために要する経費である。
- 一般 園芸作物生産振興対策費 53,153 (53,153) 126,497  
地域の特性を生かして産地の諸条件に即した園芸県おかやまにふさわしい園芸作物(果樹、花き、野菜)の生産出荷対策の推進及び国際競争力のある産地を確立するために必要な条件整備等に要する経費である。
- 一般 需給調整推進対策費 184,069 (1,479) 195,464  
「経営所得安定対策」を円滑に推進するために県・

地域農業再生協議会等が行う取組の支援に要する経費である。

- (5) **肥料対策費** 1,012 (489) 1,012  
 一般 肥料検査費 1,012 (489) 1,012  
 肥料取締法に基づき、県内で生産及び流通する肥料について、立入検査及び分析調査等に要する経費である。
- (6) **植物防疫費** 17,087 (10,587) 17,432  
 一般 植物防疫事業費 3,615 (718) 3,614  
 病害虫防除の効率的な推進を図るため、植物防疫法に基づき病害虫防除組織の整備、強化に要する経費である。  
 一般 農業安全対策費 8,282 (7,208) 8,517  
 農業の流通秩序適正化、安全使用の指導及び生産者の農業安全使用に対する意識啓発を行うとともに、化学肥料・農薬への依存を減らし環境と調和した持続的農業を推進するための経費である。  
 一般 病害虫等防除総合対策事業費 5,190 (2,661) 5,301  
 適用農業の少ない作物や難防除病害虫の防除技術を開発し、総合的な防除体系を確立するために要する経費である。
- (7) **農業協同組合指導費** 24,787 (24,787) 24,744  
 一般 農協近代化指導費 24,787 (24,787) 24,744  
 農協の指導監督等に要する経費である。
- (8) **農業共済団体指導費** 609 (609) 609  
 一般 農業共済事業振興対策費 609 (609) 609  
 農業共済団体等の指導並びに農業災害補償法に基づく農業共済保険審査会の開催等に要する経費である。
- (9) **農業研究所費** 526,674(477,209) 544,630  
 継続 農業研究所職員費 453,614(453,614) 476,176  
 給与費 56人  
 一般 農業研究所研究費(運営費) 13,489 (1,972) 13,561  
 農業研究所のほ場管理等に要する経費である。  
 一般 農業総合助成試験費 13,359 (—) 8,809  
 指定試験受託事業に要する経費である。  
 一般 農業研究所研究費(事業費) 37,542 (19,019) 37,180  
 本県の特徴ある農業振興を推進するため、新品種及び栽培技術の研究等に要する経費である。  
 一般 病害虫対策事業費 8,670 (2,604) 8,904  
 普通作物、果樹、野菜及び花きの病害虫による被害を未然に防止し、効率的な防除を行うために、病害虫の発生状況などを調査し、主要病害虫の早期発見及び予察等を行うための経費である。

- (10) **農業大学校費** 121,626(121,626) 122,623  
 継続 農業大学校職員費 121,626(121,626) 122,623  
 給与費 13人
- (11) **農林水産事業調整費** 582,330(554,627) 618,795  
 継続 単県公共農林水産事業費 575,776(548,073) 560,885  
 国庫補助の対象とならない小規模な土地改良事業、林道整備事業、漁港漁場整備事業の実施に要する経費である。  
 継続 農林水産事業推進費 6,554 (6,554) 57,910  
 国の公共事業予算の削減に対応し、農山漁村地域の総合的な整備を図るため、国庫補助事業に単独事業を組み合わせることで、効果的に事業を推進するための経費である。
- 2 畜産業費** 2,991,916(2,716,721)3,020,978
- (1) **畜産総務費** 808,764(808,764) 833,072  
 継続 畜産総務職員費 808,764(808,764) 833,072  
 給与費 99人
- (2) **畜産振興費** 1,378,228(1,327,705)1,356,163  
 一般 県営食肉地方卸売市場特別会計繰出金 1,161,727(1,161,727)1,132,389  
 県営食肉地方卸売市場特別会計への繰出金である。  
 一般 酪農大学校対策費 44,440 (27,440) 50,197  
 (公財)中国四国酪農大学校における就業効果の高い実践的な担い手教育に対する支援に要する経費である。  
 一般 畜産経営安定推進事業費 9,140 (6,255) 10,242  
 畜産農家の経営改善を図るための支援・指導体制の構築や借入金への利子補給、肉用牛の生産基盤の拡充を図るための施設整備・和牛放牧による耕作放棄地の再生・利用の促進に要する経費である。  
 一般 家畜改良増殖推進事業費 32,982 (32,068) 34,644  
 家畜の能力向上を図るための改良増殖と生産振興を総合的に推進するための経費である。  
 一般 家畜等価格安定推進事業費 58,315 (58,315) 63,512  
 家畜、畜産物の価格安定制度を円滑に実施し、生産農家の経営安定を図るために要する経費である。  
 一般 家畜等流通改善事業費 33,193 (33,038) 36,099

家畜畜産物の流通改善，県産食肉等の販売促進及び地産地消推進に要する経費である。

一般 畜産環境保全推進事業費

4,569 (一) 8,059

家畜排せつ物の適正管理及び利用促進のための指導・啓発等，環境保全型畜産の推進に要する経費である。

一般 飼料自給率向上対策費

8,862 (8,862) 21,021

飼料自給率の向上を図るための経費である。

一般 飼料生産基盤整備事業費

25,000 (一) —

家畜排せつ物処理施設の長寿命化を図るために実施する機能保全対策に要する経費である。

(3) 家畜保健衛生費 150,386 (68,672) 158,120

一般 家畜伝染病予防費 (運営費)

27,737 (10,604) 28,809

家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るため，家畜保健衛生所に設置している必要な機器の維持管理等に要する経費である。

一般 家畜保健衛生所等運営費

39,868 (39,868) 38,723

家畜保健衛生所の管理運営に要する経費である。

一般 家畜衛生推進費 18,117 (7,491) 19,926

各種家畜衛生対策に要する経費である。

一般 家畜伝染病予防費 (事業費)

44,784 (10,172) 51,472

家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るための検査，殺処分，病性鑑定等に要する経費である。

一般 家畜保健衛生事業費 19,880 (537) 19,190

家畜保健衛生所において受精卵移植を実施し，改良を効率的に進めるとともに，受精卵移植技術の指導及び研修等に要する経費である。

(4) 畜産研究所費 654,538 (511,580) 673,623

一般 畜産研究所職員費 335,310 (335,310) 398,152

給与費 39人

一般 畜産研究所事業推進費 (運営費)

7,419 (7,419) 7,419

堆肥化施設の維持管理等に要する経費である。

一般 畜産研究所運営費 147,473 (147,473) 110,283

畜産研究所の管理運営に要する経費である。

一般 畜産研究所試験研究費

92,763 (1,645) 84,450

畜産研究所における試験研究に要する経費である。

一般 畜産研究所種畜等改良費

51,840 (一) 49,320

県下の黒毛和種種雄牛を集中管理し，産肉能力検定等を実施して優良種雄牛を選抜確保し，改良・増殖に資する経費である。

一般 畜産研究所事業推進費 (事業費)

19,733 (19,733) 23,999

畜産技術の普及浸透，畜産研究所の施設整備及び草地の管理に要する経費である。

3 農 地 費

14,055,165 (3,945,309) 14,312,922

(1) 農地総務費 3,393,443 (2,514,177) 4,186,677

一般 農地総務職員費 744,955 (723,039) 842,926

給与費 89人

一般 海岸施設等維持管理費 (運営費)

8,773 (8,295) 8,773

海岸法に基づく海岸保全施設及び地すべり等防止法に基づく地すべり指定地の管理に要する経費である。

一般 土地改良施設管理費

164,962 (109,220) 167,384

県管理の国営造成施設並びに県が造成した基幹的農業水利施設及び土地改良財産の管理等に要する経費である。

一般 土地改良調査計画費 31,205 (17,405) 46,348

県営土地改良事業の実施に向けた調査及び計画策定，農業農村整備事業の「環境との調和への配慮」に関する調査等に要する経費である。

一般 国営造成施設管理補助事業費

380,503 (142,192) 367,249

国から管理委託を受けた児島湾締切堤防，新田原井堰等の維持管理及び国営造成施設等の管理体制の整備を図るための経費である。

一般 多面的機能支払事業費

206,566 (205,153) 133,452

農業・農村が持つ多面的機能を維持・発揮させるため，水路・農道等地域資源や農村環境の保全管理及び老朽化が進む農業用施設の長寿命化を図る取組を支援するための経費である。

一般 土地改良事業換地対策費

78,856 (22,150) 78,856

換地促進，土地改良施設の適正な管理や定期的な整備補修の推進，換地処分清算金等に要する経費である。

**債 海岸施設等維持管理費（維持修繕）**  
 3,720 (2,493) 3,720  
 県が管理する樋門・堤防の維持修繕に要する経費である。

**債 国営事業負担金**  
 1,773,903(1,284,230)2,537,969  
 国営事業に対する県・地元負担金の支払に要する経費である。

**(2) 土地改良費 7,736,949(1,264,375)7,247,516**  
**一般 土地改良関係受託費 98,400 (一) 88,584**  
 県が実施する農業基盤整備事業と密接に関係し、一体的に施工する必要がある工事等を、県が関係団体から受託して実施するために要する経費である。

**一般 土地改良資金償還助成事業費**  
 658,887(658,887) 719,296  
 (株)日本政策金融公庫等から土地改良事業資金を借り入れた者に対する償還助成及び利子補給等に要する経費である。

**債 農業生産基盤整備事業費**  
 3,530,511(269,502)3,065,397  
 効率的かつ安定的な経営体が大規模な農業経営を展開するための生産基盤の整備や、農地の高度利用が図られるよう地域の实情に応じたきめ細やかな基盤整備に要する経費である。

**債 農道整備事業費 2,227,544(125,694)2,441,457**  
 農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより高生産性農業を促進し、農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善を促進するための経費である。

**債 農村総合整備対策費**  
 1,221,607(210,292) 930,767  
 農業生産基盤や生活環境基盤等の総合的整備事業、農業集落排水事業等に要する経費である。

**(3) 農地防災事業費 2,820,645(149,610)2,794,600**  
**債 農地防災事業費 2,820,645(149,610)2,794,600**  
 台風や地震、津波等天災による農用地等の被害を未然に防止するための経費である。

**(4) 開墾及び開拓事業費 86,597 (2,569) 65,694**  
**債 防衛施設周辺障害防止事業費**  
 86,597 (2,569) 65,694  
 自衛隊の演習等により、降雨時の洪水と泥土の流出等の被害を被った下流農業施設に対する回復工事に要する経費である。

**(5) 農地調整費 17,531 (14,578) 18,435**  
**一般 農地関係調整費 14,136 (14,136) 13,992**

岡山県農地開発公社の解散に伴い、代物弁済として取得した農地の維持管理及び売り払い等に要する経費である。

**一般 農地調整対策費 3,395 (442) 3,530**  
 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の適正な運用等を図るための経費である。

**4 林業費**

8,725,130(2,546,557)10,239,814

**(1) 林業総務費 2,583,761(1,180,020)3,908,341**  
**繰 林業総務職員費 948,836(920,871) 901,027**  
**給与費 112人**  
**一般 森林審議会費 438 (438) 438**  
 森林審議会開催に要する経費である。

**一般 森林公園管理運営費 25,760 (25,760) 25,245**  
 県立森林公園の指定管理に要する経費である。

**一般 森林整備加速化・林業再生事業費**  
 1,246,857 (95)2,512,430  
 間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の再生に要する経費である。

**一般 森林計画樹立事業費 14,935 (9,772) 58,536**  
 地域森林計画の樹立・変更に伴う森林資源量調査等に要する経費である。

**一般 森林整備地域活動支援交付金事業費**  
 121,540 (40,104) 190,124  
 集約化施業による搬出間伐等に積極的に取り組む者に対して、森林経営計画の作成、施業集約化の促進及び作業路網の改良活動等を支援するために要する経費である。

**一般 森林保全管理費 11,440 (3,360) 9,543**  
 森林保全及び山火事予防の総合対策や森林災害を対象とした保険制度である森林国営保険事業に要する経費である。

**一般 保安林等管理費 54,805 (20,470) 51,848**  
 森林法に基づく保安林の適正な管理、損失補償及び森林の適正な開発の指導に要する経費である。

**一般 大規模林道推進事業費**  
 159,150(159,150) 159,150  
 大規模林道建設に伴う県負担金の支払い及び地元負担金の軽減に要する経費である。

**(2) 林業振興指導費 1,342,538(606,686)1,372,603**  
**一般 森林組合強化対策費 2,040 (2,040) 2,040**  
 森林組合の監督及び経営基盤の強化に要する経費である。

**一般 林業技術普及指導費 5,639 (3,278) 6,019**



林業技術の改善と林業経営の合理化を推進するため、林業普及指導員が普及活動を行うとともに、林業後継者及び担い手の育成のための普及啓発等に要する経費である。

一般 県産材需要拡大対策事業費

143,009 (36,710) 160,508

県産材の需要拡大を図るため、効率的な加工流通体制を整備し、品質・性能に優れた製材品の販路を県内外に広げ、県産材利用木造住宅の建設促進、公共施設や学校等での県産材使用を支援するために要する経費である。

一般 林業振興基金事業費

460,000 (一) 460,000

林業労働力育成確保のための事業を行う(公財)岡山県林業振興基金に対する運用資金の貸付に要する経費である。

一般 おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業費

62,801 (一) 一

林業担い手の確保・育成及び林業就労環境の改善等に要する経費である。

一般 おかやま森づくり県民基金事業費

571,375(552,695) 575,117

緑豊かで健全な森づくり・県土づくりを県民参加で推進するため、「おかやま森づくり県民基金」を設置し、県民各層が気軽に森林活動へ参加できるように、活動情報や場所の提供、技術指導など県民の社会貢献活動を支援する経費である。

一般 県民が育て楽しむ森づくり推進事業費

13,352 (一) 16,698

森林を適正に保全・整備するため、県民各層の幅広い理解と協力を得て、県民参加による森づくりを進めるための経費である。

一般 おかやま森づくり情報発信事業費

34,798 (一) 35,997

森林の働きや現状、森林・林業に関する県の取組等の情報提供やPR、市町村の提案による多様な森づくりの支援に要する経費である。

一般 岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金積立金

37,097 (一) 48,088

(公社)おかやまの森整備公社に対し、将来にわたる経営の健全化を図るための財政支援を行うことを目的として設置した「岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金」の運用益の積み立てに要する経費である。

一般 冷夏、長雨緊急対策農林事業元利償還助成事業費  
11,339 (10,875) 11,455

平成5年の冷夏、長雨の被害地域で森林の保育事業等に必要資金を農林中央金庫から借り入れた者に対する、元利償還助成に要する経費である。

一般 林業改善資金貸付金特別会計繰出金

1,088 (1,088) 1,079

林業改善資金貸付金特別会計への繰出金である。

(3) 森林病虫害防除費 83,835 (9,090) 192,930

一般 自然力を活かした荒廃森林の再生事業費

83,835 (9,090) 192,930

管理放棄や病虫害等により荒廃した森林の再生を図るための経費である。

(4) 治山費 1,252,449(123,412)1,249,037

一般 森林維持管理事業費(事業費)

1,600 (200) 6,600

国庫補助の対象とならない小規模な林地災害の予防及び荒廃森林の復旧整備に要する経費である。

一般 治山事業費 1,230,888(103,251)1,222,476

山地災害から県土を保全し、森林の有する公益的機能を高め、良好な生活環境の保全・形成を図るために、治山施設の設置や保安林の整備等の推進に要する経費である。

一般 森林維持管理事業費(維持修繕)

19,961 (19,961) 19,961

治山事業で整備し、県が管理する治山施設の維持修繕に要する経費である。

(5) 森林研究所費 251,442(176,992) 205,194

一般 森林研究所職員費 124,297(124,297) 132,013

給与費 14人

一般 森林研究所運営費 37,920 (37,739) 36,361

森林研究所の管理運営に要する経費である。

一般 林業試験研究費 75,495 (11,651) 32,677

森林研究所における試験研究に要する経費である。

一般 優良種苗確保事業費 13,730 (3,305) 4,143

造林事業に必要となる品種系統の優良な種苗を確保するための育種事業及び種子採取事業の実施に要する経費である。

(6) 森林整備費 3,211,105(450,357)3,311,709

一般 おかやま元気な森づくり推進事業費

220,557 (一) 278,030

森林の持つ水源かん養、県土の保全、地球温暖化防止等の公益的機能を将来にわたって発揮させるため、国庫補助の対象とならない森林の間伐等保育やこれに必要な作業道の整備等を推進するための経費

である。

- 般 造林事業等特別会計繰出金  
1,311,269(107,922)1,300,917  
造林事業等特別会計への繰出金である。
- 繰 林道整備事業費 532,785 (33,750) 546,390  
林業経営の合理化, 森林の適正管理等のために必要となる林道の整備に要する経費である。
- 繰 造林補助事業費 1,146,494(308,685)1,186,372  
国土の保全, 水資源のかん養等, 森林の有する公益的機能の維持・増進を図るための森林整備に要する経費である。
- 5 水産業費** 1,588,667(418,640)1,241,008
- (1) 水産業総務費 92,214 (92,214) 96,012
- 繰 水産業総務職員費 92,214 (92,214) 96,012  
給与費 11人
- (2) 水産業振興費 312,684 (35,888) 86,365
- 般 漁業振興対策事業費 (運営費)  
7,588 (7,588) 7,583  
水産団体の育成強化及び中間育成場整備等に要する経費である。
- 般 水産業改良普及事業費  
1,536 (1,079) 1,736  
漁業経営技術の改良普及及び青年漁業者育成確保促進事業等に要する経費である。
- 般 よみがえれ豊かな海再生事業費  
7,386 (3,278) 7,408  
県民への海ゴミの実態周知やボランティアによる海面清掃への支援, また, 台風災害時等に流出したゴミの適正かつ迅速な処理等を進めるための経費である。
- 般 水産資源保護対策事業費  
6,021 (3,531) 6,077  
水産資源の維持増大を図るため, 保護水面の管理及び魚類養殖における防疫対策を推進するとともに, 漁場環境の維持保全, 赤潮等の漁業被害の未然防止及び軽減を図るために要する経費である。
- 般 水産経営構造改善事業費  
255,450 (一) 29,150  
沿岸漁業の振興と漁村地域の活性化を図るため, 漁業, 流通・加工業, 地域振興に係る施設整備を総合的に推進する経費である。
- 般 栽培漁業事業費 6,349 (2,378) 5,857  
水産資源の維持・増大を図るための資源管理等に要する経費である。
- 般 栽培漁業実践推進事業費

- 20,640 (10,320) 20,400  
水産研究所で生産する放流種苗のうち, ガザミ, オニオコゼ, ヨシエビ等の中間育成を行う経費である。
- 般 漁業振興対策事業費 (事業費)  
5,957 (5,957) 6,365  
魚礁周辺での集魚状況の調査, 漁業近代化資金の利子補給, 水産物の流通改善等に要する経費である。
- 般 沿岸漁業改善資金貸付金特別会計繰出金  
1,757 (1,757) 1,789  
沿岸漁業改善資金貸付金特別会計への繰出金である。
- (3) 水産業協同組合指導費 2,664 (2,664) 2,768
- 般 漁業協同組合検査等指導費 (運営費)  
713 (713) 713  
漁業協同組合の監督に要する経費である。
- 般 漁業協同組合検査等指導費 (事業費)  
1,951 (1,951) 2,055  
漁業協同組合の経営基盤の強化に要する経費である。
- (4) 漁業調整費 46,113 (43,002) 49,356
- 繰 海区漁業調整委員会職員費  
37,890 (37,890) 41,137  
給与費 6人
- 般 漁業調整委員会費 7,536 (4,525) 7,536  
海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の運営に要する経費である。
- 般 漁場利用対策事業費 687 (587) 683  
漁業調整活動, 海面利用協議会の開催等に要する経費である。
- (5) 漁業取締費 13,523 (8,382) 11,379
- 般 漁政諸費 13,523 (8,382) 11,379  
漁業秩序維持のための漁業取締・漁業権の免許及び漁船登録等に要する経費である。
- (6) 水産研究所費 223,372(187,593) 242,242
- 繰 水産研究所職員費 151,041(150,584) 151,215  
給与費 18人
- 般 水産研究所運営費 19,385 (19,385) 18,215  
水産研究所の管理運営に要する経費である。
- 般 水産関係受託事業調査費  
14,130 (一) 14,760  
各種団体から委託を受け, 水産研究所において調査研究を行う経費である。
- 般 資源増殖室種苗生産事業費  
18,011 (7,195) 23,726

水産研究所資源増殖室の種苗生産事業に要する経費である。

一般 水産研究所開発調査研究費

20,805 (10,429) 34,326

水産研究所における調査、試験研究に要する経費である。

(7) 漁港管理費 40,145 (11,333) 50,256

一般 漁港管理費 (運営費)

18,916 (479) 29,027

県管理漁港の漁港施設及び海岸保全施設の管理に要する経費である。

積 漁港管理費 (維持修繕)

21,229 (10,854) 21,229

県管理漁港の修繕並びに漁港区域の航路泊地の維持浚渫に要する経費である。

(8) 漁港建設費 857,952 (37,564) 702,630

積 漁港漁場整備事業費

857,952 (37,564) 702,630

漁港施設及び沿岸漁場の整備に要する経費である。

平成26年度	(一般)	平成25年度
当	財源	当
初		初
(千円)		(千円)

**7 商 工 費** 8,887,796(6,710,384)8,790,286

**1 商 業 費** 745,310(691,109) 730,589

(1) 商業総務費 691,683(638,640) 687,754

積 商業総務職員費 354,203(354,203) 367,791  
給与費 42人

一般 商工施策推進費 328,979(275,936) 315,002

商工行政のきめ細い推進を図るため商工関係者との対話を積極的に行うとともに、本県経済をとりまく種々の問題を的確に把握するなど商工施策の推進に資する経費及び県有施設の管理に要する経費である。

一般 産業労働総合対策費 8,501 (8,501) 4,961

産業労働行政の総合的な推進に要する経費である。

(2) 貿易振興費 24,858 (24,858) 21,075

一般 貿易等経済国際化対策費

24,858 (24,858) 21,075

地域経済の国際化を推進するために要する経費である。

(3) 大阪事務所費 28,769 (27,611) 21,760

一般 大阪事務所運営費 28,769 (27,611) 21,760

大阪事務所の管理運営及び観光と物産対策の推進等に要する経費である。

**2 工 鉱 業 費** 7,588,921(5,466,927)7,788,345

(1) 工鉱業総務費 2,744,663(2,229,448)2,867,503

積 工鉱業総務職員費 418,115(418,115) 410,672  
給与費 52人

一般 企業立地推進費 1,199 (1,199) 1,184

県内工業団地等への企業の誘致及び立地予定企業と地域社会との調整を図るために要する経費である。

一般 次世代産業育成事業費

44,365 (6,305) 34,587

今後の発展が見込まれる次世代産業分野において、産学官連携による新技術、新製品の研究開発を推進し、新たな市場の獲得に取り組むための経費である。

一般 新エネルギー推進事業費

17,349 (2,349) 185,856

スマートタウン構想の推進や、新エネルギーの普及拡大に向けた取組に要する経費である。

一般 企業誘致等対策費

1,794,889(1,794,318)1,802,647

県営工業団地等に立地した企業に対する補助等、県内への先端技術企業等の立地促進のために要する経費である。

一般 石油貯蔵施設立地対策費

143,987 (—) 143,776

石油貯蔵施設設置の円滑化を図るため、同施設周辺地域で消防防災施設等を整備した市町等に対して行う交付金の交付等に要する経費である。

一般 電源立地特別対策費

317,597 (—) 281,512

原子力発電関連施設所在・隣接市町が行う企業導入・産業活性化・福祉対策事業等に対する補助に要する経費である。

一般 建設業支援対策事業費

7,162 (7,162) 7,269

建設業者に対する経営・雇用相談の体制整備、新分野への進出支援等に要する経費である。

(2) 中小企業振興費 4,023,483(2,490,285)4,103,309

一般 中小企業振興支援費 20,675 (20,517) 20,443

商工会議所等の指導監督等、中小企業振興施策の推進に要する経費である。

一般 販路開拓支援事業費 93,129 (93,129) 59,624

県内中小企業の売り上げの向上や販路拡大を図るために要する経費である。

一般 科学技術振興調整費 8,906 (—) 9,754

新エネルギーを利用して間伐材や製材端材等から

セルロースナノファイバー等を製造するための技術開発と、社会導入に向けた実証を実施するために要する経費である。

一般 グリーンバイオ・プロジェクト推進事業費

46,160 (404) 51,292

木質バイオマスを活用した新素材の製品化技術の確立や、先導的研究の推進等に要する経費である。

一般 岡山デニム世界進出支援事業費

5,000 (5,000) 5,000

県産デニム製品の海外市場への売り込みを目指す県内企業に対し、海外展示会への出展支援に要する経費である。

一般 技術振興事業費 528,425 (76,307) 504,925

県内製造業の振興のため、精密生産技術分野の研究開発拠点の整備、共同研究の実施及び次世代自動車技術等の研究開発の推進等に要する経費である。

一般 産学官連携推進事業費

3,623 (3,623) 2,453

新事業や新産業の創出に向けて、産学官の連携基盤を強化するための経費である。

一般 ベンチャー創出育成推進事業費

10,275 (10,275) 6,217

ベンチャー企業などの新規創業に向けた取組に対する支援並びにITを活用した経営の推進に要する経費である。

一般 循環型産業クラスター形成促進事業費

48,545 (—) 48,559

循環資源の利活用の推進により県内環境産業の振興を図るための経費である。

一般 中小企業経営革新支援事業費

10,176 (10,176) 7,449

中小企業の経営革新を積極的に支援するため、経営革新計画の承認や承認企業に対するフォローアップ等に要する経費である。

一般 中小企業金融対策費

281,659(280,760) 341,087

中小企業の金融の円滑化を図るための融資制度を取り扱う金融機関等に対する利子補給等に要する経費である。

一般 商工団体支援事業費

1,886,335(1,886,335)1,893,868

商工会議所、商工会等が行う経営相談、金融相談、記帳指導等の経営改善普及事業に対する補助、中小企業団体中央会が行う中小企業の組合の設立指導や運営指導等に対する補助に要する経費である。

一般 中小企業支援センター事業推進費

46,595 (46,595) 51,185

創業予定者や中小企業の経営者が経営革新等の経営上の課題を気軽に相談できる支援拠点の運営等に要する経費である。

一般 新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付金

996,547 (19,731)1,094,946

中小企業の創業及び経営活力の増進を図るため、貸与機関が行う設備貸与事業に必要な資金の原資貸付金等に要する経費である。

一般 創業等推進事業費 37,433 (37,433) 6,507

本県産業の担い手となる起業家の発掘、育成、フォローアップを行うとともに、地域課題の解決に取り組むソーシャルビジネスを支援する等、多角的な視点で創業支援を推進するために要する経費である。

(3) 計量検定費 32,771 (24,019) 31,888

一般 計量法施行費 32,771 (24,019) 31,888

計量法に基づく特定計量器の検定、検査、計量法関係事業の登録・指定・届出の受理、及び計量器使用事業者に対して計量器の適正使用を指導するために要する経費である。

(4) 工業技術センター費 776,218(711,389) 772,910

職 工業技術センター職員費

430,636(430,636) 434,651

給 与 費 52人

一般 工業技術センター運営費

301,643(265,275) 293,770

工業技術センターの運営に要する経費である。

一般 研究開発費 43,939 (15,478) 44,489

工業技術センターが産業振興を図るために、企業ニーズや技術動向に基づいた研究開発を実施する経費である。

(5) 鉱業振興費 11,786 (11,786) 12,735

一般 鉱業対策費 11,786 (11,786) 12,735

休廃止鉱山の鉱害防止対策事業に係る補助に要する経費である。

3 観 光 費 553,565(552,348) 271,352

(1) 観 光 費 553,565(552,348) 271,352

職 観光関係職員費 107,107(107,107) 112,525

給 与 費 14人

一般 観光事業指導運営費 2,540 (2,300) 2,542

旅行業法に関する事務、所管財産の管理等に要する経費である。

一般 県産品競争力強化支援事業費

178,832(178,832) 22,753

首都圏における岡山県の地名度アップ、地域のブランド化を推進するとともに、県下の伝統的工芸品等の振興を図るための事業に要する経費である。

一般 観光地魅力向上対策事業費

153,863(152,886) 53,437

イメージアップ戦略及び首都圏アンテナショップと連動し、観光立県おかやまの実現に向け観光素材の発掘・磨き上げを推進するとともに広域観光の推進に関する事業、各種情報発信等の各観光地の魅力向上につながる事業の実施に要する経費である。

一般 国際観光推進事業費 68,573 (68,573) 37,068

外国人観光客の受入体制整備や海外からの観光客の誘致に要する経費である。

一般 観光支援事業費 42,650 (42,650) 43,027

官民一体となった観光振興を行うため、(公社)岡山県観光連盟への助成事業や大規模イベントへの支援等に要する経費である。

平成26年度	(一般)	平成25年度
当	初(財源)	当
(千円)		(千円)

**8 土 木 費**

60,140,561(18,663,508)58,912,226

**1 土木管理費** 6,481,356(2,548,916)6,404,716

(1) 土木総務費 1,696,336(1,694,937)1,700,515

一般 土木総務職員費

1,572,401(1,572,401)1,578,181

給与費 196人

一般 土木行政運営費 102,627(102,627) 102,305

土木行政の運営に要する経費及び岡山県土地開発公社の職員に係る共済組合掛金県負担金である。

土木監視員人件費 94,587

建設研修負担金等 1,991

公社職員共済組合負担金 6,049

一般 土木工事システム管理費

19,909 (19,909) 18,630

公共工事の発注過程の透明性の向上、入札事務の省力化及び入札参加者の負担の軽減を図るため、電子入札システムなど各種システムの管理・運用を行う経費である。

一般 建設統計調査費 1,399 (—) 1,399

統計法による基幹統計として、建設工事統計調査を国から受託して実施するための経費である。

(2) 建設業指導監督費 37,384 (4,122) 33,674

一般 建設業法諸費 37,384 (4,122) 33,674

建設業の許可及び業者指導、浄化槽工事業者の登

録、解体工事業者の登録・指導、事業評価監視委員会及び入札・契約適正化委員会の運営、積算基準書類の作成、経営事項審査等に要する経費である。

建設業関係諸費 13,709

建設業審議会経費 165

建設工事紛争審査会経費 769

建設リサイクル法諸費 342

技術管理運営費 8,449

技術管理調査費 2,477

入札・適正化委員会運営費 443

建設業適正化推進点検事業費 11,030

(3) 用地諸費 10,836 (9,924) 10,796

一般 用地処理対策費 10,836 (9,924) 10,796

未登記用地の登記促進、用地問題に関する弁護士への相談、用地職員研修の資料作成及び土地収用法に基づき設置する収用委員会の運営・活動に要する経費である。

未登記用地処理費 82

用地処理対策費 4,915

土地収用法諸費 5,839

(4) 普通海域管理費 727 (—) 740

一般 普通海域管理費 727 (—) 740

岡山県普通海域管理条例に規定する普通海域の管理に要する経費である。

(5) 建築指導費 106,073 (80,010) 158,991

一般 建築・開発審査諸費 26,998 (3,210) 94,238

建築士法に基づく建築士の試験及び指導監督、建築基準法に基づく建築確認申請の審査及び検査、都市計画法に基づく開発許可申請の審査及び検査並びに宅地建物取引業法に基づく試験、登録、取引事務所の指導に要する経費である。

一般 おかやま快適安心まちづくり推進事業費

47,772 (46,489) 32,489

大地震の発生時に、人的被害を軽減するとともに、救出活動や応急復旧活動の迅速化を図るため、住宅・建築物の耐震化の促進に要する経費である。

一般 建築動態統計調査費 992 (—) 992

建築物の新築及び改築、滅失住宅、非住宅の実態調査を国から受託して実施するための経費である。

一般 災害時孤立地区支援事業費

30,000 (30,000) 30,000

広域に及ぶ災害時に孤立するおそれのある近隣市町村住民を受け入れるための防災拠点施設を整備する市町村への補助である。

一般 災害復旧住宅建設資金利子補給金

311 (311) 442

平成21年、23年に発生した災害により損害を受けた住宅の復旧に際して、り災者が金融機関から融資を受けた資金の利子補給に要する経費である。

(6) 土木事業調整費 4,630,000(759,923)4,500,000

繰 単県公共土木事業費

4,630,000(759,923)4,500,000

国庫補助事業の対象とならない道路、河川、港湾、都市計画の各種事業実施に要する経費である。

2 道路橋りよう費

30,174,105(8,606,369)30,978,430

(1) 道路橋りよう総務費

2,280,383(2,245,196)2,256,751

繰 道路橋りよう総務職員費

2,138,631(2,138,631)2,146,503

給与費 269人

一般 道路管理費 42,482(20,395) 34,588

県管理道路の保安全管理に要する経費である。

一般管理経費 12,784

道路損害賠償責任保険経費 10,198

道路台帳図面修正経費 19,500

一般 道路関係調査費 86,170(86,170) 63,260

道路の調査に要する経費である。

一般 市町村道路事業指導監督費

13,100 (一) 12,400

市町村が国庫補助を受けて実施する道路事業の指導・監督に要する経費である。

(2) 道路維持費 4,592,585(4,129,413)4,226,127

一般 おかやまアダプト推進事業費

45,407(45,407) 43,215

県管理の道路、河川、海岸及び公園の一定区域を養子(アダプト)と見なして清掃、緑化管理等を行う団体を募集し、活動を推進するための経費である。

繰 セーフティ・ロード推進事業費

65,000(11,000) 65,000

崩土等の発生により道路通行規制を実施した箇所及び落石の発生が予測される箇所に、緊急対策工事を実施する経費である。

繰 緊急道路環境整備事業費

314,000(52,000) 314,000

安全で快適な道路環境の整備を図るための経費である。

沿道環境改善 10,600

交差点改良 191,400

バス停改良 10,000

トンネル防災施設整備 96,700

「道の駅」UD化 5,300

繰 道路維持修繕費

3,484,590(3,337,418)3,140,337

県管理道路を良好な状態に保つための維持修繕に要する経費である。

繰 単県舗装補修費 683,588(683,588) 663,575

既設舗装道の破損箇所及び耐用年数の経過した老朽箇所の補修に要する経費である。

(3) 道路新設改良費

23,085,178(2,058,801)21,941,754

一般 ITS推進事業費 757 (757) 1,230

通行規制情報等の提供を行う道路情報システムの運用管理を行うための経費である。

一般 道路関係受託事業費

522,793 (一) 157,989

道路改築等の実施に併せて市町村等の事業を受託施工する経費である。

一般 公共用地等取得事業特別会計繰出金

1,000,000 (一)1,000,000

土木事業の円滑な推進を図るため、岡山県公共用地等取得事業特別会計において実施する公共用地の先行取得に要する繰出金である。

道路等用地取得費への繰出金 1,000,000

繰 道路整備事業費 2,742,000(131,300)1,997,000

国土交通省道路局所管補助金等を受け、国道・地方道の計画的な整備を推進するための経費である。

道路改築 2,742,000

繰 地方道路整備事業費

10,032,000(1,030,826)9,865,000

地域の振興・活性化等を図るため早急に整備が必要な国道・地方道について、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金により、地域の実情にあった整備を推進するための経費である。

道路改築 3,087,600

橋梁補修 1,489,200

交通安全 2,802,900

道路防災 2,173,300

電線共同溝 104,700

雪寒 99,700

沿道環境改善 66,700

舗装改良 207,900

繰 地方特定道路整備事業費

5,305,461(498,251)5,766,535

地域の振興・活性化等を図るため早急に整備が必

要な国道・地方道のうち、国庫補助・交付金事業と組み合わせることが効果的な事業箇所について、単独事業費により、地域の実情にあった整備を推進するための経費である。

費 生き活き道路整備事業費

1,078,000(156,200)1,078,000

生き活きプランの推進を図るため、県内高速道路網を形成する美作岡山道路や、道路整備特別対策、中山間地域交通難所緊急対策、1.5車線の整備手法を取り入れたおかやまスタンダード道路事業など、地域の実情にあった効率的・効果的な整備を推進するための経費である。

道路整備特別対策事業 102,100

中山間地域交通難所緊急対策事業 557,500

美作岡山間道路建設事業 304,300

おかやまスタンダード道路事業 114,100

費 国直轄道路事業負担金

2,404,167(241,467)2,076,000

国土交通省が直轄で行う国道の改良等に要する経費の県負担金である。

改 築 1,947,500

交通安全・交通事故重点対策 421,667

電線共同溝 35,000

(4) 橋りよう維持費 215,691(172,691) 198,944

費 小規模橋梁長寿命化対策事業費

52,000 (9,000) 52,000

橋長15m未満の小規模橋梁について、点検結果で緊急に対策が必要と判断された橋梁の補修、補強等を実施するための経費である。

費 橋りよう維持費 163,691(163,691) 146,944

県管理の国道・県道に架設されている橋梁の損傷箇所の維持、修繕及び塗装に要する経費である。

(5) 瀬戸大橋費 268 (268)2,354,854

費 瀬戸大橋関連費 268 (268)2,354,854

瀬戸大橋に係る連絡調整等を行う経費である。

3 河川海岸費

11,241,550(2,222,732)10,807,625

(1) 河川総務費 1,712,384(1,056,697)1,710,034

費 河川総務職員費 623,153(558,988) 625,450

給与費 79人

費 河川管理費 237,089 (—) 253,889

河川の管理、土石採石採取許可取締、水門の管理、河川環境整備等に要する経費である。

河川環境整備経費 13,452

水門・樋門管理費 116,938

一般管理費等 106,699

費 えん堤管理費 319,643(154,752) 291,727

旭川ダム、湯原ダム、河本ダム、高瀬川ダム、鳴滝ダム、八塔寺川ダム、津川ダム、楢井ダム、千屋ダム、竹谷ダム、河平ダム、三室川ダム、笹ヶ瀬川調整池等の管理に要する経費である。

費 利水管理費 13,349 (7,636) 13,241

河川改修等に必要な情報収集のための河川の流量等の調査に要する経費及び高瀬川ダム管理用発電所の運営等に要する経費である。

流量観測経費 7,636

高瀬川発電所管理運営費等 5,713

費 河川調査費 356 (—) 368

現年発生水害調査等の諸調査を国から受託して実施するための経費である。

費 河川海岸調査費 59,247 (59,247) 66,385

河川整備計画策定及び河川現況調査に要する経費である。

費 土木施設アセットマネジメント推進事業費

11,700 (11,455) 27,000

土木施設の維持・延命化を図るとともに、維持修繕予算の平準化、最小化を図ることを目標として、アセットマネジメント手法を活用した「予防保全型維持管理」により、施設毎に現状を把握し、中長期的な施設の状況を予測し、計画的な維持管理を行うための経費である。

ダム管理施設長寿命化事業 11,700

費 準用河川改修事業指導監督費

100 (—) 100

市町村が国庫補助を受けて実施する準用河川改修事業等の指導・監督に要する経費である。

費 水資源対策費 126,079(107,009) 141,999

水資源開発対策及び水源地域の振興対策に要する経費である。

水資源開発促進費 52,373

船穂町振興特別対策費 13,923

苫田ダム関連費 59,783

費 河川維持修繕費 321,668(157,610) 289,875

県の管理する河川、水門の維持修繕並びに管理上必要な小規模土砂堆積の除去に要する経費である。

河川修繕 64,062

水門修繕 144,489

小規模浚渫 44,693

ダム管理設備等修繕 68,424

(2) 河川改良費 6,275,666(777,722)5,942,533

一般 ふるさとの川リフレッシュ事業費

300,000(300,000) 300,000

土砂堆積や樹木による河道阻害の著しい箇所を市町村との協働により早急に解消し、流下能力を回復・向上させ、洪水被害リスクを軽減するため、河川浚渫、樹木伐採等の対策を集中的に実施するための経費である。

一般 河川関係受託事業費

220,000 (一) 423,000

各種河川事業の施行に際して、市町村管理の道路橋改築工事等を市町村等から受託し、県工事と合併施工するために要する経費である。

一般 河川改修費 3,067,000(194,100)3,487,200

県管理の河川区域内において、社会資本総合整備計画等に基づいて行う河川改修事業等に要する経費である。

広域河川改修事業	2,053,040
特定構造物改築事業	165,570
総合流域防災事業	513,420
関連河川事業	334,970

一般 えん堤整備事業費 327,000(20,193) 403,000

ダムの管理設備の整備等に要する経費である。

千屋ダム	156,350
高瀬川ダム	11,800
津川ダム	105,350
楢井ダム	53,500

一般 単県河川改修費 795,000(106,463) 464,000

県管理の河川区域内において、河川環境の整備などについて計画策定段階から地域住民や市町村と協働で実施する事業、老朽化した護岸等の河川管理施設の修繕や長寿命化対策及び緊急に対応すべき小規模河川改修事業に要する経費である。

出合いとふれあいの水辺づくり事業

63,600

単県河川修繕事業 280,140

単県長寿命化対策事業 260,820

単県河川改修事業 190,440

一般 国直轄河川事業負担金

1,566,666(156,966) 756,333

国土交通省が直轄で実施する一級河川の改修に要する経費の県負担金である。

河川改修 1,566,666

(3) 砂防費 2,619,707(356,020)2,526,582

一般 海岸砂防管理費 39,147(37,579) 34,523

県の管理する建設海岸、水門及び既設砂防関係施設(砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設)の維持管理等に要する経費である。

海岸等管理費	8,846
砂防指定地等管理費	20,149
地震計管理費	1,423
雨量テレメータ管理費	6,418
土砂災害危険度情報システム管理費	2,311

一般 砂防関係調査費 6,794(6,794) 7,019

砂防関係事業の新規事業化に向けた概略検討・事前評価資料の作成・全体計画の策定に要する経費である。

一般 砂防関係事業費 2,535,800(274,426)2,451,000

砂防法、地すべり防止法、急傾斜地法、土砂災害防止法に基づき、ハード、ソフトの両面から土砂災害対策を実施するための経費である。

砂防事業	1,458,200
地すべり対策事業	317,600
急傾斜地崩壊対策事業	550,000
基礎調査	210,000

一般 海岸砂防修繕費 37,966(37,221) 34,040

県の管理する建設海岸、水門及び既設砂防関係施設(砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設)の修繕に要する経費である。

海岸修繕	10,586
水門修繕	2,360
砂防施設修繕	25,020

(4) 海岸保全費 631,300(29,800) 626,000

一般 建設海岸保全費 631,300(29,800) 626,000

高潮、波浪等による被害から背後地を防護するため、堤防護岸等の整備に要する経費である。

(5) 水防費 2,493(2,493) 2,476

一般 水防対策費 2,493(2,493) 2,476

水防計画書の作成、水防資材の補充等、水防体制の充実強化に要する経費である。

4 港湾費 8,264,613(2,972,882)7,104,278

(1) 港湾管理費 608,918(328,012) 559,606

一般 港湾総務職員費 164,006(164,006) 164,612

給与費 20人

一般 港湾管理費 273,988(114,259) 241,247

県管理港湾施設等の管理運営、水門の管理、水鳥ポータルラジオ局の運営等に要する経費である。

地方港湾審議会等運営費 663

新連島水門管理運営費 30,211



港湾施設等管理費	93,913	
水島ポートラジオ局運営費	34,299	
水門管理費	17,444	
港湾施設保安対策費	78,722	
水島ポートナビサポート事業費	18,736	
一般 牛窓ヨットハーバー管理費	1,606	(一) 1,597
牛窓ヨットハーバーの管理運営等に要する経費である。		
一般 プレジャーボート施設管理費	33,449	(1,030) 32,632
海上交通の安全確保など、水域の適正利用を目的とした放置艇対策に要する経費である。		
一般 土木施設アセットマネジメント推進事業費	32,545	(32,545) 22,218
土木施設の維持・延命化を図るとともに、維持修繕予算の平準化、最小化を図ることを目標として、アセットマネジメント手法を活用した「予防保全型維持管理」により、施設毎に現状を把握し、中長期的な施設の状況を予測し、計画的な維持管理を行うための経費である。		
港湾施設長寿命化事業	32,545	
一般 港湾統計調査費	2,824	(一) 2,800
統計法に基づく指定統計として国から受託して実施する港湾の利用状況等調査に要する経費である。		
一般 港湾維持補修費	100,500	(16,172) 94,500
県管理港湾の施設及び水門、その他の海岸保全施設の維持補修、並びに県管理港湾区域のうち主として漁船対策に係る航路、泊地の維持浚渫に要する経費である。		
<b>(2) 港湾建設費 6,643,900(2,114,842)5,589,277</b>		
一般 港湾利用促進対策費	41,072	(23,648) 8,158
水島港等の整備促進と施設の利用促進など港湾振興対策に要する経費である。		
一般 新高梁川橋梁関連新連島水門等整備促進事業費	4,379	(4,379) 6,224
国が行う新高梁川橋梁の整備に併せて、倉敷市が実施する遊水池の河床掘削及び排水機場の増設を行う改修事業に対し、県が管理する新連島水門と排水機場を倉敷市へ移管することを前提に、経費の一部を支援するための経費である。		
一般 水島港国際バルク戦略港湾推進事業費	31,575	(31,575) 44,070
「国際バルク戦略港湾」に選定された水島港の整備に向け、必要な港湾計画の変更等に要する経費で		

ある。		
一般 港湾大規模浚渫費	217,300	(2,997) 135,000
県管理港湾区域内の航路・泊地が土砂等によって埋没し、船舶の航行に支障が生じている箇所の水深を確保するための浚渫に要する経費である。		
一般 水島港機能強化事業費	130,986	(23,191) —
安定した港務通信、航行調整を行うため、ポートラジオ局、休憩所等の機能を有するマリントワーを玉島ハーバーアイランド内に建設し、ポートラジオ局の移設を行うための経費である。		
一般 単県港湾調査費	7,250	(7,250) 7,500
港湾関係の調査等を実施する経費である。		
一般 港湾整備事業特別会計繰出金	1,177,674	(1,177,674) 1,114,825
港湾整備事業特別会計で償還する港湾整備にかかる県債元金償還費に対する繰出金である。		
一般 港湾改修費	1,125,864	(436,418) 965,000
国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の施設の整備及び現有施設の小規模で局所的な新設改良を行うための経費である。		
一般 浚渫土処理護岸建設費	32,000	(2,500) 32,000
港湾改修事業等に伴い発生する浚渫土砂を処分する護岸の建設に要する経費である。		
一般 港湾海岸保全費	1,134,000	(226,740) 1,137,000
港湾海岸の堤防及び護岸等整備を図り、背後地を防護することに要する経費である。		
一般 国直轄港湾事業負担金	2,741,800	(178,470) 2,139,500
国土交通省が直轄で行う港湾改修事業に要する経費の県負担金である。		
<b>(3) 空港管理費 863,469(521,197) 799,908</b>		
一般 岡山空港職員費	185,320	(185,320) 189,434
給与費 24人		
一般 岡山空港運営費	678,149	(335,877) 610,474
岡山空港及び岡南飛行場の管理運営に要する経費である。		
<b>(4) 空港建設費 148,326 (8,831) 155,487</b>		
一般 空港整備促進関連費	123,326	(7,531) 130,487
岡山空港及び岡南飛行場の整備に要する経費である。		
一般 空港整備費	25,000	(1,300) 25,000
岡山空港の耐震化対策に要する経費である。		

**5 都市計画費** 2,628,671(1,990,380)2,362,221

(1) **都市計画総務費** 351,941(339,693) 343,201

職 都市計画職員費 317,380(317,380) 318,551

給 与 費 41人

一般 都市計画事業指導管理費

2,045 (1,497) 4,842

都市計画審議会の運営経費、都市計画事業関係協議会負担金及び屋外広告物審議会委員報酬等、同審議会の運営に要する経費である。

都市計画事業諸費 784

都市計画審議会費 713

広告物行政推進費 435

屋外広告物審議会費 113

一般 市町村都市計画事業指導監督費

11,700 (一) 12,200

市町村が国庫補助を受けて実施する都市計画事業の指導・監督に要する経費である。

一般 都市計画基礎調査費 20,816 (20,816) 7,608

都市計画法第6条により、都道府県が概ね5年毎に行うものとして位置付けられている「都市計画に関する基礎調査」に要する経費である。

(2) **街路事業費** 530,600(29,830) 616,000

債 地方道路整備事業費

418,000 (15,680) 509,000

社会資本整備総合交付金を活用し、社会資本総合整備計画に基づき地方道路を整備するための経費である。

債 地方特定道路整備事業費

57,600 (6,410) 52,000

地域の振興・活性化を図るため早急に整備が必要な道路について、国庫補助・交付金事業に併せて単独事業を効果的に組み合わせ、道路整備の促進を図るための経費である。

債 街路整備特別対策事業費

55,000 (7,740) 55,000

都市計画区域内における市街地での交通渋滞の解消及び市街地を連絡する幹線道路を緊急に整備するための経費である。

(3) **公園費** 812,130(686,857) 684,644

一般 都市公園管理費 578,078(557,405) 526,241

総合グラウンド、水島緑地及び倉敷スポーツ公園の管理運営に要する経費である。

一般 新世紀おかやま後楽園魅力づくり事業費

35,331 (35,331) 25,154

「おかやま後楽園300年祭」で好評を得たイベン

トのうち夜間特別開園「幻想庭園」等を実施するために要する経費である。

一般 岡山後楽園魅力向上事業費

62,514 (34,914) 57,839

岡山後楽園の観光拠点としての価値を更に高めるため、文化財庭園の保存や施設整備を行う経費である。

一般 都市公園施設整備事業費

39,954 (39,954) 59,483

夏季国体主会場として利用された倉敷市児島地区公園水泳場（事業主体：倉敷市）の施設整備に要した経費のうち、市債の元利償還金の2分の1を補助する経費及び県管理都市公園施設の改修等に要する経費である。

一般 後楽園特別会計繰出金

15,403 (15,403) 15,927

岡山県後楽園特別会計で実施する後楽園の管理運営に要する繰出金である。

債 都市公園整備費 80,850 (3,850) 一

コミュニティ形成及びスポーツ・レクリエーションの場等として市民の日常生活に定着した県立都市公園の整備・改修を行う経費である。

(4) **下水道費** 934,000(934,000) 718,376

一般 下水道諸費 1,568 (1,568) 1,580

諸協会負担金等、下水道事業の推進に要する経費である。

一般 流域下水道事業特別会計繰出金

932,432(932,432) 715,000

岡山県流域下水道事業特別会計で実施する児島湖流域下水道浄化センターの管理、建設等に要する繰出金である。

**6 住宅費** 1,350,266(322,229)1,254,956

(1) **住宅管理費** 728,043(272,918) 643,721

職 住宅行政職員費 120,007(120,007) 120,451

給 与 費 15人

一般 県営住宅等管理費 309,468(101,969) 224,433

県営住宅の管理及び家賃徴収等を行うために要する経費である。

管 理 費 264,814

家 賃 徴 収 費 40,422

住宅供給公社残余財産管理費 3,158

長期優良住宅法関係費 804

サービス付き高齢者向け住宅関係費 270

一般 公営住宅建設事業等指導監督費

5,273 (一) 6,957

市町村が国庫補助を受けて実施する公営住宅建設事業等の指導・監督に要する経費である。

費	県営住宅維持修繕費	293,295 (50,942)	291,880
	県営住宅の修繕に要する経費である。		
	計 画 修 繕	54,058	
	一 般 修 繕	121,325	
	空 家 修 繕	117,912	

(2) 住宅建設費 622,223 (49,311) 611,235

一般	住環境整備促進費	57,672 (17,068)	68,943
	「地域改善対策事業」として実施された住宅新築資金等貸付事業に係る市町村の財政負担軽減のための補助や、持家取得を促進するため住宅金融公庫(現住宅金融支援機構)の融資のみでは不足する者に住宅建設資金を融資するための原資預託等に要する経費である。		

一般	岡山・グリーンテラス郡等対策事業費	14,653 (8,040)	15,008
----	-------------------	----------------	--------

岡山県住宅供給公社の解散に伴い、県が取得した岡山・グリーンテラス郡の未分譲地の販売・管理等を行うための経費である。

費	県営住宅建設費	549,898 (24,203)	527,284
---	---------	------------------	---------

老朽化の著しい原尾島団地の建替事業及び既設団地の改善等に要する経費である。

	原尾島団地建替事業	126,875	
	県営住宅ストック改善事業	423,023	

	平成26年度 当 初	(一般) 財源	平成25年度 当 初
	(千円)		(千円)

**9 警 察 費**

45,443,712(41,339,808)46,114,081

**1 警察管理費**

44,524,543(40,891,202)45,205,187

(1)	公安委員会費	15,311 (15,311)	15,772
-----	--------	-----------------	--------

一般	公安委員会運営費	15,311 (15,311)	15,772
	公安委員会の運営に要する経費である。		

(2) 警察本部費

41,594,784(39,540,909)41,622,517

費	公務災害補償費	84,190 (84,190)	85,835
	警察職員の公務災害補償等に要する経費である。		

費	退職手当費	2,794,536(2,794,536)	2,987,104
	警察職員の退職手当に要する経費である。		

費	職員給与費	32,460,113(32,247,371)	32,440,809
---	-------	------------------------	------------

警察職員の給与、児童手当に要する経費である。  
繰 置違反金等過年度過誤納還付金

	100 (100)	100
--	-----------	-----

置違反金等の過年度過誤納還付金である。

一般	警察行政運営費	2,371,946(2,086,298)	2,307,817
----	---------	----------------------	-----------

警察本部及び警察署における庁用事務費、警察職員に対する健康管理・教養、情報管理システムの運用、相談受理体制の充実等警察行政の運営に要する経費である。

一般	生活安全・地域警察運営費	751,135(751,135)	829,511
----	--------------	------------------	---------

航空隊、鉄道警察隊、機動警ら隊の運営及び通信指令システムの運用、サイバー犯罪対策等生活安全・地域警察の運営に要する経費である。

一般	刑事警察運営費	127,311(127,311)	127,128
----	---------	------------------	---------

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用、鑑識・鑑定機器の維持運用等刑事警察の運営に要する経費である。

一般	交通警察運営費	623,544(599,948)	605,967
----	---------	------------------	---------

交通反則制度・放置違反金制度の運営事務、交通安全施設・パーキングチケットの維持管理等交通警察の運営に要する経費である。

一般	許認可等事務費	157,456 (—)	224,879
----	---------	-------------	---------

各種許認可事務等に要する経費である。

一般	警察行政推進費	70,183 (70,183)	32,125
----	---------	-----------------	--------

警察行政を推進する事業に要する経費である。

一般	生活安全対策・地域警察強化費	409,686(409,686)	377,134
----	----------------	------------------	---------

県民が豊かで快適な生活を営むための基盤となる安全で安心な社会を実現するための各種施策に要する経費である。

一般	刑事警察強化費	3,494 (3,494)	7,896
----	---------	---------------	-------

銃器根絶・薬物撲滅運動及び暴力団排除等に要する経費である。

一般	交通安全対策費	92,240 (49,921)	50,481
----	---------	-----------------	--------

運転者の安全意識の高揚等各種交通安全教育の推進に要する経費である。

一般	交通安全施設費	1,644,323(312,209)	1,541,664
----	---------	--------------------	-----------

交通安全施設の整備に要する経費である。

一般	国際化対策費	4,527 (4,527)	4,067
----	--------	---------------	-------

来日外国人に対する生活安全支援等及び来日外国人犯罪に対応するための通訳体制の強化に要する経費である。

(3)	装 備 費	214,570(214,570)	227,681
-----	-------	------------------	---------

一般被服調製費 181,134(181,134) 180,039  
警察官の制服等の調製に要する経費である。

一般警察車両整備費 31,509 (31,509) 45,767  
警察車両の更新等に要する経費である。

一般警察車両購入費 1,927 (1,927) 1,875  
警察車両の増強に要する経費である。

(4) 警察施設費 1,324,742(1,024,309)2,090,003

一般警察施設費  
1,324,742(1,024,309)1,319,106  
警察施設の維持管理・改修、警察職員住宅等及び  
交番・駐在所等の整備に要する経費である。

(5) 運転免許費 1,279,033 (一)1,140,522

一般自動車運転免許費  
1,279,033 (一)1,140,522  
自動車運転免許事務に要する経費である。

(6) 恩給及び退職年金費 96,103 (96,103) 108,692

職 務 恩 給 費 96,103 (96,103) 108,692  
普通恩給、扶助料に要する経費である。

2 警察活動費 919,169(448,606) 908,894

(1) 警察活動費 919,169(448,606) 908,894

一般警察活動費 919,169(448,606) 908,894  
犯罪捜査、交通事件・事故の処理、警察車両の維持運用、警察電話の回線料等警察活動の基盤維持に要する経費である。

平成26年度 (一般) 平成25年度  
当 初 (財源) 当 初  
(千円) (千円)

10 教育費

177,988,938(131,629,407)178,358,448

1 教育総務費

31,171,367(18,783,061)31,161,383

(1) 教育委員会費 12,144 (12,144) 12,515

一般教育委員会維持運営費  
12,144 (12,144) 12,515  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の規定に基づく県教育委員会の維持運営に要する経費である。

(2) 事務局費 2,073,199(2,032,507)2,019,475

職 務 教育総務職員給与費  
1,727,158(1,704,724)1,685,625  
教育政策課、財務課、教職員課、高校教育課、義務教育課、生徒指導推進室、特別支援教育課、福利課、教育事務所、総合教育センター及び古代吉備文化財センターに所属する職員の給与等に要する経費である。

一般教育行政企画調査費 4,868 (4,868) 3,689  
教育行政重点施策の企画立案とその周知徹底及び県教育行政推進に関する研究調査、職員提案制度の実施並びに教育関係法人の指導監督等に要する経費である。

一般教育広報活動費 5,155 (5,155) 5,146  
県教育委員会の施策を周知させるとともに、各市町村教育委員会の広報活動を助長し、教育行政が円滑に遂行できるようなコミュニケーションの確立に努めるために要する経費である。

一般人事管理指導費 3,764 (3,764) 3,151  
県教育委員会事務局職員の人事管理及び市町村教育委員会に対する指導・助言、研修会の実施に要する経費である。

一般教育財産管理費 221,430(221,385) 198,338  
教育財産の維持管理・維持修繕等に要する経費である。

一般教育庁維持運営費 54,997 (54,997) 45,195  
教育庁(本庁各課及び教育事務所)の維持運営に要する経費である。

一般教育総務職員賃金・旅費  
33,771 (33,771) 36,531  
幼稚園研修指導員等の旅費及び臨時職員の賃金等に要する経費である。

一般小中学校施設整備指導費  
4,626 (2,313) 18,989  
県下の市町村が実施する公立学校の新設、改築等施設整備事業に係る国庫負担金・交付金の配分、申請、監督、検査に係る事務と学校施設に関する調査指導に要する経費である。

一般被災児童生徒等就学支援事業費  
17,430 (1,530) 22,811  
東日本大震災で被災した幼児児童生徒に対し、就学支援等を実施するために要する経費である。

(3) 教職員人事費  
17,209,633(8,666,543)17,572,609

職 務 教職員災害補償費 93,011 (93,011) 88,806  
地方公務員災害補償法第49条に基づく負担金及び第69条に基づく非常勤職員の公務災害補償等に要する経費である。

職 務 教職員退職手当費  
16,039,795(7,539,795)16,353,530  
教職員の退職手当支給に要する経費である。

職 務 教職員児童手当費 769,280(769,280) 787,875  
教職員の児童手当支給に要する経費である。

一般 教育関係功労者表彰費	1,912 (1,912)	1,971	
岡山県教育委員会表彰規則により教育・学術・文化に功労のあった個人及び団体並びに永年勤続教職員を表彰するために要する経費である。			
一般 教育施設警備委託費	67,396 (67,131)	65,312	
県立学校及び教育機関等教育施設の夜間等の警備を委託するために要する経費である。			
一般 教員免許状交付書換費	14,902 (一)	15,139	
教育職員免許法に基づく、国・公・私立学校関係の教育職員の免許状の授与、更新及び認定講習会等に要する経費である。			
一般 教職員人事給与管理費	21,016 (18,849)	24,846	
教職員の人事給与管理及び服務監督並びに教員採用等に要する経費である。			
一般 教職員福利厚生費	115,087 (115,087)	107,918	
教職員住宅の維持管理並びに県立学校及び教育機関等職員の健康診断事業、安全衛生管理体制の充実及び職場環境の整備等に要する経費である。			
一般 岡山県教職員住宅等購入費	87,234 (61,478)	127,212	
公立学校共済組合の投資不動産資金を導入して建設した教職員住宅の資金償還に要する経費である。			
<b>(4) 教育指導費 1,397,449(1,115,983)1,239,451</b>			
一般 教育内容指導充実費	10,206 (10,206)	10,079	
小・中・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校において、新教育課程の実施に伴う教科領域並びに生徒指導、道徳教育、進路指導、へき地教育等の各分野について研究し、指導の徹底と指導力の充実にを図るための経費である。			
一般 教科書無償給与審議採択費	2,775 (2,775)	2,887	
「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、「教科書の発行に関する臨時措置法」に基づき教科書の採択及び無償給与に関する事務を行うために要する経費である。			
一般 教職員研修事業費	21,068 (17,298)	20,026	
教職員の指導力の一層の充実・向上を図るための教職員研修実施に要する経費である。			
一般 県立学校IT基盤整備事業費	211,164 (211,164)	181,379	
県立学校において情報通信機器を幅広く活用するため必要な設備を整備するなど、効果的な教育を行う			
			うために要する経費である。
一般 理科教育等設備整備費	20,000 (10,000)	20,000	
「理科教育振興法」に基づく県立学校の理科教育設備等の整備に要する経費である。			
一般 学力向上総合推進事業費	327,033 (247,017)	233,724	
児童生徒の学力向上を目的とした事業に要する経費である。			
一般 学校教育活性化推進事業費	210,593 (198,797)	194,030	
時代の進展に対応した教育の推進に資するため、国際理解教育、環境教育等の学習環境充実に図るための経費である。			
一般 心の教育総合推進事業費	443,204 (362,255)	424,502	
スクールカウンセラー配置事業等、児童生徒の悩み等の相談に応じる体制を強化することにより、児童生徒が悩み等を抱え込まず、心のゆとりを持てるような環境づくりを推進するための事業に要する経費である。			
一般 人権教育指導費	33,998 (33,598)	35,211	
幼・小・中・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校における様々な人権問題についての研修会等の実施、教職員の指導力の向上を図るための事業に要する経費である。			
一般 公立学校教育計画推進費	3,365 (3,365)	5,054	
県立学校の教育体制を整備充実するための計画推進等に要する経費である。			
一般 特別支援教育振興費	43,292 (19,508)	36,905	
障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援し、特別支援教育体制の整備を促進するための事業に要する経費である。			
一般 進学奨励費奨学金償還費	70,751 (一)	75,654	
岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金の償還等に要する経費である。			
<b>(5) 教育研究所費 277,997(277,997) 274,113</b>			
一般 総合教育センター維持運営費	277,997 (277,997)	274,113	
総合教育センターの維持、学校教育の基礎的調査研究、図書資料・教育機器整備に要する経費である。			
<b>(6) 私学振興費</b>			
	<b>10,065,471 (6,542,413)</b>	<b>9,873,760</b>	

一般 私立振興事務費 2,265 (2,265) 1,862  
私学行政の推進に要する経費である。

一般 私学助成費  
10,063,206(6,540,148)9,871,898  
私立学校の振興を図るための各種補助事業等の実施に要する経費である。

- 1 私立学校経常費補助金 6,865,351
  - ・高等学校 4,845,774
  - ・高等学校(広域以外の通信制) 10,189
  - ・中等教育学校 105,171
  - ・中学校 692,653
  - ・小学校 192,162
  - ・幼稚園 1,019,402

2 私立学校教育改革等推進補助金 149,821

3 日本私立学校振興・共済事業団補助金  
46,131

4 私立学校等人権教育指導補助金 9,783

5 岡山県専修学校各種学校振興会補助金 760

6 岡山県私立振興財団補助金 126,038

7 私立専修学校設備整備費等補助金 16,000

8 私立高等学校特色教育施設設備整備費補助金  
10,000

9 私立高等学校通信教育振興奨励費補助金 292

10 私立学校耐震化促進事業補助金 50,000

11 私立高等学校等修学支援事業 2,789,030  
高等学校等就学支援金等 2,472,965  
私立高等学校納付金減免補助金 266,772  
奨学のための給付金 49,293

(7) 恩給及び退職年金費 135,474(135,474) 169,460

教職員恩給費 135,474(135,474) 169,460  
恩給法及び岡山県吏員恩給条例に基づく教職員の恩給支給に要する経費である。

## 2 小学校費

58,862,099(43,544,881)59,316,033

### (1) 教職員費

58,862,099(43,544,881)59,316,033

教職員給与費

58,501,299(43,184,081)58,950,351

市町村立学校職員給与負担法により、県が負担する小学校教職員の給与等に要する経費である。

一般 小学校教職員賃金・旅費

360,800(360,800) 365,682

市町村立学校職員給与負担法により、県が負担する小学校教職員の旅費等に要する経費である。

## 3 中学校費

33,617,040(24,815,584)33,719,437

### (1) 教職員費

33,553,652(24,758,776)33,680,445

教職員給与費

33,263,610(24,468,734)33,391,335

県立中学校、県立中等教育学校前期課程の教職員及び市町村立学校職員給与負担法により県が負担する中学校教職員の給与等に要する経費である。

一般 中学校教職員賃金・旅費

290,042(290,042) 289,110

県立中学校、県立中等教育学校前期課程の教職員及び市町村立学校職員給与負担法により県が負担する中学校教職員の旅費並びに臨時職員の賃金等に要する経費である。

(2) 学校建設費 4,706 (306) —

教職員整備費 4,706 (306) —

県立中等教育学校の建物の整備、耐震補強工事等に要する経費である。

(3) 県立中学校管理費 58,682 (56,502) 38,992

一般 県立中学校管理運営費

58,682 (56,502) 38,992

県立中学校及び県立中等教育学校前期課程の管理運営に要する経費である。

## 4 高等学校費

35,380,632(28,222,456)32,866,387

### (1) 高等学校総務費

31,360,525(26,029,461)29,933,600

教職員給与費

1,903,015(1,890,149)1,927,875

県立定時制高等学校1校及び市町村立学校職員給与負担法により県が負担する市立定時制高等学校10校の教職員の給与等に要する経費である。

教職員給与費

27,712,120(23,636,142)27,547,242

県立全日制高等学校52校及び県立中等教育学校後期課程の教職員の給与等に要する経費である。

一般 定時制高等学校教職員賃金・旅費

18,159 (18,159) 19,025

県立定時制高等学校1校及び市町村立学校職員給与負担法により県が負担する市立定時制高等学校10校の教職員の旅費等に要する経費である。

一般 全日制高等学校教職員賃金・旅費

425,971(425,971) 417,573

県立全日制高等学校52校及び県立中等教育学校後

- 期課程の教職員の旅費並びに臨時職員の賃金等に要する経費である。
- 一般 高等学校入学者選抜費  
21,406 (一) 21,885  
県立高等学校の入学者選抜のために要する経費である。
- 一般 高等学校就学支援金  
1,279,854 (59,040) —  
高等学校就学支援金等の支給に要する経費である。
- (2) 全日制高等学校管理費  
2,282,076(2,110,018)2,115,063
- 一般 県立高等学校建物管理費  
484,304(454,304) 383,699  
県立高等学校の管理、維持修繕に要する経費である。
- 一般 全日制高等学校管理運営費  
1,555,296(1,553,784)1,493,680  
県立全日制高等学校52校及び県立中等教育学校後期課程の管理運営、生徒の実験実習に要する経費である。
- 一般 産業教育等設備整備費  
101,930(101,930) 96,765  
産業教育振興法に基づき、県立高等学校産業教育等設備の整備充実に要する経費である。
- 一般 農業高校実習経営費  
140,546 (一) 140,919  
農業高校8校における実習経営の円滑な運営と経理の適正化を図るために要する経費である。
- (3) 定時制高等学校管理費  
16,143 (16,129) 15,036
- 一般 定時制高等学校管理運営費  
13,733 (13,733) 12,641  
県立定時制高等学校の管理運営に要する経費である。
- 一般 定時制高等学校教育振興費  
2,410 (2,396) 2,395  
定時制高等学校での修学を奨励するために、県立定時制高等学校の生徒に対する教科書の給与及び夜間学校給食の実施並びに県下の定時制高等学校に在学する生徒に対する奨学金の貸与に要する経費である。
- (4) 教育振興費 250 (250) 250
- 一般 産業教育振興費 250 (250) 250  
産業教育の振興を図るため、岡山県産業教育振興会への助成に要する経費である。

- (5) 学校建設費 1,714,484 (63,360) 795,166
- 一般 産業教育施設整備費 34,992 (8,786) 40,857  
産業教育振興法に基づき、県立高等学校の産業教育施設整備に要する経費である。
- 一般 県立学校環境整備費  
135,947 (30,029) 103,171  
県立学校の教育環境整備等に要する経費である。
- 繰上 県立高等学校校舎等整備費  
1,543,545 (24,545) 651,138  
県立高等学校の建物の整備、耐震補強工事等に要する経費である。
- (6) 通信教育費 7,154 (3,238) 7,272
- 一般 通信教育管理運営費 4,845 (943) 4,748  
県立高等学校通信制課程の管理運営に要する経費である。
- 一般 高等学校通信教育振興費  
2,309 (2,295) 2,524  
通信制高等学校への修学を奨励するために、県立高等学校通信制課程生徒に対する教科書・学習書の給与及び県下通信制課程の生徒に対する修学奨励費の貸与に要する経費である。
- 5 特別支援学校費  
13,537,810(11,629,485)15,680,876
- (1) 教職員費  
12,304,919(10,667,315)11,751,518
- 繰上 特別支援学校教職員給与費  
12,008,142(10,370,538)11,466,070  
県立特別支援学校14校及び市町村立学校職員給与負担法により県が負担する市立特別支援学校1校の教職員の給与等に要する経費である。
- 一般 特別支援学校教職員賃金・旅費  
296,777(296,777) 285,448  
県立特別支援学校14校及び市町村立学校職員給与負担法により県が負担する市立特別支援学校1校の教職員の旅費並びに臨時職員の賃金等に要する経費である。
- (2) 学校管理費 1,096,040(959,547) 954,998
- 繰上 特別支援学校就学奨励費  
314,983(179,235) 274,713  
特別支援学校の幼児児童生徒への就学奨励費交付に要する経費である。
- 一般 特別支援学校管理運営費  
781,057(780,312) 680,285  
県立特別支援学校の管理運営に要する経費である。
- (3) 学校建設費 136,851 (2,623)2,974,360

費 特別支援学校校舎等整備費

136,851 (2,623) 130,558

県立特別支援学校の建物の整備，耐震補強工事等に要する経費である。

6 大 学 費 2,151,803(2,151,803)2,236,166

(1) 大 学 費 2,151,803(2,151,803)2,236,166

一般 公立大学法人岡山県立大学運営費

2,151,803(2,151,803)2,236,166

公立大学法人岡山県立大学への運営費交付金等に要する経費である。

運営費交付金 2,151,413

評価委員会運営費 390

7 社会教育費 2,411,104(1,852,092)2,500,138

(1) 社会教育総務費 1,409,479(1,153,861)1,519,215

義務 社会教育職員給与費

920,861(920,861) 908,658

生涯学習課，文化財課，人権教育課，教育事務所の生涯学習課，生涯学習センター，図書館，博物館及び古代吉備文化財センターに所属する職員並びに県費負担派遣社会教育主事の給与等に要する経費である。

一般 社会教育指導体制整備充実費

9,856 (6,573) 11,333

社会教育法に規定する社会教育委員の活動，市町村社会教育行政や社会教育関係団体の指導，生涯学習審議会の運営及び国立吉備青少年自然の家（周辺地域を含む）の整備管理等に要する経費である。

一般 生涯学習センター維持運営費

153,148(153,148) 151,306

岡山県生涯学習センターの業務及び維持運営に要する経費である。

一般 人権教育推進運営費 1,278 (1,278) 1,285

人権教育行政の推進・運営に要する経費である。

一般 生涯学習活動促進費 89,761 (43,642) 94,053

県民の学習活動や社会教育関係団体の活動を支援し，その活発化を促進するとともに，家庭や地域社会の教育力の向上を図り，地域ぐるみで子どもを育てていく環境づくりを行うために要する経費である。

一般 学校文化活動促進費 11,392 (11,392) 11,600

学校における文化活動を促進するための支援を行うとともに，韓国から高校生を招へいし国際文化交流を展開するために要する経費である。

一般 生涯学習センター事業費

12,173 (11,873) 11,939

本県の生涯学習の振興を図るため，生涯学習大学

の運営等生涯学習センターにおいて実施する事業に要する経費である。

一般 人権教育振興費 5,094 (5,094) 5,487

学校・家庭・地域での人権問題についての理解と認識を深めるための研修会等の実施や指導者の養成，情報提供等に要する経費である。

一般 高等学校奨学事業費

205,916 (一) 323,554

経済的理由により修学困難な高校生に対して，教育の機会均等に資するため，修学に要する経費の一部を助成するための経費である。

(2) 文化財保護費 255,850(136,216) 258,079

一般 古代吉備文化財センター維持運営費

15,545 (15,545) 15,973

古代吉備文化財センターの維持管理及び普及啓発活動に要する経費である。

一般 文化財保護対策費 32,673 (28,719) 32,434

文化財の保護と保存活用を推進することにより，県民の文化意識の向上を図るために要する経費及び銃砲刀剣類所持等取締法に基づく銃砲刀剣類登録証の交付等の事務処理に要する経費である。

一般 文化財整備等事業費 14,256 (7,128) 12,975

各種の開発事業に対する埋蔵文化財保存のための試掘・確認調査，文化財保護に係る緊急調査，国指定文化財（建造物・史跡・名勝・天然記念物）の管理及び埋蔵文化財の公開・活用事業に要する経費である。

一般 文化財保護保存費 85,367 (84,824) 88,888

県内の国及び県指定文化財の保存修理等の助成，文化遺産の活用に要する経費である。

一般 埋蔵文化財緊急調査受託費

108,009 (一) 107,809

大規模プロジェクト等に伴う埋蔵文化財の緊急発掘調査に要する経費である。

(3) 図書館費 486,237(308,218) 478,311

一般 県立図書館維持運営費

311,816(306,505) 303,472

岡山県立図書館の業務及び維持運営に要する経費である。

一般 県立図書館資料等整備費

174,421 (1,713) 174,839

県立図書館が図書館法第3条に基づく図書館奉仕を行うための資料収集及び奉仕活動に要する経費である。

(4) 青年の家費 191,399(190,603) 177,813



一般	青年の家維持運営費	191,399(190,603)	177,813
	青年の家の業務及び維持運営に要する経費である。		
(5)	<b>博物館費</b>	<b>68,139 (63,194)</b>	<b>66,720</b>
一般	博物館等維持運営費	67,615 (62,670)	66,247
	博物館の維持管理及び博物館活動に要する経費である。		
一般	博物館資料等整備費	524 (524)	473
	博物館に展示する資料等の整備に要する経費である。		
<b>8</b>	<b>保健体育費</b>	<b>857,083(630,045)</b>	<b>878,028</b>
(1)	<b>保健体育総務費</b>	<b>399,479(225,784)</b>	<b>371,219</b>
繰	保健体育職員給与費	147,760(147,760)	125,050
	保健体育課に所属する職員の給与等に要する経費である。		
一般	学校保健管理費	49,409 (49,409)	46,801
	県立学校児童生徒の健康管理に要する経費である。		
一般	健康教育振興費	25,441 (6,529)	25,645
	学校安全に関する各種の取組や、健康教育の充実に要する経費である。		
一般	学校保健安全指導推進費	176,869 (22,086)	173,723
	学校教育法に基づく児童生徒の保健安全管理の充実と学校管理下における災害事故に対処するために要する経費である。		
(2)	<b>体育振興費</b>	<b>457,604(404,261)</b>	<b>506,809</b>
一般	スポーツ振興施策費	2,524 (2,524)	2,463
	スポーツの推進方策に係る審議会の開催や、指導者の研修等に要する経費である。		
	スポーツ推進審議会費	376	
	生涯スポーツ研究大会費	45	
	スポーツ行政施策推進費	2,103	
一般	体育施設維持運営費	52,559 (51,543)	42,503
	県有体育施設の維持運営に要する経費である。		
	スポーツ施設指定管理料	35,807	
	スポーツ施設維持・修繕費	10,416	
	スポーツ施設火災保険料	353	
	岡山県クレール射撃場維持管理費	5,983	
一般	学校体育振興費	1,331 (1,331)	1,390
	学校体育指導の充実にを図るため体育関係教員の指導力向上を図るとともに児童生徒の体力づくりに要する経費である。		
一般	県民スポーツ振興費	69,243 (46,737)	155,199
	豊かなスポーツライフの実現を目指して地域にお		

けるスポーツ活動を活発化し、住民が生活の中にスポーツ活動を取り入れ、健康、体力づくりや活力のある地域づくりが促進されるよう、県民スポーツの振興を図るために要する経費である。

(公財)岡山県体育協会補助金	510
私たちのスポーツクラブづくり支援事業費	81
全国大会等開催支援事業費	2,500
トップクラブチーム・ファイト!岡山応援事業費	4,253
スポーツによる地域づくり推進事業費	3,484
スポーツによる生き活き岡山 おかやまマラソン(仮称)開催準備事業費	58,415

一般 競技スポーツ振興費

169,554(169,554) 180,390  
選手を育成強化することによって、競技力の向上を図り、国民体育大会等で本県選手の好成績を目指すとともに、本県スポーツ界の士気を高め、ひいては活力ある郷土づくりに資する経費である。

優秀選手の育成・強化事業費	137,849
指導体制確立事業費	19,995
優秀選手等の顕彰事業費	1,800
つくろう・のぼそう・育てよう!スポーツプロジェクト	5,000
チーム岡山次世代指導者養成事業費	3,409
アスリートUターン促進事業費	1,501

一般 国民体育大会費 67,300 (67,300) 61,426  
第69回国民体育大会及び第70回国民体育大会冬季大会への岡山県選手団の派遣及びブロック大会の開催に要する経費である。

一般 学校スポーツ活動推進費

95,093 (65,272) 63,438  
学校体育や運動部活動を活発化し、児童生徒の体力向上や競技力向上に要する経費である。

平成26年度 当(千円)	(一般) 初(財源)	平成25年度 当(千円)	初(財源)
-----------------	---------------	-----------------	-------

**11 災害復旧費** 3,999,390(158,740) 3,969,086

1 農林水産施設災害復旧費

	982,435 (61,542)	1,016,680
(1) 農地農業用施設災害復旧費	752,211 (32,475)	777,605

耕地災害復旧事業費

752,211 (32,475) 777,605

農地、農業用施設、海岸、地すべり防止施設の災害復旧に要する経費である。

(2) 林業施設災害復旧費 175,724 (28,122) 184,575

治山林道災害復旧事業費

153,804 (10,502) 170,175

林地、林道及び治山施設の災害復旧に要する経費である。

単県治山災害復旧事業費

21,920 (17,620) 14,400

国庫補助対象とならない林地・治山施設災害の復旧、補修に要する経費である。

(3) 漁港施設災害復旧費 54,500 (945) 54,500

漁港災害復旧事業費 48,500 (745) 48,500

漁港施設の災害復旧に要する経費である。

単県漁港災害復旧事業費

6,000 (200) 6,000

国庫補助対象とならない漁港施設の災害復旧に要する経費である。

2 土木施設災害復旧費

3,016,955 (97,198) 2,952,406

(1) 土木施設災害復旧費

3,016,955 (97,198) 2,952,406

一般 市町村災害土木復旧事業指導監督費

40,000 (—) 40,000

市町村が実施する災害復旧事業の指導・監督に要する経費である。

公 共 災 害 土 木 復 旧 費

2,826,955 (97,198) 2,762,406

国庫負担を受けて施工する被災公共土木施設（河川、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾等）の復旧工事に要する経費である。

単 県 災 害 土 木 復 旧 費

150,000 (—) 150,000

国庫負担事業の対象とならない公共土木施設の復旧工事に要する経費である。

平成26年度 (一般) 平成25年度  
当 初 (財源) 当 初  
(千円) (千円)

12 公 債 費

103,647,500 (101,214,367) 102,086,734

1 公 債 費

103,647,500 (101,214,367) 102,086,734

(1) 元 金

85,151,077 (83,151,818) 83,082,616

縣 債 元 金 償 還 費

85,151,077 (83,151,818) 83,082,616

県債の元金償還（公債管理特別会計へ繰出）に要する経費である。

(2) 利 子

17,942,008 (17,508,134) 18,658,434

縣 債 利 子 償 還 費

17,942,008 (17,508,134) 18,658,434

県債の利子償還等（公債管理特別会計へ繰出等）に要する経費である。

(3) 公 債 諸 費 554,415 (554,415) 345,684

縣 債 取 扱 事 務 費 554,415 (554,415) 345,684

県債の償還・借入に係る手数料（公債管理特別会計へ繰出）及び市場公募地方債発行に要する経費である。

平成26年度 (一般) 平成25年度  
当 初 (財源) 当 初  
(千円) (千円)

13 諸 支 出 金

70,188,645 (70,188,645) 62,960,386

1 地方消費税清算金

40,219,596 (40,219,596) 35,542,711

(1) 地方消費税清算金

40,219,596 (40,219,596) 35,542,711

縣 地方消費税清算金

40,219,596 (40,219,596) 35,542,711

地方消費税について、各都道府県ごとの消費に相当する額に応じて最終消費地と課税地の一致を図るために調整を行う清算金である。

2 利子割交付金

662,938 (662,938) 701,592

(1) 利子割交付金

662,938 (662,938) 701,592

縣 利子割市町村交付金

662,938 (662,938) 701,592

県民税利子割に係る市町村交付金である。

3 配当割交付金

1,122,372 (1,122,372) 759,389

(1) 配当割交付金

1,122,372 (1,122,372) 759,389

縣 配当割市町村交付金

1,122,372 (1,122,372) 759,389

県民税配当割に係る市町村交付金である。

4 株式等譲渡所得割交付金

102,622 (102,622) 45,700

(1) 株式等譲渡所得割交付金

102,622 (102,622) 45,700

縣 株式等譲渡所得割市町村交付金

102,622(102,622) 45,700

県民税株式等譲渡所得割に係る市町村交付金である。

5 地方消費税交付金

21,424,571(21,424,571)18,126,313

(1) 地方消費税交付金

21,424,571(21,424,571)18,126,313

繰 地方消費税市町村交付金

21,424,571(21,424,571)18,126,313

地方消費税に係る市町村交付金である。

6 ゴルフ場利用税交付金

563,898(563,898) 622,356

(1) ゴルフ場利用税交付金

563,898(563,898) 622,356

繰 ゴルフ場利用税市町村交付金

563,898(563,898) 622,356

ゴルフ場利用税に係る市町村交付金である。

7 自動車取得税交付金

1,001,712(1,001,712)2,191,052

(1) 自動車取得税交付金

1,001,712(1,001,712)2,191,052

繰 自動車取得税市町村交付金

1,001,712(1,001,712)2,191,052

自動車取得税に係る市町村交付金である。

8 軽油引取税交付金

4,977,176(4,977,176)4,849,808

(1) 軽油引取税交付金

4,977,176(4,977,176)4,849,808

繰 軽油引取税市町村交付金

4,977,176(4,977,176)4,849,808

軽油引取税に係る政令指定都市交付金である。

9 利子割精算金

1,534 (1,534) 2,466

(1) 利子割精算金

1,534 (1,534) 2,466

繰 利子割精算金

1,534 (1,534) 2,466

県内に支店等を有する法人から徴収した県民税利子割を、本店所在地都道府県に支払う精算金である。

10 産業廃棄物処理税交付金

112,226(112,226) 118,999

(1) 産業廃棄物処理税交付金

112,226(112,226) 118,999

繰 産業廃棄物処理税市町村交付金

112,226(112,226) 118,999

産業廃棄物処理税に係る保健所設置市交付金である。

平成26年度 (一般) 平成25年度  
当 初 (財源) 当 初  
(千円) (千円)

14 予 備 費

200,000(200,000) 200,000

1 予 備 費

200,000(200,000) 200,000

(1) 予 備 費

200,000(200,000) 200,000

- 繰 予 備 費

200,000(200,000) 200,000

## 2. 特別会計

	平成26年度 当 初 (千円)	平成25年度 当 初 (千円)
<b>岡山県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計</b>	<b>79,189</b>	<b>72,588</b>
母子寡婦福祉資金貸付金	79,189	72,588
母子家庭の福祉を増進するための母子福祉資金及び寡婦の福祉を増進するための寡婦福祉資金の貸付に要する経費である。		
母子福祉資金貸付金	事業開始資金等12種類	
寡婦福祉資金貸付金	事業開始資金等12種類	
<b>岡山県営食肉地方卸売市場特別会計</b>	<b>1,311,769</b>	<b>1,226,293</b>
食肉地方卸売市場運営費	635,115	566,131
県営食肉市場の整備・運営に要する経費である。		
県債元金償還費	585,697	559,808
県債利子償還費	90,957	100,354
<b>岡山県造林事業等特別会計</b>	<b>60,248,434</b>	<b>61,534,042</b>
県営林維持管理費	42,595	42,203
おかやまの森整備公社経営改善対策費		
	60,129,000	61,415,000
県債元金償還費	24,119	23,255
県債利子償還費	52,720	53,584
県有林及び県行造林地の保育管理等並びに（公社）おかやまの森整備公社が行う環境保全を重視した森林整備に対する支援に要する経費である。		
県有林維持管理費	6,862	13,712
県行造林維持管理費	28,609	21,527
職員給与費	7,124	6,964
公社の森機能増進総合事業費		
	1,225,000	1,214,000
経営改善貸付金	58,904,000	60,201,000
<b>岡山県林業改善資金貸付金特別会計</b>	<b>782,480</b>	<b>782,489</b>
林業改善資金貸付金	51,850	51,839
国制度に基づき、林業従事者等が経営改善を行うために必要な機械、施設等を導入する資金を無利子で貸し付けるための経費である。		
木材産業等高度化推進資金貸付金		
	730,630	730,650
木材の生産及び流通の合理化に必要な資金の低利融資に要する経費である。		
<b>岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計</b>		

	<b>100,759</b>	<b>100,791</b>
沿岸漁業改善資金貸付金	100,759	100,791
沿岸漁業従事者の経営及び生活を改善するとともに、青年漁業者の養成を図るために必要な無利子資金の貸付及び資金管理に要する経費である。		
<b>岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計</b>	<b>1,713,864</b>	<b>1,888,057</b>
小規模企業者等設備導入資金貸付金		
	318,013	317,415
小規模企業者等設備導入資金助成法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づいて、小規模企業者等の設備資金貸付に必要な資金の一部の貸付け等に要する経費である。		
中小企業高度化資金貸付金		
	695,851	870,642
独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づいて、中小企業高度化資金の貸付け等に要する経費である。		
小規模企業者等設備貸与資金貸付金		
	700,000	700,000
小規模企業者等設備導入資金助成法に基づいて、小規模企業者等の設備貸与に必要な資金の一部の貸付け等に要する経費である。		
<b>岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計</b>	<b>1,511,646</b>	<b>1,448,957</b>
内陸・流通団地管理事業費		
	248,111	159,622
内陸工業団地及び流通業務団地の管理等に要する経費である。		
県債元金償還金	1,179,405	1,182,236
団地取得・整備のために行った起債に係る元金の償還に要する経費である。		
県債利子償還金	83,744	106,063
団地取得・整備のために行った起債に係る利子の償還に要する経費である。		
県債取扱事務費	386	1,036
団地取得・整備のために行った起債に係る元金償還手数料等の支出に要する経費である。		
<b>岡山県公共用地等取得事業特別会計</b>	<b>2,388,379</b>	<b>2,417,707</b>
道路等用地取得費	1,000,000	1,000,000
道路事業等を円滑に推進するため、事業用地の先行取得を行う経費である。		
一般会計繰出金	1,000,000	1,000,000
平成26年度再取得額を一般会計へ繰出すものである。		
公共用地等取得費	200,000	200,000

公共用地の先行取得に要する経費である。		
吉備高原都市建設用地取得管理費	138,894	167,843
吉備高原都市の整備及び管理に要する経費である。		
県債元金償還費	42,570	42,570
県債利子償還費	6,915	7,294
<b>岡山県後楽園特別会計</b>	<b>261,876</b>	<b>258,454</b>
後楽園費	261,876	258,454
後楽園の管理運営に要する経費である。		
<b>岡山県港湾整備事業特別会計</b>	<b>4,567,213</b>	<b>4,217,512</b>
上屋管理費	233,423	223,064
上屋、荷役機械等の管理に要する経費である。		
玉島地区造成費	845,000	436,000
玉島地区の用地造成に要する経費である。		
笠岡地区造成費	20,000	20,000
笠岡地区の用地造成に要する経費である。		
寄島干拓地等造成費	52,384	49,234
寄島干拓地の造成及び維持管理に要する経費である。		
県債元金償還費	2,993,367	3,008,507
県債利子償還費	421,018	478,459
県債取扱事務費	2,021	2,248
<b>岡山県流域下水道事業特別会計</b>	<b>4,513,940</b>	<b>5,627,952</b>
流域下水道管理費	3,051,263	2,795,127
児島湖流域下水道浄化センターの維持管理等に要する経費である。		
流域下水道建設費	579,160	1,823,400
児島湖流域下水道の建設に要する経費である。		
流域下水道建設関連費	11,843	161,076
児島湖流域下水道の建設に伴う補助公共関連事業に要する経費である。		
県債元金償還費	651,391	616,325
県債利子償還費	220,240	232,024
県債取扱事務費	43	—
<b>岡山県収入証紙等特別会計</b>	<b>5,491,295</b>	<b>7,117,679</b>
収入証紙管理費	3,241,551	3,225,071
岡山県の発行する証紙により、使用料・手数料及び特定の県税の収入を行うのに要する経費である。		
証紙代金収納計器管理費	2,249,744	3,892,608
自動車税・自動車取得税の徴収及びその収納金の一般会計への繰出に要する経費である。		
自動車税・自動車取得税に係る一般会計繰出金		

		2,228,023
証紙代金収納計器による自動車税・自動車取得税の徴収経費		21,721
<b>岡山県用品調達特別会計</b>	<b>219,657</b>	<b>210,226</b>
用品調達事業費	219,657	210,226
行政各部門が必要とする物品を、効率的かつ迅速に調達するための経費である。		
<b>岡山県公債管理特別会計</b>	<b>227,622,265</b>	<b>163,026,175</b>
県債元金償還費	208,373,517	143,190,218
県債の元金償還（公営企業会計を除く）に要する経費である。		
一般会計実施事業分		85,151,077
特別会計実施事業分		6,166,780
借換債分		117,055,660
県債利子償還費	18,693,656	19,490,311
県債の利子償還（公営企業会計を除く）等に要する経費である。		
一般会計実施事業分		17,792,008
特別会計実施事業分		901,648
県債取扱事務費	555,092	345,646
県債の償還及び借入に係る手数料（公営企業会計を除く）である。		
一般会計実施事業分		552,642
特別会計実施事業分		2,450

### 3. 企業会計

平成26年度  
当 初  
(千円)

平成25年度  
当 初  
(千円)

#### 1. 電気事業会計

##### (1) 収益的収入支出

電気事業収益	3,254,839	2,726,886
電気事業費用	2,654,284	2,174,210
差引剰余金	600,555	552,676

旭川, 新見, 加茂, 黒木, 越畑, 久賀, 倉見, 梶並, 滝ノ谷, 阿波, 寄水, 津川, 大町, 千屋, 真加子, 苫田, 三室発電所及び岡山空港太陽光発電所の運転管理並びに発電総合管理事務所の管理等に要する経費である。

##### 内 訳

収入	電力料	3,008,106
	太陽光発電電力料	155,538
	受取利息	11,391
	一般会計からの負担金	13,536
	その他	66,268
支出	運転管理費	1,971,518
	支払利息	153,924
	その他	528,842

##### (2) 資本的収入支出

資本的収入	300,100	1,875,100
資本的支出	1,806,768	4,164,908
留保資金等補填	1,506,668	2,289,808

建設改良のための経費及び企業債の償還等に要する経費である。

##### 内 訳

収入	固定資産売却代金	100
	投資償還金	300,000
支出	建設改良費	402,690
	企業債償還金	539,278
	投資	500,000
	再生可能エネルギー等推進費	364,800

#### 2. 工業用水道事業会計

##### (1) 収益的収入支出

工業用水道事業収益	3,946,276	3,575,162
工業用水道事業費用	3,708,159	3,163,457
差引剰余金	238,117	411,705

水島, 笠岡及び勝央地区の98工場に日量約525,030 m<sup>3</sup>の工業用水を供給する経費である。

##### 内 訳

収入	給水収益	3,495,856
	受取利息	21,240

	負担金	90,910
	その他	338,270
支出	運転管理費	3,287,123
	支払利息	230,164
	その他	190,872

##### (2) 資本的収入支出

資本的収入	1,422,288	5,516,100
資本的支出	4,118,326	7,621,912
留保資金等補填	2,696,038	2,105,812

建設改良のための経費及び企業債の償還等に要する経費である。

##### 内 訳

収入	固定資産売却代金	100
	負担金	22,188
	投資償還金	1,400,000
支出	建設改良費	2,942,338
	企業債償還金	875,988
	投資	300,000

付 表

### 1. 平成26年度予算額対前年度比較表

区 分	平成 26 年 度			平 成		
	当 初 予 算 額	財 源 内 訳		当 初 予 算 額	財 源 内 訳	
		特 定	一 般		特 定	一 般
一 般 会 計	660,234	147,626	512,608	656,183	151,823	504,360
特 別 会 計	310,812	310,812		249,929	249,929	
合 計	971,046	458,438	512,608	906,112	401,752	504,360
企 業 会 計	12,288	12,288		17,124	17,124	



(単位 百万円)

25 年 度			比 較 増 減					
11月現計 予 算 額	財 源 内 訳		当初対 当 初	財 源 内 訳		当初対 11月補正	財 源 内 訳	
	特 定	一 般		特 定	一 般		特 定	一 般
656,822	156,486	500,336	4,051	△ 4,197	8,248	3,412	△ 8,860	12,272
249,979	249,979		60,883	60,883		60,833	60,833	
906,801	406,465	500,336	64,934	56,686	8,248	64,245	51,973	12,272
17,090	17,090		△ 4,836	△ 4,836		△ 4,802	△ 4,802	

## 2. 平成26年度一般会計歳出予算額分類別対前年度比較表

分 類	平成26年度			平成25年度			差引増減			
	当 初 予 算 額	財源内訳		当 初 予 算 額	財源内訳		当 初 対 当 初	財源内訳		
		特 定	一 般		特 定	一 般		特 定	一 般	
義 務 的 経 費	人 件 費	223,115	39,669	183,446	224,495	39,446	185,049	△ 1,380	223	△ 1,603
	公 債 費	103,648	2,434	101,214	102,087	2,450	99,637	1,561	△ 16	1,577
	社 会 保 障 関 係 費	85,096	3,279	81,817	81,934	3,460	78,474	3,162	△ 181	3,343
	そ の 他	77,343	2,366	74,977	74,781	3,244	71,537	2,562	△ 878	3,440
	計	489,202	47,748	441,454	483,297	48,600	434,697	5,905	△ 852	6,757

(単位 百万円)

構成比%		予算額 対前年度比 %	一般財源 対前年度比 %	平成26年度当初予算の主な事項			
平成 26年度	平成 25年度			事 項 名	予算額	財源内訳	
						特 定	一 般
33.8	34.2	99.4	99.1	一 警 教  般 察 育	34,458 35,435 153,222	1,095 213 38,361	33,363 35,222 114,861
15.7	15.6	101.5	101.6	公 債 費	103,648	2,434	101,214
12.9	12.5	103.9	104.3	後 期 高 齢 者 医 療 費 国 民 健 康 保 険 費 介 護 給 付 費 負 担 金 児 童 手 当 費 児 童 保 育 費 児 童 保 護 費 特 別 支 援 学 校 就 学 奨 励 費 精 神 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 自 立 支 援 給 付 費 生 活 保 護 費	23,933 16,060 24,447 5,000 1,194 3,095 315 1,671 7,424 1,247	1,152 136 823 819	23,933 16,060 24,447 5,000 1,194 1,943 179 848 7,424 428
11.7	11.4	103.4	104.8	個 人 県 民 税 徴 収 及 び 県 税 取 扱 費 過 年 度 過 誤 納 還 付 ・ 利 子 割 還 付 金 並 び に 還 付 加 算 金 地 方 消 費 税 清 算 金 地 方 消 費 税 市 町 村 交 付 金 自 動 車 取 得 税 市 町 村 交 付 金 軽 油 引 取 税 市 町 村 交 付 金 原 爆 障 害 者 対 策 費	2,840 1,475 40,220 21,425 1,002 4,977 743	22 742	2,840 1,453 40,220 21,425 1,002 4,977 1
74.1	73.7	101.2	101.6				

分類	平成 26 年 度			平成 25 年 度			差 引 増 減		
	当 初 予 算 額	財 源 内 訳		当 初 予 算 額	財 源 内 訳		当 初 対 当 初	財 源 内 訳	
		特 定	一 般		特 定	一 般		特 定	一 般
運 營 一 費	27,147	4,833	22,314	26,098	4,655	21,443	1,049	178	871
政 業 行 事 費	73,799	37,782	36,017	77,463	42,289	35,174	△ 3,664	△ 4,507	843
計	100,946	42,615	58,331	103,561	46,944	56,617	△ 2,615	△ 4,329	1,714

(単位 百万円)

構成比 %		予算額 対前年度比 %	一般財源 対前年度比 %	平成 26 年度 当初 予算 の 主な 事項			
平成 26年度	平成 25年度			事 項 名	予算額	財 源 内 訳	
						特 定	一 般
4.1	4.0	104.0	104.1	県庁舎維持管理費	421	41	380
				庁内システム運営費	751	55	696
				県立美術館運営費	170	6	164
				総合福祉・ボランティア・NPO会館管理運営費	397	22	375
				商工施策推進費	329	53	276
				土地改良施設管理費	165	56	109
				都市公園管理費	578	21	557
				警察行政運営費	2,372	286	2,086
				警察施設費	1,325	300	1,025
				全日制高等学校管理運営費	1,555	1	1,554
11.2	11.8	95.3	102.4	私学助成費	10,063	3,523	6,540
				中山間地域等活性化特別事業費	600	340	260
				発電用施設周辺地域整備費	220	220	—
				国土調査費	178	119	59
				競技スポーツ振興費	170	—	170
				安心こども基金事業費	4,342	3,849	493
				保育対策事業費	360	175	185
				地域医療再生事業費	2,070	2,070	—
				特定疾患対策費	2,448	1,211	1,237
				救急医療体制整備費	482	235	247
				社会福祉施設等耐震化等整備事業費	49	49	—
				介護職員処遇改善・介護基盤整備事業費	1,496	1,496	—
				小児医療対策費	629	—	629
				心の健康支援事業	74	64	10
				技術振興事業費	528	452	76
				企業誘致等対策費	1,795	1	1,794
				商工団体支援事業費	1,886	—	1,886
				緊急雇用創出事業費	1,979	1,979	—
				中山間地域等直接支払対策事業費	1,403	932	471
				森林整備地域活動支援交付金事業費	121	81	40
				森林整備加速化・林業再生事業費	1,247	1,246	1
				農林水産業強化対策費	223	—	223
				農林水産業基盤整備費	323	—	323
				青年農業者等育成対策事業費(事業費)	334	316	18
				土地改良資金償還助成事業費	659	—	659
				大規模林道推進事業費	159	—	159
				林業振興基金事業費	460	460	—
				港湾利用促進対策費	41	17	24
水島港機能強化事業費	131	108	23				
岡山後楽園魅力向上事業費	63	28	35				
交通安全施設費	1,644	1,332	312				
学力向上総合推進事業費	327	80	247				
15.3	15.8	97.5	103.0				

分類	平成 26 年 度			平成 25 年 度			差 引 増 減		
	当 初 予 算 額	財 源 内 訳		当 初 予 算 額	財 源 内 訳		当 初 対 当 初	財 源 内 訳	
		特 定	一 般		特 定	一 般		特 定	一 般
公 共 事 業 等 の 費 用	57,640	46,837	10,803	57,777	46,760	11,017	△ 137	77	△ 214
	8,487	6,626	1,861	7,510	5,622	1,888	977	1,004	△ 27
	3,959	3,800	159	4,038	3,897	141	△ 79	△ 97	18
	計	70,086	57,263	12,823	69,325	56,279	13,046	761	984
計	660,234	147,626	512,608	656,183	151,823	504,360	4,051	△ 4,197	8,248

(単位 百万円)

構成比%		予算額 対前年度比 %	一般財源 対前年度比 %	平成26年度当初予算の主な事項			
平成 26年度	平成 25年度			事項名	予算額	財源内訳	
						特定	一般
8.7	8.8	99.8	98.1	農業生産基盤整備事業費	3,531	3,261	270
				農村総合整備対策費	1,222	1,012	210
				農道整備事業費	2,228	2,102	126
				農地防災事業費	2,821	2,671	150
				治山事業費	1,231	1,128	103
				造林補助事業費	1,146	837	309
				林道整備事業費	533	499	34
				漁港漁場整備事業費	858	820	38
				道路整備事業費	2,742	2,611	131
				地方道路整備事業費	10,032	9,001	1,031
				河川改修費	3,067	2,873	194
				えん堤整備事業費	327	307	20
				砂防関係事業費	2,536	2,261	275
				港湾海岸保全事業費	1,134	907	227
				港湾改修費	1,126	690	436
				地方振興事業調整費	833	374	459
				単県公共農林水産事業費	576	28	548
				単県公共土木事業費	4,630	3,870	760
				緊急道路環境整備事業費	314	262	52
				生き生き道路整備事業費	1,078	922	156
				地方特定道路整備事業費	5,305	4,807	498
				道路維持修繕費	3,485	147	3,338
				単県舗装補修費	684		684
河川維持修繕費	322	164	158				
公共施設老朽化対策等事業費	720	686	34				
県立高等学校校舎等整備事業費	1,544	1,519	25				
1.3	1.1	113.0	98.6	国営事業負担金	1,774	490	1,284
				国直轄道路事業負担金	2,404	2,163	241
				国直轄河川事業負担金	1,567	1,410	157
				国直轄港湾事業負担金	2,742	2,563	179
0.6	0.6	98.0	112.8	耕地災害復旧事業費	752	720	32
				治山林道災害復旧事業費	154	143	11
				公共災害土木復旧費	2,827	2,730	97
				単県災害土木復旧費	150	150	—
10.6	10.5	101.1	98.3				
100.0	100.0	100.6	101.6				

### 3. 平成26年度会計別予算額対前年度予算額及び前々年度決算額比較表

#### (1) 一般会計

1 歳 入

款 別	平成26年度		平成25年度			
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	11月現計 予 算 額	構成比
		%		%		%
1 県 税	201,033,836	30.4	193,062,354	29.4	193,062,354	29.4
2 地方消費税金 清算	42,675,458	6.5	33,752,009	5.2	33,752,009	5.1
3 地方譲与税	34,986,322	5.3	27,702,537	4.2	27,702,537	4.2
4 地方特例金 交付	690,000	0.1	700,000	0.1	700,000	0.1
5 地方交付税	169,300,000	25.6	165,100,000	25.2	165,845,133	25.2
6 交通安全対策 特別交付金	600,000	0.1	600,000	0.1	600,000	0.1
7 分担金及び 負担金	5,333,730	0.8	5,477,593	0.8	5,590,011	0.9
8 使用料及び 手数料	7,411,884	1.1	5,895,720	0.9	5,896,193	0.9
9 国庫支出金	70,356,319	10.7	67,873,985	10.3	71,511,772	10.9
10 財産収入	1,421,708	0.2	1,318,574	0.2	1,726,300	0.3
11 寄附金	27,555	0.0	1,416,427	0.2	1,416,427	0.2
12 繰入金	20,164,369	3.1	34,086,970	5.2	29,893,257	4.6
13 諸収入	10,896,271	1.7	11,105,150	1.7	11,153,965	1.7
14 県債	95,336,250	14.4	108,091,400	16.5	107,971,500	16.4
15 繰越金		—		—		—
計	<b>660,233,702</b>	<b>100.0</b>	<b>656,182,719</b>	<b>100.0</b>	<b>656,821,458</b>	<b>100.0</b>



(単位 千円)

平成 24 年 度				比 較 (%)		
最終予算額	構成比	決算額	構成比	平 26 当 初 平 25 当 初	平 26 当 初 平 25.11 現 計	平 25.11 現 計 平 24 最 終
	%		%			
192,620,814	28.6	192,851,487	28.9	104.1	104.1	100.2
35,419,085	5.2	35,419,086	5.3	126.4	126.4	95.3
27,013,683	4.0	26,734,992	4.0	126.3	126.3	102.6
714,521	0.1	714,521	0.1	98.6	98.6	98.0
169,065,305	25.1	169,460,052	25.4	102.5	102.1	98.1
600,000	0.1	648,097	0.1	100.0	100.0	100.0
5,273,895	0.8	5,423,552	0.8	97.4	95.4	106.0
6,061,921	0.9	6,154,349	1.0	125.7	125.7	97.3
82,134,947	12.2	75,918,740	11.4	103.7	98.4	87.1
1,697,272	0.3	1,804,267	0.3	107.8	82.4	101.7
1,698,352	0.3	1,697,981	0.3	1.9	1.9	83.4
23,825,504	3.5	21,531,283	3.2	59.2	67.5	125.5
12,214,044	1.8	12,153,208	1.8	98.1	97.7	91.3
113,848,400	16.9	106,728,500	16.0	88.2	88.3	94.8
1,468,612	0.2	9,165,191	1.4	—	—	—
<b>673,656,355</b>	<b>100.0</b>	<b>666,405,306</b>	<b>100.0</b>	<b>100.6</b>	<b>100.5</b>	<b>97.5</b>

2 歳 出

款 別	平成 26 年 度		平成 25 年 度			
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	11 月 現 計 予 算 額	構成比
		%		%		%
1 議 会 費	1,580,063	0.2	1,596,874	0.2	1,586,211	0.2
2 総 務 費	33,626,719	5.1	38,521,525	5.9	41,273,014	6.3
3 民 生 費	100,609,055	15.2	96,844,183	14.8	96,776,967	14.7
4 衛 生 費	14,307,004	2.2	17,012,038	2.6	19,070,643	2.9
5 労 働 費	3,566,602	0.5	3,758,310	0.6	3,769,999	0.6
6 農 林 水 産 業 費	36,047,717	5.5	37,058,542	5.6	37,101,545	5.7
7 商 工 費	8,887,796	1.4	8,790,286	1.3	9,349,912	1.4
8 土 木 費	60,140,561	9.1	58,912,226	9.0	57,293,408	8.7
9 警 察 費	45,443,712	6.9	46,114,081	7.0	45,254,804	6.9
10 教 育 費	177,988,938	27.0	178,358,448	27.2	175,682,631	26.8
11 災 害 復 旧 費	3,999,390	0.6	3,969,086	0.6	4,415,204	0.7
12 公 債 費	103,647,500	15.7	102,086,734	15.6	102,086,734	15.5
13 諸 支 出 金	70,188,645	10.6	62,960,386	9.6	62,960,386	9.6
14 予 備 費	200,000	0.0	200,000	0.0	200,000	0.0
15 仮 給 与 費		—		—		—
計	660,233,702	100.0	656,182,719	100.0	656,821,458	100.0

(単位 千円)

平成 24 年 度				比 較 (%)		
最終予算額	構成比	決算額	構成比	平 26 当 初 平 25 当 初	平 26 当 初 平 25.11 現 計	平 25.11 現 計 平 24 最 終
	%		%			
1,476,195	0.2	1,422,272	0.2	98.9	99.6	107.5
44,105,876	6.6	41,988,824	6.4	87.3	81.5	93.6
98,388,294	14.6	100,005,748	15.2	103.9	104.0	98.4
18,370,342	2.7	16,673,462	2.5	84.1	75.0	103.8
6,542,713	1.0	6,078,840	0.9	94.9	94.6	57.6
39,151,603	5.8	36,237,496	5.5	97.3	97.2	94.8
9,200,678	1.4	8,769,002	1.3	101.1	95.1	101.6
69,104,212	10.3	64,150,280	9.7	102.1	105.0	82.9
45,144,089	6.7	44,974,495	6.8	98.5	100.4	100.2
173,178,579	25.7	169,705,279	25.7	99.8	101.3	101.4
3,261,180	0.5	4,395,286	0.7	100.8	90.6	135.4
101,978,338	15.1	101,915,405	15.5	101.5	101.5	100.1
63,554,256	9.4	63,508,067	9.6	111.5	111.5	99.1
200,000	0.0	—	—	100.0	100.0	100.0
	—		—	—	—	—
<b>673,656,355</b>	<b>100.0</b>	<b>659,824,456</b>	<b>100.0</b>	<b>100.6</b>	<b>100.5</b>	<b>97.5</b>

## (2) 特別会計

会計名	平成26年度	平成25年度	
	当初予算額	当初予算額	11月現計予算額
母子寡婦福祉資金貸付金	79,189	72,588	72,588
県営食肉地方卸売市場	1,311,769	1,226,293	1,270,606
造林事業等	60,248,434	61,534,042	61,539,677
林業改善資金貸付金	782,480	782,489	782,489
沿岸漁業改善資金貸付金	100,759	100,791	100,791
中小企業支援資金貸付金	1,713,864	1,888,057	1,888,057
内陸工業団地及び流通業務 団地造成事業	1,511,646	1,448,957	1,448,957
公共用地等取得事業	2,388,379	2,417,707	2,417,707
後楽園	261,876	258,454	258,454
港湾整備事業	4,567,213	4,217,512	4,217,512
流域下水道事業	4,513,940	5,627,952	5,627,952
収入証紙等	5,491,295	7,117,679	7,117,679
用品調達	219,657	210,226	210,226
公債管理	227,622,265	163,026,175	163,026,175
合 計	310,812,766	249,928,922	249,978,870

(単位 千円)

平成 24 年 度		比 較 (%)		
最 終 予 算 額	決 算 額 歳 入 歳 出	平 26 当 初 平 25 当 初	平 26 当 初 平 25.11 現 計	平 25.11 現 計 平 24 最 終
70,016	148,969 62,602	109.1	109.1	103.7
1,256,458	1,255,454 1,255,232	107.0	103.2	101.1
62,811,789	62,851,282 62,822,042	97.9	97.9	98.0
744,018	921,429 743,155	100.0	100.0	105.2
101,441	230,033 76,233	100.0	100.0	99.4
972,512	4,252,374 807,221	90.8	90.8	194.1
1,326,154	1,326,362 1,324,562	104.3	104.3	109.3
1,412,669	2,129,642 1,275,152	98.8	98.8	171.1
247,156	244,681 239,346	101.3	101.3	104.6
5,467,885	5,350,730 5,326,063	108.3	108.3	77.1
4,824,999	9,679,215 4,464,902	80.2	80.2	116.6
7,358,746	7,366,568 7,225,678	77.2	77.2	96.7
166,924	167,368 156,876	104.5	104.5	125.9
168,918,255	168,898,395 168,898,395	139.6	139.6	96.5
<b>255,679,022</b>	<b>264,822,502</b> <b>254,677,459</b>	<b>124.4</b>	<b>124.3</b>	<b>97.8</b>

## (3) 企業會計

會計名	区 分		平成 26 年度	平成 25 年 度	
			当初予算額	当初予算額	11月現計予算額
電 氣 事 業	収益の収支	収 入	3,254,839	2,726,886	2,726,886
		支 出	2,654,284	2,174,210	2,159,044
		差 引 剩 余 金	600,555	552,676	567,842
	資本の収支	収 入	300,100	1,875,100	1,875,100
		支 出	1,806,768	4,164,908	4,164,908
		留 保 資 金 等 補 填	1,506,668	2,289,808	2,289,808
工 業 用 水 道 事 業	収益の収支	収 入	3,946,276	3,575,162	3,575,162
		支 出	3,708,159	3,163,457	3,144,753
		差 引 剩 余 金	238,117	411,705	430,409
	資本の収支	収 入	1,422,288	5,516,100	5,516,100
		支 出	4,118,326	7,621,912	7,621,912
		留 保 資 金 等 補 填	2,696,038	2,105,812	2,105,812

(単位 千円)

平成 24 年 度		比 較 (%)		
最 終 予 算 額	決 算 額 歳 入 歳 出	平 26 当 初 平 25 当 初	平 26 当 初 平 25.11 現 計	平 25.11 現 計 平 24 最 終
2,106,729	2,213,281	119.4	119.4	129.4
2,058,408	2,002,168	122.1	122.9	104.9
48,321	211,113	108.7	105.8	1,175.1
2,301,320	2,301,261	16.0	16.0	81.5
1,513,864	1,449,931	43.4	43.4	275.1
△ 787,456	△ 851,330	65.8	65.8	△ 290.8
3,624,658	3,670,255	110.4	110.4	98.6
3,015,918	2,909,010	117.2	117.9	104.3
608,740	761,245	57.8	55.3	70.7
2,598,735	2,599,893	25.8	25.8	212.3
1,866,961	1,787,506	54.0	54.0	408.3
△ 731,774	△ 812,387	128.0	128.0	△ 287.8

#### 4. 平成26年度一般会計財源別充当予算額対前年度比較表

款 別	平成26年度当初予算額			平成25年度当初予算額		
	予算額(A)	特定財源	一般財源(B)	予算額(C)	特定財源	一般財源(D)
1 県 税	201,033,836	—	201,033,836	193,062,354	—	193,062,354
2 地方消費税金 清算金	42,675,458	—	42,675,458	33,752,009	—	33,752,009
3 地方譲与税	34,986,322	—	34,986,322	27,702,537	—	27,702,537
4 地方特例交付金	690,000	—	690,000	700,000	—	700,000
5 地方交付税	169,300,000	—	169,300,000	165,100,000	—	165,100,000
6 交通安全対策 特別交付金	600,000	—	600,000	600,000	—	600,000
7 分担金及び負担金	5,333,730	5,333,730	—	5,477,593	5,477,593	—
8 使用料及び手数料	7,411,884	6,549,541	862,343	5,895,720	5,097,944	797,776
9 国庫支出金	70,356,319	70,309,956	46,363	67,873,985	67,799,935	74,050
10 財産収入	1,421,708	982,970	438,738	1,318,574	973,525	345,049
11 寄附金	27,555	17,059	10,496	1,416,427	1,416,427	—
12 繰入金	20,164,369	16,562,225	3,602,144	34,086,970	18,447,970	15,639,000
13 諸収入	10,896,271	7,553,874	3,342,397	11,105,150	7,451,379	3,653,771
14 県 債	95,336,250	40,316,150	55,020,100	108,091,400	45,158,200	62,933,200
15 繰越金						
計	<b>660,233,702</b>	<b>147,625,505</b>	<b>512,608,197</b>	<b>656,182,719</b>	<b>151,822,973</b>	<b>504,359,746</b>



(単位 千円)

平成25年度11月現計予算額			比 較			
予算額(E)	特定財源	一般財源(F)	予 算 額		一 般 財 源	
			(A) - (C)	(A) - (E)	(B) - (D)	(B) - (F)
193,062,354	—	193,062,354	7,971,482	7,971,482	7,971,482	7,971,482
33,752,009	—	33,752,009	8,923,449	8,923,449	8,923,449	8,923,449
27,702,537	—	27,702,537	7,283,785	7,283,785	7,283,785	7,283,785
700,000	—	700,000	△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000
165,845,133	—	165,845,133	4,200,000	3,454,867	4,200,000	3,454,867
600,000	—	600,000	—	—	—	—
5,590,011	5,590,011	—	△ 143,863	△ 256,281	—	—
5,896,193	5,098,417	797,776	1,516,164	1,515,691	64,567	64,567
71,511,772	71,437,722	74,050	2,482,334	△ 1,155,453	△ 27,687	△ 27,687
1,726,300	1,381,251	345,049	103,134	△ 304,592	93,689	93,689
1,416,427	1,416,427	—	△ 1,388,872	△ 1,388,872	10,496	10,496
29,893,257	19,023,525	10,869,732	△ 13,922,601	△ 9,728,888	△ 12,036,856	△ 7,267,588
11,153,965	7,500,194	3,653,771	△ 208,879	△ 257,694	△ 311,374	△ 311,374
107,971,500	45,038,300	62,933,200	△ 12,755,150	△ 12,635,250	△ 7,913,100	△ 7,913,100
<b>656,821,458</b>	<b>156,485,847</b>	<b>500,335,611</b>	<b>4,050,983</b>	<b>3,412,244</b>	<b>8,248,451</b>	<b>12,272,586</b>

## 5. 平成26年度県債充当計画一覧表

(単位 千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳				備 考
		国 庫	県 債	そ の 他	一般財源	
公共事業等債						
公共施設老朽化対策等事業	58,700	29,350	26,200		3,150	
空港整備事業	25,000	12,500	11,200		1,300	
農業生産基盤整備事業	2,687,160	1,288,335	627,400	698,996	72,429	
農村総合整備対策事業	387,450	202,950	116,000	55,350	13,150	
農道整備事業	2,156,700	1,027,000	801,900	237,950	89,850	
農地防災事業	2,496,957	1,246,885	929,300	215,381	105,391	
治山事業	1,194,527	540,437	587,200		66,890	
林道整備事業	419,899	200,000	197,400		22,499	
漁港漁場整備事業	698,740	334,666	238,200	94,150	31,724	
治山林道災害復旧事業(関連)	108,299	66,395	37,100		4,804	
道路整備事業	2,742,000	1,443,100	1,167,600		131,300	
国直轄道路事業負担金	2,404,167		2,162,700		241,467	
地方道路整備事業	9,269,845	4,847,974	3,938,500	52,920	430,451	
河川改修事業	3,056,170	1,441,500	1,426,900		187,770	
えん堤整備事業	315,200	98,789	114,200	88,040	14,171	
国直轄河川事業負担金	1,566,666		1,409,700		156,966	
砂防関係事業	2,325,800	1,075,030	1,073,300	43,044	134,426	
建設海岸保全事業	631,300	300,000	259,200	42,300	29,800	
港湾改修事業	84,000	35,000	29,300	15,750	3,950	
港湾海岸保全事業	812,650	386,000	340,000	46,320	40,330	
浚渫土処理護岸建設事業	32,000	9,000	20,500		2,500	
国直轄港湾事業負担金	2,741,800		1,603,700	959,630	178,470	
交通安全施設整備事業	606,440	303,220	272,000		31,220	
産業教育施設整備事業	19,218	6,406	11,500		1,312	
県立学校環境整備事業	8,268	2,756	4,900		612	
小 計	36,848,956	14,897,293	17,405,900	2,549,831	1,995,932	
公営住宅建設事業債						
県営住宅建設事業	516,051	238,997	276,300		754	
小 計	516,051	238,997	276,300		754	

(単位 千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳				備 考
		国 庫	県 債	そ の 他	一般財源	
災害復旧事業債						
耕地災害復旧事業	64,252	41,010	22,800		442	
治山林道災害復旧事業	2,058	1,306	500		252	
単県治山災害復旧事業	4,560		4,300		260	
漁港災害復旧事業	48,500	30,955	16,800		745	
単県漁港災害復旧事業	6,000		5,800		200	
公共災害土木復旧事業	2,806,857	1,801,106	993,500		12,251	
単県災害土木復旧事業	150,000		150,000			
小 計	3,082,227	1,874,377	1,193,700		14,150	
全国防災事業債						
特別支援学校校舎等整備事業	26,187	8,728	17,300		159	
小 計	26,187	8,728	17,300		159	
教育・福祉施設等整備事業債						
老人福祉施設整備事業	1,088,563		1,015,400	73,163		
障害者福祉施設整備事業	185,744	123,827	49,200	12,717		
産業教育施設整備事業	11,195		8,300		2,895	
県立学校環境整備事業	24,238		18,100		6,138	
小 計	1,309,740	123,827	1,091,000	85,880	9,033	
一般単独事業債						
防災情報ネットワーク高度化事業	102,480		102,300		180	
消防防災ヘリコプター整備事業	253,649		253,500		149	
消防防災活動支援事業	37,755		37,600		155	
公共施設老朽化対策等事業	92,402		92,000		402	
地方振興事業調整費	417,000		374,000		43,000	
中山間地域等活性化特別事業	425,000		284,000	56,250	84,750	
林地災害防止事業	1,600		1,400		200	
単県公共土木事業	4,332,896		3,584,000	286,077	462,819	
緊急道路環境整備事業	294,250		262,000		32,250	
セーフティ・ロード推進事業	63,650		54,000		9,650	
地方特定道路整備事業	5,236,433		2,385,800	2,472,600	378,033	
生き生き道路事業	1,021,561		773,000	148,800	99,761	
小規模橋梁長寿命化対策事業	49,270		43,000		6,270	
単県河川改修事業	771,522		636,100	52,437	82,985	
港湾改修事業	267,838		141,400	78,201	48,237	
港湾海岸保全事業	35,962		23,600	4,200	8,162	

(単位 千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳				備 考
		国 庫	県 債	そ の 他	一般財源	
水島港機能強化事業	130,986		68,500	39,295	23,191	
街路整備特別対策事業	55,000		28,400	18,860	7,740	
交通安全施設整備事業	561,422	21,040	455,000		85,382	
交番・駐在所建設事業	249,349		187,000		62,349	
県立学校環境整備事業	69,198		62,200		6,998	
県立中学校整備事業	4,706		4,400		306	
県立高等学校校舎等整備事業	1,525,693		1,519,000		6,693	
特別支援学校校舎等整備事業	108,763		108,200		563	
小 計	16,108,385	21,040	11,480,400	3,156,720	1,450,225	
退職手当債	19,000,509		8,841,000		10,159,509	
臨時財政対策債	55,000,000		55,000,000			
国の予算等貸付金債 就農支援資金貸付金	45,975		30,650		15,325	
一 般 会 計 計	131,938,030	17,164,262	95,336,250	5,792,431	13,644,928	
公共用地先行取得等事業債 公共施設等建設用地取得事業	169,400		169,400			
小 計	169,400		169,400			
国の予算等貸付金債 木材産業等高度化推進資金貸付金	487,000		243,500	243,500		
小 計	487,000		243,500	243,500		
公 営 企 業 債 と畜場整備事業	50,056		49,800	256		
内陸工業団地造成事業	94,864		94,000	864		
港湾整備事業	1,953,710		1,232,000	721,710		
臨海土地造成事業	847,516		847,000	516		
流域下水道建設事業	374,587	225,967	78,400	70,220		
小 計	3,320,733	225,967	2,301,200	793,566		
特 別 会 計 計	3,977,133	225,967	2,714,100	1,037,066		
総 合 計	135,915,163	17,390,229	98,050,350	6,829,497	13,645,087	

## 6. 現 債 高 一 覧 表

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書  
(単位 千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普通債	834,248,817	825,595,333	30,301,550	60,453,886	795,442,997
(1) 土木産	613,535,296	600,497,848	21,840,600	46,711,459	575,626,989
(2) 農林水	81,827,003	80,182,675	3,566,550	6,186,716	77,562,509
(3) 教 育	45,466,168	52,382,410	1,753,900	2,817,222	51,319,088
(4) 公 営 住 宅	6,971,870	6,677,456	276,300	541,810	6,411,946
(5) 庁 舎	2,999,896	2,712,488		295,114	2,417,374
(6) 警 察	19,572,791	19,940,113	914,000	817,076	20,037,037
(7) 病 院	5,822,564	5,555,324		270,901	5,284,423
(8) そ の 他	58,053,229	57,647,019	1,950,200	2,813,588	56,783,631
2 災害復旧債	6,027,958	6,899,995	1,193,700	892,115	7,201,580
(1) 土木産	5,940,066	6,743,381	1,143,500	872,243	7,014,638
(2) 教 育	5,174	3,256		1,943	1,313
(3) 農 林	73,403	147,105	50,200	14,824	182,481
(4) 警 察	2,717	1,824		906	918
(5) そ の 他	6,598	4,429		2,199	2,230
3 その他の債	520,723,108	574,382,739	63,841,000	23,805,076	614,418,663
(1) 特別地方債	139,981	120,021		20,278	99,743
(2) 減税補填債	19,066,120	17,909,225		1,105,720	16,803,505
(3) 臨時税収補填債	2,394,662	1,936,404		467,593	1,468,811
(4) 退職手当債	63,408,688	70,993,420	8,841,000	2,430,027	77,404,393
(5) 臨時財政対策債	406,404,423	455,556,920	55,000,000	18,132,333	492,424,587
(6) 減収補填債	28,989,358	27,558,285		1,637,713	25,920,572
(7) 調 整 債	319,876	308,464		11,412	297,052
<b>一般会計計</b>	<b>1,360,999,883</b>	<b>1,406,878,067</b>	<b>95,336,250</b>	<b>85,151,077</b>	<b>1,417,063,240</b>
母子寡婦福祉資金	241,651	241,651			241,651
食肉市場	6,147,256	5,587,448	49,800	585,697	5,051,551
県営林整備事業	2,007,331	1,984,077		24,119	1,959,958
林業改善資金	243,500	243,500	243,500	243,500	243,500
中小企業高度化資金	3,810,573	3,347,052		446,731	2,900,321
内陸工業団地及び流通業務団地造成	10,032,513	8,850,277	94,000	1,179,405	7,764,872
公共用地等先行取得	1,009,215	1,165,645	169,400	42,570	1,292,475
港湾整備事業	34,379,946	33,360,439	2,079,000	2,993,366	32,446,073
流域下水道事業	9,800,708	9,684,283	78,400	651,391	9,111,292
<b>特別会計計</b>	<b>67,672,693</b>	<b>64,464,372</b>	<b>2,714,100</b>	<b>6,166,779</b>	<b>61,011,693</b>
電気事業	5,977,650	6,320,404		539,278	5,781,126
工業用水道事業	7,851,546	8,478,099		875,988	7,602,111
<b>企業会計計</b>	<b>13,829,196</b>	<b>14,798,503</b>		<b>1,415,266</b>	<b>13,383,237</b>
<b>総合計</b>	<b>1,442,501,772</b>	<b>1,486,140,942</b>	<b>98,050,350</b>	<b>92,733,122</b>	<b>1,491,458,170</b>

## 7. 平成26年度職員定数表

### (1) 知事部局職員

(平成26年4月1日現在)

区 分	平成26年度定数 (A)	平成25年度定数 (B)	増 減 (A) - (B)	備 考
	人	人	人	
第2条定数(一般職員)	3,554	3,600	△ 46	
第3条定数(派遣職員等)	78	90	△ 12	
第4条定数(受託事業等従事職員)	53	57	△ 4	
計	<b>3,685</b>	<b>3,747</b>	<b>△ 62</b>	

### (2) 諸局職員

(平成26年4月1日現在)

区 分	平成26年度定数 (A)	平成25年度定数 (B)	増 減 (A) - (B)	備 考
	人	人	人	
議 会 事 務 局	33	33	0	
選挙管理委員会事務局	6	7	△ 1	
監 査 事 務 局	14	14	0	
人 事 委 員 会 事 務 局	11	11	0	
労 働 委 員 会 事 務 局	9	9	0	
海区漁業調整委員会事務局	6	6	0	
企 業 局	120	120	0	
計	<b>199</b>	<b>200</b>	<b>△ 1</b>	

## (3) 教育職員

(平成26年4月1日現在)

区 分	平成26年度 定 数 (A)	平成25年度 定 数 (B)	増 減 (A) - (B)	備 考
	人	人	人	
第2条定数				
1. 教育庁および教育機関	317	315	2	
内訳 { 一般職員	317	315	2	事務2
2. 小 学 校	7,372	7,388	△ 16	
内訳 { 教 員	6,396	6,406	△ 10	標準法△ 9, 交付金△ 2, 単県 1
養護教員	417	420	△ 3	標準法△ 3
事務職員	425	426	△ 1	標準法△ 1
栄養職員	134	136	△ 2	標準法△ 2 (栄養教諭を含む)
3. 中 学 校	4,085	4,062	23	
内訳 { 教 員	3,681	3,650	31	標準法30, 交付金 1
養護教員	169	172	△ 3	標準法△ 3
事務職員	185	191	△ 6	標準法△ 6
栄養職員	50	49	1	標準法 1 (栄養教諭を含む)
4. 定時制高校	234	233	1	
内訳 { 教 員	224	223	1	標準法 1
事務職員	8	8	0	
その他	2	2	0	
5. 全日制高校	3,303	3,267	36	
内訳 { 教 員	2,725	2,691	34	標準法34
事務職員	321	321	0	標準法 6, その他△ 6
その他	257	255	2	標準法 2
6. 特別支援学校	1,472	1,393	79	
内訳 { 教 員	1,328	1,255	73	標準法72, その他 1
事務職員	97	94	3	標準法 4, その他△ 1
栄養職員	13	12	1	標準法 1 (栄養教諭を含む)
その他	34	32	2	標準法 2
計	16,783	16,658	125	
第3条定数 (派遣職員等)	(205)	(212)	(△ 7)	
第4条定数 (受託事業等従事職員)	(23)	(23)	(0)	

注 ( ) は予算定数

## (4) 警察職員

(平成26年4月1日現在)

区	分	平成26年度 定数 (A)	平成25年度 定数 (B)	増 減 (A) - (B)	備 考
		人	人	人	
警	察	3,470	3,453	17	
警	視	120	120	0	
警	部	254	253	1	
警	部	1,000	994	6	
巡	査	1,033	1,028	5	
巡	査	1,063	1,058	5	
警察官以外の職員		442	449	△ 7	
派	遣	10	10	0	
研	修	13	13	0	
休	職	14	14	0	
警	察	10	10	0	
一	般	4	4	0	
	計	<b>3,949</b>	<b>3,939</b>	<b>10</b>	



## 8. 平成 26 年度 給 与 費

### (1) 一 般 会 計

#### 1. 特 別 職

(平成26年4月1日現在, 単位 千円)

区 分		職員数	給 与 費				共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	職員手当	計		
本 年 度	長 等	人						
	議 員	3		34,416	15,797	50,213	9,587	59,800
	そ の 他	55	557,040		198,562	755,602	107,154	862,756
	計	4,996	4,256,766	8,322	3,674	4,268,762	212,562	4,481,324
		<b>5,054</b>	<b>4,813,806</b>	<b>42,738</b>	<b>218,033</b>	<b>5,074,577</b>	<b>329,303</b>	<b>5,403,880</b>
前 年 度	長 等	3		30,420	12,016	42,436	9,119	51,555
	議 員	56	567,120		202,155	769,275	122,413	891,688
	そ の 他	4,806	4,125,900	7,184	3,051	4,136,135	198,545	4,334,680
	計	<b>4,865</b>	<b>4,693,020</b>	<b>37,604</b>	<b>217,222</b>	<b>4,947,846</b>	<b>330,077</b>	<b>5,277,923</b>
比 較	長 等	△1	△10,080	3,996	3,781	7,777	468	8,245
	議 員	190	130,866	1,138	623	132,627	14,017	146,644
	そ の 他	189	120,786	5,134	811	126,731	△774	125,957

#### 2. 一 般 職

(平成26年4月1日現在, 単位 千円)

区 分	職員数	給 与 費			共 済 費	合 計
		給 料	職員手当	計		
本 年 度	人					
	<b>24,846</b>	<b>106,065,666</b>	<b>78,159,273</b>	<b>184,224,939</b>	<b>35,441,640</b>	<b>219,666,579</b>
前 年 度	24,730	105,615,099	79,314,811	184,929,910	36,046,901	220,976,811
比 較	116	450,567	△1,155,538	△704,971	△605,261	△1,310,232
職 員 手 当 の 内 訳	扶 養 手 当		2,776,552	管理職員特別勤務手当		29,526
	地 域 手 当		1,396,607	退 職 手 当		21,795,045
	時 間 外 勤 務 手 当		4,410,743	休 日 勤 務 手 当		908,206
	期 末・勤 勉 手 当		37,994,464	へ き 地 手 当		164,646
	寒 冷 地 手 当		11,686	産 業 教 育 手 当		100,200
	通 勤 手 当		2,441,578	定 時 制 通 信 教 育 手 当		45,486
	単 身 赴 任 手 当		101,022	住 居 手 当		1,191,767
	特 殊 勤 務 手 当		1,177,878	特 地 勤 務 手 当		58,980
	管 理 職 手 当		1,472,672	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当		1,080,303
	初 任 給 調 整 手 当		61,476			
	夜 間 勤 務 手 当		272,564			
	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当		34,006			
	宿 日 直 手 当		633,866			
					<b>合 計</b>	

## (2) 特別会計

(平成26年4月1日現在, 単位 千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				共 済 費	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	職員手当	計		
岡山県営食肉地方 卸売市場特別会計	人 6	人 11	16,598	48,761	39,087	104,446	20,502	124,948
岡山県造林事業等 特別会計		1		3,605	2,236	5,841	1,283	7,124
岡山県港湾整備事業 特別会計		2		7,617	4,273	11,890	2,610	14,500
岡山県流域下水道 事業特別会計		1		3,308	1,934	5,242	1,258	6,500
本 年 度	6	15	16,598	63,291	47,530	127,419	25,653	153,072
前 年 度	5	16	13,665	67,329	50,511	131,505	26,389	157,894
比 較	1	△1	2,933	△4,038	△2,981	△4,086	△736	△4,822
職員手当の内訳 (一般職員のみ)			扶 養 手 当                    2,384千円 地 域 手 当                    1,961 時 間 外 勤 務 手 当            9,191 期 末・勤 勉 手 当            25,016 通 勤 手 当                    2,000 特 殊 勤 務 手 当            3,324 管 理 職 手 当                2,358 宿 日 直 手 当                51 休 日 勤 務 手 当 住 居 手 当                    1,245 合 計                            47,530					

## 9. 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 引上げ分の地方消費税収 39.9億円

(※平成26年度の清算後の地方消費税収の12分の2に相当する額から、人口に応じて按分して市町村に交付した額を控除した額(平成26年1月24日付け、総税都第2号・総務省自治税務局都道府県税課長通知))

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,065.4億円

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位 千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県債	その他	引上げ分の地方消費税	その他	
社会福祉	社会福祉総務事業	1,393,944	106,031		697,822	26,452	563,639
	障害者福祉事業	10,713,242	1,095,980	49,200	265,518	417,007	8,885,537
	老人福祉事業	3,537,074	68,118	1,015,400	1,711,256	33,275	709,025
	遺家族等援護事業	28,221	13,072			679	14,470
	女性福祉事業	2,181	1,072			50	1,059
	児童福祉事業	10,583,241	2,391,514		1,993,137	277,866	5,920,724
	児童措置事業	4,351,783	1,145,085		33,540	142,244	3,030,914
	母子福祉事業	145,517	6,758		2,000	6,131	130,628
	生活保護事業	1,250,378	826,994		3,434	18,825	401,125
	小計	32,005,581	5,654,624	1,064,600	4,706,707	922,529	19,657,121
社会保険	後期高齢者医療事業	24,195,002	86,695		88,877	1,076,725	22,942,705
	介護保険事業	24,455,385			8,841	1,095,871	23,350,673
	国民健康保険事業	16,070,217			5,637	720,131	15,344,449
	小計	64,720,604	86,695	0	103,355	2,892,727	61,637,827
保健衛生	公衆衛生総務事業	1,829,282	925,234		4,508	40,324	859,216
	結核対策事業	21,548	13,919			342	7,287
	予防事業	3,026,125	1,469,202		21,505	68,829	1,466,589
	精神衛生事業	832,143	83,796		53,703	31,139	663,505
	公害保健対策事業	141,647	1,895		138,682	48	1,022
	保健所事業	159,205	6,552		2,573	6,728	143,352
	医務事業	3,383,253	776,816		2,165,512	19,765	421,160
	保健師等指導管理事業	416,806	178,209		30,281	9,338	198,978
小計	9,810,009	3,455,623	0	2,416,764	176,513	3,761,109	
<b>合計</b>	<b>106,536,194</b>	<b>9,196,942</b>	<b>1,064,600</b>	<b>7,226,826</b>	<b>3,991,769</b>	<b>85,056,057</b>	

※上記の事業名に係る経費は、複数の「目」を含むものがあり、また、事務費等は除外している。

## (参 考)

## 事 項 の 分 類 基 準

分 類		分 類 の 考 え 方
義 務 的 経 費	人 件 費	職員人件費（議員報酬，教職員報酬含む）
	公 債 費	県債の元金・利子償還に要する経費（取扱事務費含む）
	社会 保 障 関 係 費	法律等によって県負担が義務化づけられているもののうち，社会保障関係費（医療，介護，子ども，障害福祉等）に分類される経費
	そ の 他	法律等によって県負担が義務づけられているもので，地方消費税清算金や国庫支出返納金，原爆障害者対策費など社会保障関係費以外の経費
一 般 行 政 経 費	運 営 費	法律上，県の役割とされている許認可や指導監督等の業務に必要な経費や県が設置した公の施設の運営経費，その他庁舎等の公用施設の運営費など，行政サービスの提供に必要な基本的な経費
	事 業 費	県が政策判断により取り組む事業で，補助金，貸付金，試験研究費などの経費（建物，施設，設備等の補修，修繕経費のうち改良・大規模更新的なものやシステム構築経費など政策判断の必要なものを含む） ただし，投資的経費に分類されるものを除く
投 資 的 経 費	公 共 事 業 等 費	公共事業費（補助公共及び単独公共）及び道路・橋梁等，公共事業により整備した社会資本の維持修繕経費 また，一定規模以上の建築公共事業費についても，この区分に分類する
	国 直 轄 事 業 負 担 金	国直轄事業として実施されるものの県負担金 なお，受益者負担金を県が徴収し，国庫に納付しているものも含む
	災 害 復 旧 事 業 費	災害復旧事業費（単独事業含む）